

第一百六十六回

## 参議院文教科学委員会会議録第二十号

平成十九年六月十九日(火曜日)  
午前十時開会委員の異動  
六月十五日 辞任

荻原 健司君

白 真穂君

広中和歌子君

六月十八日 辞任

岡田 神取

二之湯 智君

南野知恵子君

大塚 耕平君

林 久美子君

水岡 俊一君

風間 祐君

小泉 順雄君

大塚 耕平君

林 久美子君

水岡 俊一君

藤井 基之君

岡田 神取

玉井日出夫君  
北岡秀二君  
松岡徹君  
神本美恵子君  
谷合正明君岡田 健司君  
北岡 広君  
荻原 健司君  
小泉 順雄君  
中曾根弘文君  
水落 敏栄君  
吉村剛太郎君  
神本美恵子君  
鈴木 寛君  
西岡 武夫君  
林 久美子君  
広中和歌子君  
松岡 徹君  
谷合 正明君  
水岡 俊一君  
鰐淵 洋子君  
井上 哲士君  
鈴木 武夫君  
西岡 晋三君  
安倍 安倍君  
伊吹 文明君  
鈴木 寛君  
政二君房長科学大臣官  
文部科学省生涯  
学習政策局長  
文部科学省初等  
文部科学省高等  
教育局長  
文部科学省研究  
文部科学省研究  
振興局長  
文化庁次長  
環境省地球環境  
局長  
南川 秀樹君玉井日出夫君  
北岡秀二君  
松岡徹君  
神本美恵子君  
谷合正明君

○委員長(狩野安君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

○委員長(狩野安君) 学校教育法等の一部を改正する法律案外六案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官山中伸一君外十名を政府参考人として出席を求める。その説明を聽取することに御異議ございませんか。

○委員長(狩野安君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国教育基本法案(西岡武夫君外四名発議)

○教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国教育基本法案(西岡武夫君外四名発議)

○学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(西岡武夫君外四名発議)

○地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(西岡武夫君外四名発議)

○委員長(狩野安君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

○学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(西岡武夫君外四名発議)

○委員長(狩野安君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

○学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(西岡武夫君外四名発議)

○委員長(狩野安君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

○委員長(狩野安君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

私は与党の筆頭理事として関係各位に心から厚く御礼申し上げる次第であります。

昨年、六十年ぶりに教育基本法が全面的に改正されました。新しい時代にふさわしい教育の目的や目標が定められております。これまでの基本法になかった大学や幼稚教育、そういうしたものも条文に記されておりまして、安倍総理の目指す美しい国日本を実現するために、これは大変な意義ある法案であると私は考えております。

今回、政府から提出された教育再生関連三法案は、改正教育基本法の理念の下に、それを具体化するための法案であります。また、いじめやそれに起因する自殺の多発、必修科目の未履修などの問題に世間から大変批判を受けている今日であり、それに対応する法律案であるとも私は理解しております。

昨今、教育の現場に多くの問題が、本当にたくさんの、まるで噴出していると言つてもいいような感じで生じておられます。こんな中で学んでいる子供たち、その教育環境をどうやって向上させていくのか、早急な改革が求められていると私は考えております。総理が、教育改革は安倍内閣の最重要課題として位置付けて、いち早く今国会に法案を提出された。これを私は高く評価するものであります。

今回の法案が提出されるまでの流れを振り返ってみますと、一月二十四日に教育再生会議から第一次報告が提出され、それを受けて、三月十日に中央教育審議会から教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について答申案が出来ました。従来であれば、中教審は諸問を受けながら時間を掛けておつたのですから、一部の方々からはちょっと拙速ではないかという意見もあることは承知しております。しかし、教育改正は待つたなしの改革であり、子供たちにとつて過ぎ去った時間は取り戻すことのできない、だからこそ教育改革は迅速にできるところから実行していく必要があると思います。

今回法案を急速提出された理由と、総理の教育

改革に懸ける熱い想いというものをして語つていただきたいと思います。

**○内閣総理大臣(安倍晋三君)** 教育の問題、教育をめぐる問題については、やはり国民の声として、教育を何とかしてもらいたい、子供たちをめぐるこの環境を一新をしてもらいたいという強い声が上がってきていたわけでございます。また、上に述べたように、この環境に長年取組んできました。しかし、まあ実効が上がった事柄もあるわけですが、なかなか実効が上がりません。

そして、この教育基本法の中には、道徳心とか公共の精神、自立心、そうしたものをしっかりと書き込んでいくべきであろう。家族の大切さや、あるいはまた地域の、そしてまた自分たちをばくらんできた環境、そして国に対する愛情、愛着、そうしたこともしっかりと教えていくう、教えていくべきである。そう私も考えてきたわけでありますし、国民の多くの方々もその思いは共通だったのではないか、こう思います。

その中で、昨年の通常国会、そして臨時国会を経て改正教育基本法ができ上がったわけでござります。まあ、これは六十年ぶりの改正となつたわけでございます。正に、根本からさかのぼつて、我々は改革を行い、再生に向かつて大きく一步を歩み出しました。その中において教育再生会議を立ち上げまして、具体的にこの教育基本法、改正成った教育基本法にのつとつて具体的な改革、再生を前に進めていくことになつたところでございます。その中で、教育再生会議に様々な分野から、様々な世代から見識、意見を持った方々に御参加をいただきました。そして、ちょうど議論をいただいておりましたときに、現象面としていじめの問題、あるいは未履修の問題、そういう問題が出てまいりました。

改めて、文教科学委員会会議録第二十号

では、やはり今まで改革を行つて、そして、あるいはこの教育の現場に社会總掛かりで取り組んでこなかつた、そうしたある意味ではゆがみの出でた結果ではなかつたかと、私はこのよう

うに思うわけでありますが、様々な御議論がなされた上において第一次報告を取りまとめていただきました。そしてまた、その後中教審において三月に答申をしていただいたということでございま

す。また、現在この委員会で御議論をいただいている三法案については、中教審でも既に関連の事柄について御議論をずっといただいてきた事柄が多い、こういう認識から教育基本法をやはりこれはもう待つたなしで改正をしなければならない。そして、この教育基本法の中には、道徳心とか公共の精神、自立心、そうしたものをしっかりと書き込んでいくべきであろう。家族の大切さや、あ

るいはまた地域の、そしてまた自分たちをばくらんできた環境、そして国に対する愛情、愛着、そうしたこともしっかりと教えていくう、教えていくべきである。そう私も考えてきたわけでありますし、国民の多くの方々もその思いは共通だったのではないか、こう思います。

そのように確信をいたしております。

**○中川義雄君**

この国にとって、正に天然資源とともに、経て改正教育基本法ができ上がつたわけでござります。まあ、これは六十年ぶりの改正となつたわけでございます。正に、根本からさかのぼつて、我々は改革を行い、再生に向かつて大きく一步を歩み出しました。その中において教育再生会議を立ち上げまして、具体的にこの教育基本法、改正成った教育基本法にのつとつて具体的な改革、再生を前に進んでいます。そんな中で今後とも活力のある社会を維持し、国際社会の中で尊敬されていくために私は、私は本当に人づくりしかない、人的資源をどうやって有効に活用するかしかないと考えているわけであります。総理が強く掲げているイノベーション、これも優秀な人材がいなければ決して実現できないものであると思います。教育は国家百年の大計と言われておりますが、どうしても結果が出るまでにはある程度長い時間が掛かるわけであります。今すぐやらなければ、将来この国を担つていく子供たちに重い重いツケだけを残してしまってはなかろうか。

総理に、我が国の今後の発展にとって必要な人

きたいんですが、また、総理はよく言われますが、戦後レジームからの脱却ということを聞いております。総理が考る将来の日本とはどのような国なのか、そして、そのような国になるために教育が果たすべき役割について、総理の認識をお聞かせいただきたいと思います。

**○内閣総理大臣(安倍晋三君)** 日本は、戦後、ある意味では旧教育基本法によって、言わば機会均等、教育の機会均等によってすべての子供たちがひとしく教育を受ける機会が保障され、そして学問の自由も保障されたわけでございます。その中で日本は優秀な人材を育て、そして見事に高度経済成長を達成し豊かな国になつたと、このように思つてございます。

しかしながら、同時に、やはりその過程において経済至上主義のところがなかつたかといえれば、そこには日本は優秀な人材を育て、そして見事に高度経済成長を達成し豊かな国になつたと、このように思つてございます。

正に教育改革は待つたなしであります。責任を果たしていきたい。そして、すべての子供たちに高い水準の学力と規範意識を身に付ける機会を私たちには責任を持って保障をしていかなければいけない。そのため、この三法案を成立させたいことを果たしていきたい。そして、すべての子供たちが本当に人づくりしかない、人的資源をどうやって有効に活用するかしかないと考えている

ところをやはりきちっとと教えていくう、教えていくう、ただ経済のみ繁榮してそうした心を忘れてはならない。そのため、この三法案を成立させたいことを果たしていきたい。そして、すべての子供たちが本当に人づくりしかない、人的資源をどうやって有効に活用するかしかないと考えている

ところをやはりきちっとと教えていくう、教えていくう、ただ経済のみ繁榮してそうした心を忘れてはならない。そのため、この三法案を成立させたいことを

源に恵まれているけれども、四十年、五十年後など、だんだんそれは減少していく中において、自分たちの国の正にこれは財源、宝は、財産は、これやはり人材であると。その人材を育てたい、資源なしで立派にやっている日本を見習いたいと。そしてまた、日本に旅行した人たちが、日本人の立ち居振る舞いというのは大変立派だという、そういう評価をいただいているのも事実でございます。ですから、私たちは決して自信を失う必要はないわけであります、しかしながら、このまま行つてしまいますが、そうした人たちがせつかく褒めていますと、そうした人たちがせつかく褒めていますと、そういう意味におきましても、今こそ改革が必要であります。そして、それと同時に、やはり今や経済がグローバル化する中において、世界の中での競争に勝ち抜いていくという競争力、たくましさも必要であります。この競争力、たくまさ、そして美しい心、このバランスが私は大変大切なんだろうな、このバランスを達成するも教育の役割であろうと、このように思つているところでございます。

○中川義雄君 次に、教育再生会議についてお伺いしたいと思います。

六月一日に教育再生会議から第一次報告が提出されました。この報告によれば、ゆとり教育の見直し、その具体策、德育、大学・大学院の改革、これを実現するための教育財政基盤の在り方について重点的に提言されています。さらに、第二次報告で提言された教育委員会の評価、教員の資質向上等、さらにまた、本委員会でも取り上げられましたが、十分これまで取り上げられなかつた大学入試改革、六三三四制の在り方についての具体策、これが第三次報告に出るのではないかと、こう言われております。

このよう総理の私的諮問機関でいろいろな改革案が報告されておりますが、今回私が非常に気になつたことは、学制改革についてまたやるということであります、教育再生会議が原則非公開

で、会議後に報告要旨と会議録が公表されていることがあります。私は、我が国の教育制度の根幹である学制改革まで議論するということであれば、当然その中身についてはオープンでやっていただきたい。本委員会でもそういう意見が数多く出されておりました。

総理は、今回の報告についてどのような御所見をお持ちなのか、そして、この報告の実現性についてどのように考えられているのか、そして、いろいろな学制その他の様々な議論についてはその中身をオーブンにすべきだと私も強く感じておりますが、総理の御所見を伺いたいと思っております。

から、そういう意味におきましては、今お話を必要であろう。そして、それと同時に、やはり今や経済がグローバル化する中において、世界の中での競争に勝ち抜いていくという競争力、たくましさも必要であります。この競争力、たくましさ、そして美しい心、このバランスが私は大変大切なんだろうな、このバランスを達成するのも教育の役割であろうと、このように思つてゐるところでございます。

いしたいと思います。六月一日に教育再生会議から第二次報告が提出されました。この報告によれば、ゆとり教育の見直し、その具体策、德育、大学・大学院の改革、これを実現するための教育財政基盤の在り方について重点的に提言されております。さらに、第一次報告で提言された教育委員会の評価、教員の資質向上等、さらにまた、本委員会でも取り上げられましたが、十分これまで取り上げられなかつた大学入試改革、六三三三四制の在り方についての具体策、これが第三次報告に出るのではないかと、こう言われております。

二次報告においては、四つの対応をいたしました。そこで、学校週五日制を基本としつつ、必要に応じ曜日に授業を行えるようにすること、そして徳育活動を新たな組みにより教科化し充実を図っていくこと

こと、そして良き教師を確保すること、そして全国立大学での九月入学枠の設定の実現を目指し、大学化に向けて優先的に取り組むように伊吹大臣に指示をお願いをしたところでございます。そういう御議論を今いただいているわけでございまして、分かりやすく、この報告については、国民の皆様に説明ができるような報告にしていただきたいと、こう思つておる次第でござります。

もちろん、大切なことを議論をしておりますから、国民の皆様にどういう議論がなされているか、あるいは、その中でこれからどういう方向を目指しているかということを国民の皆様に酌み取つていただきなければなりません。ですから、これは会議後直ちに記者ブリーフィングを行つています。また、議事要旨、議事録等の公開により会議の内容を公開をいたしておるわけでござります。また、議事録等を読んでいただければ、どういう議論がなされているか、そして、どういう論点が今集中的に議論されているかということについて御理解をいただけるのではないかと、このよう思います。

○中川義雄君 今総理から公開についていろんな話をされました、私たちは、やはりそれぞれの委員がどんな角度からどんな発言の仕方をしていいのか本当に知りたいんです。というのは、なぜ知りたいかというと、これは国会同意人事ではありますので、我々は委員その他について口は全然出せないようになつておりますから、できればそういう人柄が分かるような内容等についても、これは公開していただきたいものだなど、これは私の願いですから、強くそのことを御配慮いただきたいけれどお願いだけさせていただきたいと思つています。

私は、今回の参議院のこの本委員会における審議について大変な誇りを持つております。この法案が大切な大切な、日本の将来にとって大切な法案であるから、衆議院では特別委員会をつくつて

こと、そして良き教師を確保するためめり張りの  
ある教員給与体系を実現すること、そして全国立  
大学での九月入学枠の設定の実現を目指し、大学  
の四月入学原則を弾力化することについて、具体  
化に向けて優先的に取り組むよう伊吹大臣に指  
示をお願いをしたところでございます。そういう  
御議論を今いたいでいるわけでございまして、  
分かりやすく、この報告については、国民の皆様  
に説明ができるような報告にしていただいたと、  
こう思つてはいる次第でございます。

もちろん、大切なことを議論をしておりますか  
ら、国民の皆様にどういう議論がなされている  
か、あるいは、その中でこれからどういう方向を  
目指しているかといふことを国民の皆様に内々お

○中川義雄君 今総理から公開についていろんな話をされました。が、私たちは、やはりそれぞれの委員がどんな角度からどんな発言の仕方をしていくのか本当に知りたいんです。というのは、なぜ取つていただかなければなりません。ですから、これは会議後直ちに記者ブリーフィングを行つています。また、議事要旨、議事録等の公開により会議の内容を公開をいたしておるわけでございまして、この議事録等を読んでいただければ、どういう議論がなされているか、そして、どういう論点が今集中的に議論されているかということについて御理解をいただけけるのではないかと、このように思います。

知りたいかというと、これは国会同意人事ではありませんので、我々は委員その他について口は全然出せないようになつておりますから、できれば、そういった人柄が分かるような内容等についても、これは公開していただきたいものだなど、これは私の願いですから、強くそのことを御配慮いただきたいと思つて、ければとお願いだけさせていただきたいと思つています。

私は、今回の参議院のこの本委員会における審議について大変な誇りを持つております。この法案が大切な大切な、日本の将来にとって大切な法案であるから、衆議院では特別委員会をつくつてあります。

院においては文教科学委員会でこれを議論するところになつた。私はそれで良かったと思つております。文教科学委員会には教育問題に通じた人がやつぱり寄つてこれまでいろいろな議論をしてきました。その中で議論することが本質的に正しかったと、こう思つております。議論の中に参加してみて、私はしみじみそのことの有り難さを逆に感じております。

審議時間について言つても、定例日しか原則として審議できなかつた、そういう非常に制約のある審議時間でありましたが、衆議院では、聞くところによると、五十七時間近く審議したそうであります。が、参議院ではこれまで四十八時間、既に四十八時間四十五分やっています。本日六時間審議しますと、合わせて五十四時間四十五分。普通、衆議院の七掛けの議論でいいとよく言われておりますが、参議院で衆議院とほとんど変わらないぐらいの時間をみんなが協力し合つてやつたことに、私は本当に有り難いことだと思つております。更に特筆すべきことは、普通なら許されない委員外質問、国民党や社民党といった人たち、それぞれ二回、計四回この議論に参加しました。できるだけ多くの方々の意見を聴いてこの本委員会を持つていいこうとした委員会の皆さん方に大変私は敬意を表したいと思つているわけであります。

総理は、また文部科学大臣もこれに参加しておりましたから、お二人のこの本委員会の在り方について、やつてきたことについてどう評価されているのか、お二人のお話を伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この教育再生、これは社会総掛かりで行わなければ達成できないわけでございます。社会総掛かりで行っていく教育再生の中におきましても、この教育三法は重要な役割を担つてゐるわけでございます。そういう意味におきましては、この委員会におきましても、大変広く、そして深い議論がなされてきた、しかも専門家の方々による見識の下に議論が行わ

れてきたことに対しまして本当に改めて敬意を表したいと、このように思う次第でございます。やはり、教育というのは、国民すべての方々がこれは関心があるわけあります。自分自身も教育を受けてくるし、自分の子供が教育を受けるし、孫がと、そういう立場にあるわけであります。そういう意味におきましても、円満な議論が、そして中身のある議論が行われることが大変私は重要であろうと、このように思うところでございました。改めて敬意を表したいと、このように思うところでございます。

○国務大臣(伊吹文明君) 私は、法案提出の責任者として、今委員がおっしゃったすべての審議に参考させていただきました。立法府で法案が議了されると行政府に対して権限が付与されるわけありますけれども、行政府として、その中で、政令以下通達に至るまでいろいろな行政行為を行います。今回のいろいろな御審議を伺つて、その行政行為を行つていく上で極めて得るところが私は多い議論が行われたと思ひますし、特に民主党案の御提案者である西岡大先輩以下、本来選挙が目前に迫つておられるにもかかわらず、と御答弁席におられて我々に御教示いただきくことも非常に多かつたと思います。狩野委員長の下で得るところが多い審議をいたけど、またこれからもいただけると、大いに期待をいたしております。本当にありがとうございます。

○中川義雄君 今回の審議で、今大臣からも申されました。私も、我々の大先輩である西岡先生が提案者としてあの答弁席にずっと必ず座つて、私はほほ笑ましいと思つたのは、その中で、大臣と隣同士なものですから、何かよく相談されていましたが、私は本当にいいことだなと思つて眺めおりました。

ですから、今回、この審査の過程で、与野党、そしてまた参考人、地方・中央公聴会の公述人、多く出されたのは教育予算についてであります。先進国から比較するなどうしても予算の影が少し

薄いんじゃないかという話であります。委員会でも、学校の先生は子供たちと向き合う余り時間が取れないようないろんな雑事がある。そして、教員の数の問題についてもいろんな意見が出されました。また、副校長その他新たな職務を新設され、それが定数との関係でどうなるかという話です。改めて敬意を表したいと、このように思うところでございます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この教育予算について言えども、子供一人当たりについては、平成元年以降、公財政支出は五割伸びているのは事実であります。しかし、真正に社会総掛かりでこの原点にさかのぼつて教育の再生に取り組んでいかなければいけない、我々はそう決意をしています。そのためには、やはり当然この予算額を確保すべきだ、こういう御議論もあるということは私も

十分に承知をいたしております。そのためにも、効率化を徹底しながら、めり張りを付けて真に必要な教育のための財源は確保していかなければなりません。この教育のための財源ということについては、國の将来は教育によると言われたら、もっとも予算について配慮すべきでないかという強い意見が多く出されたと思っております。これまでの予算がどうしても弱いのではなかろうか、この見方が多く出されたと思っております。これまでの教育予算も財政が中心となつて減額、これが進んでいくたら、ある参考人からは、アジアの中でも先進国じゃなくて中進国に落ちてしまう可能性があるという指摘さえありました。どうしでもこれをしつかりさせるためには、精神論だけじゃ駄目です。財政的な裏付けが私は必要だとこの委員会に参加してしみじみ思つたんです。

大臣の答弁によりますと、二〇〇七年の骨太方針の中に教育再生というものを強く置いて、夏の概算要求については安倍内閣の初めての予算となりますが、厳しい財政状況を乗り越えて、教育の附帯決議だけはしつかりしたものを受けたいと思いますから、厳しい財政状況を乗り越えて、教育内閣の改革に今回の議論を参考にしてやつていきたいという意見も出されました。

私も、この委員会が閉じるに当たつて、委員会の附帯決議だけはしつかりしたものを受けたいと見を作りたいと思っております。そのため、与野党真摯に話合いを続けて、さすが参議院だというような附帯意見を見つけておりました。そのために、与野党真摯に語つていただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この教育予算について言えども、子供一人当たりについては、平成元年以降、公財政支出は五割伸びているのは事実であります。しかし、真正に社会総掛かりでこのごとの教育の目標を定めておりまして、先般成立をいたしました改正教育基本法と学習指導要領の間をつなぐものでございます。このため、学習指導要領の見直しに当たりましては、学校教育法改正案の国会での御審議を十分に踏まえまして検討を行つてまいりたいと認識をいたしております。今後、改正教育基本法、国会での御審議を踏まえまして、中央教育審議会での専門的な検討を深

めました上で、新しい学校教育の目標が学校現場で実現されますように、平成十九年度中の学習指導要領の改訂を目指して作業を進めてまいる所存でございます。

○中川義雄君 次に、児童教育の無償化についてお伺いしたいと思います。

改正案では、幼稚園教育の目的について、義務教育以降の教育の基盤、基礎を培うものとして非常に大事だと位置付けられております。家族等への信頼感を深め、規範意識の芽生えを養う、そういう目標も加わっております。

改正教育基本法に規定された児童教育の重要性を学校教育法に改めて位置付けられることと想いますが、児童教育の無償化の実現ということに大変期待も大きいわけがありますが、このことについての見解、さらには無償化がよいのか、義務教育年限の引下げを義務化するのがよいのか、そんなことに私自身も戸惑つてといいますか、どうしたらいいのかと考えておりますが、今、今日の政府参考人の考え方を示していただきたい。もし大臣に意見があれば、大臣も加えていただきたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 児童教育の大切さは今府参考人の意見を聞きたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この教育予算について言えども、子供一人当たりについては、平成元年以降、公財政支出は五割伸びているのは事実であります。しかし、真正に社会総掛かりでこのごとの教育の目標を定めておりまして、先般成立をいたしました改正教育基本法と学習指導要領の間をつなぐものでございます。このため、学習指導要領の見直しに当たりましては、学校教育法改正案の国会での御審議を十分に踏まえまして検討を行つてまいりたいと認識をいたしております。今後、改正教育基本法、国会での御審議を踏まえまして、中央教育審議会での専門的な検討を深

おりませんけれども、しかし、今先生が、この三つを同じように扱えというのは、やっぱりこの委員会で各党から御示唆があつたこと、私はそれはやつぱり国民の感情として正しいんだと思います。ですから、幼児教育の大切さを認識して、家庭教育、そして社会教育をも含めて、ともかく小学校に入るまでの子供のしつけ、在り方については十分我々も留意していきたいと思つております。

○中川義雄君 今度の学校教育法の改正の中で非常に注目されるのは、新しく副校長、主幹教諭、指導教諭という職が設けられる。学校が現在抱えているいろんな問題の解決に当たつていこうということあります。私も、組織的に、また機動的に対応する体制というものは必要ですから、その必要性を認めるものであります。

しかし、新しい職を設置しても、配置が進まなかつたり、職名をただ単に置き換えてしまったり、それでは改正の趣旨に沿わなくなってしまうと思うんです。どうしてもこれを有効に、機能的に、機動的にこれを作用させるとしたら、處遇面、定数面での改正が必要になるのではないかと思いますが、そして、そうしないと各教育委員会も、法律で決められてもそれがしっかりと裏付けされていないと動きようがないのではないかと思いますので、大臣の所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(伊吹文明君) 今先生が御指摘になりましたことも、野党の皆さんを含めて当委員会でいろいろ御示唆がございました。

この提案をいたしましたのは、やはり一般社会と同じように、やはり早くその職に就いている者は次から来た人を指導しながら、組織全体としての能力を上げていくということを法律上明確にしたいということでありましたけれども、同時に運用面で、今御注意がございましたように、じや既存定数の中で名称だけ変えるのか、定数をどうするのか、それから処遇を現在の総予算の枠の中で傾斜配分やれば減る方も当然出てきます。減る

ということが、これは地方公務員法上の不利益処分になりますから、一律人事院勧告で物価が下ります。

○中川義雄君 今回の法案の中に、非常に新しいものとしては学校評価の問題が起きておりま

す。学校評価をどのように実施するのか、その方法、自己評価だとか外部評価、第三者評価、このことは非常に大事なことであります、どこまで評価を行うかということについては各学校の判断に任されているというのか、その辺が私はまだはつきり分からぬんです。

はつきり言えることは、私として言えるのは、客観的に正確な評価がどうなされるべきかだと思つております。そのため取り組むための課題というものが大切だと思いますが、学校評価の今後の方針について認識を是非伺いたいと思います。そして、評価の実施と結果の公表については私はセットで行つた方がより効果的ではないかと思ひます。参考人で、大臣に答えてもらえば一番いいんですけど、参考人でも結構であります。

○國務大臣(伊吹文明君) 具体的な事務的仕組みについては必要であれば参考人がお答えをいたしますが、やはり教育の評価というのは率直に言つて非常に難しいですね。大学の評価についても、論文をたくさん作った大学が立派なのか、論文は書かないけれども立派な教育者を教育して社会に送り出す教員養成大学が立派なのか、これはなかなか一概に論文数や何か特許の取得数だけで評価するというわけには私はいかないのと同じように、学校の評価も非常に難しいうございます。

ですから、学校が自己評価をすると同時に、第三者である例えば地域の方々に入つていただき、あるいは御父兄の方にも入つていただく、いろいろな評価があると思います。そして、その評価は必ず公表しなければなりません。していただきなければ私はならないと思います。

○國務大臣(伊吹文明君) それはもう先生がおつしやつたとおりで、これは納税者たる国民を納得させるということが、予算、今、先ほどおつしやつた予算増においても、国民が納得しないものを予算増するわけにはこれはいきませんから、そういう状況をやはりつくり出していくための一つの評価基準ということだと思います。

いろいろなやり方があつて、英國のように文部科学省、日本で言う文部科学省ではありませんが、政府が統一的に評価をしているようなやり方もあります。やはり、ばらばらではいけませんので、基準を示して、そして各教育委員会の成功事例はやはり共有してもらいたがるやついくと。このことは、うまくいくといい学校を良くするように、そして良くいっている学校に更に磨きを掛けるように、抽象的な言葉ですが、評価は使われるということが私は望ましいと思つております。

○國務大臣(伊吹文明君) 今大臣が申し上げましたように、学校評価は非常にいいことなんですが、学校評価によって学校の選別の問題が起きます。そしてまた、そのためには競争の原理も、学校間の競争の原理といういい面もありますが、しかしまたそれは必ず裏もあつて、そこまで行けない、あそこの学校へ行きたいが行けないという人もたくさん出てくると思います。そのためには、この

必ず公表しなければなりません。していただきなければ私はならないと思います。

その上で、学校がそれを、自らの評価を理解され、いい方向へ持つていていただくために学校評価はやるんであつて、そのことで学校を序列化するという目的のために私はやっぱりやつてはならないだろうと思います。そして、何よりも学校自身も、国民の血税を使いながら、私立においでも私学助成費も入つておりますし、公立はもちらんのことですが、運営しているということを自覚していただきて、将来の良き日本人をつくり出していくだくというためになる評価でなければなりませんし、また、それを理解していただくために一般の方に公表をするのがセットで望ましいとおっしゃる先生の御意見は、私も全く同様の感を持つております。

○中川義雄君 この学校の評価というのは、私も非常に期待しております。この結果がどうなるかによって学校教育の環境、将来というものが左右されるのではなかろうか、それぐらい大事なものだと。しかし、大事なものだからこそ慎重に取り扱つていかないと大変な禍根を残す可能性もあるということがあります。

文部大臣が一応の基準を作ることになつております。それはあくまでも一つの目標、基準であつて、実施に当たるのは教育委員会、学校、それぞれがまた現場での創意工夫というものを加えて私はこれをしっかりとしたものに育てていくものだと思っています。

そのことについての改めての認識を伺いたいと思います。それはあくまでも一つの目標、基準であつて、実施に当たるのは教育委員会、学校、それぞれがまた現場での創意工夫というものを加えて私はこれをしっかりとしたものに育てていくものだとは、こう思つております。

しかし、この評価の結果をどう教育の将来のためには学校から社会、家庭、ある意味では地域へこれをどう伝えていくか、そしてそういう家庭や地域との協力関係をどう醸成していくか、そして取組事例の、いい取組事例の紹介などというものは私は非常にいいことになる、いい結果を生むことになると思います。

三者である例えば地域の方々に入つていただき、あるいは御父兄の方にも入つていただく、いろいろな評価があると思います。そして、その評価は必ず公表しなければなりません。していただきなければ私はならないと思います。

○國務大臣(伊吹文明君) 今大臣が申し上げましたように、学校評価は非常にいいことなんですが、学校評価によって学校の選別の問題が起きます。そしてまた、そのためには競争の原理も、学校間の競争の原理といういい面もありますが、しかしまたそれは必ず裏もあつて、そこまで行けない、あそこの学校へ行きたいが行けないという人もたくさん出てくると思います。そのためには、この

会均等、安心して教育を受けるというような方向へまた持つていかなければならないと思うんです。

そのためには、この評価の結果をどんな形で今後の学校運営に反映していくか、これは非常に大切なことだと思いますが、大臣の見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(伊吹文明君) それは、総理が再三申し上げておりますように、教育再生の安倍内閣としての目標は、すべての子供に規範意識と高い基礎力を保障するということを目指してやつているわけですから、先生がおつしやつたとおりのことを目的としてやつてているわけです。

再生委員会も、問題のある学校について支援を行なうと、そのことを提言の中で明確におつしやつております。ですから、いい学校だけに予算を集中するということは必ずしも再生委員会も考えていますが、私たちも、手を入れる学校は更に良くなつてもらうということの情報を得るために評価であつてもらいたいし、こういううまくいついてある学校にお知らせする評価であつてもらいたいし、そういう観点からしっかりと学校評価を定着させていきたいと思いますし、何よりもやはり納税者を納得させるということが一番の原点ですから、そのところをないがしろにしては学校評価というものをやる私は意味はないと思っております。

○中川義雄君 次に、地方教育行政法の一部の改正案について何点かお伺いしたいと思います。

教育基本法の改正を受けて、この改正案では、教育の機会均等、教育水準の維持向上、地域の実情に応じた教育の振興、こういったことが図られました。これらの関係を私は具体的に確認したいわけですが、例えば地域の実情に応じた教育、教育の機

会均等と申しますが、どうしてもそれぞれの地域における財政事情、伝統的に教育に対する熱意、基礎力を保障するということを目指してやつていているわけですから、先生がおつしやつたとおりのことを目的としてやつてているわけです。

○國務大臣(伊吹文明君) 特に、義務教育それから高等学校教育については、これは財政の仕組みの上では今先生がおつしやつたことはきちつと担保されておるわけなんですよ。

まず、基準財政需要というかシビルミニマムがござりますから、当該自治体の自主財源が東京都のようシビルミニマムを上回っている場合は、上回っているものでいろいろ更にプラスアルファのことなさっていますよね。しかし、このシビルミニマムを自主財源が下回っているところがほとんどの自治体なんです。そのすき間を交付税という形で埋めておりますから、本来、地方の首長は、シビルミニマムを維持するために、そのもつた交付税を含めて、きっちとした図書の数あるいは人員の配置をしていただきなければならぬんですけど、そこそこないがしろにしては学校評価というものをやる私は意味はないと思っております。

○中川義雄君 次に、地方教育行政法の一部の改正案について何点かお伺いしたいと思います。

教育基本法の改正を受けて、この改正案では、教育の機会均等、教育水準の維持向上、地域の実情に応じた教育の振興、こういったことが図られました。そのためには、この評価の結果をどんな形で今後の学校運営に反映していくか、これは非常に大切なことだと思いますが、大臣の見解を伺いたいと思います。

○中川義雄君 再三にわたる大臣の答弁を聞いてそのことはよく知っていますが、現実はかなり乖離していると思っています。

私も、数年前の義務教育費、その中でも教員の人事費が二分の一から三分の一になるという過程でいろいろ調べてみたんです。あれも、御承知のように、三分の一にしたって三分の二は交付税でござりますから、当該自治体の自主財源が東京都のようシビルミニマムを上回っている場合は、上回っているものでいろいろ更にプラスアルファのことなさっていますよね。しかし、このシビルミニマムを下回っているところがほとんどの自治体なんです。そのすき間を交付税と措置すると、こうすることになつていています。

しかし、同じようなことで、約三十年前に教材費についても国庫から支出されていた時代があつたんです、義務教育の無償化という観点から、私が調べてみてびっくりしたのは図書費であります。図書費は御承知のようにほとんど市町村の予算に決めてあるわけです。東京都は交付税はゼロであります、基準財政需要額の一・五倍ぐらいの図書費が付けられております。しかし、悲しいのが財政力のない地域、我が北海道もそうですが、図書費の半分も措置していない町村がほとんどなんですよ。ただ、地方自治ということがありますから、差し上げた交付税と自主財源を含めて地方で予算をお組みになるわけですね。それが、先生も道議の御経験ありますが、道議会にかけられる

ところ、そのときに、地方議員の先生方がシビルミニマムどおり教育についてはなつていないと困るんですね。これがやっぱり自治の力というものなんです

です。そこで、それと同時に、先ほど文部科学大臣が答弁をいたしましたように、基準財政需要額において、これは必要だという算定の上において、それを下回った場合に交付税として措置をしているわけでございますので、特に教育というのはとても大切な予算でありますから、その観点から、地方においても予算編成を是非していただきたいと、このように思います。

○國務大臣(伊吹文明君) やはり、それはもう総理がおつしやつたとおりなんですよ。ただ、先生、その基準財政需要額より差し上げている交付税がどこへ行つているかということですよ。まあ、どこかへ使つておられるからなくなつていて、これはやっぱり米百俵の精神で、今の給与だと何かを少し我慢をしていただいても、将来の教育投資を自治体の首長に権限がある、しかし、教育

と、そのときには、地方議員の先生方がシビルミニマムどおり教育についてはなつていないと困るんですね。これがやっぱり自治の力というものなんです

です。ただし、地方財政が厳しいもんだから、これは交付税というのは一般財源ですから、その自治体によって一応基準は決められても何に使つてもいいというものが交付税の趣旨ですから、それができるわけです。

そうすると、どうしても、今大臣が言つたようないふうになつていてるんだという話ですが、財政力が、地域格差が多くなるとそうしたくてもできないような特殊事情もあります。私も道議会議員五期務めていましたから、道議会議員のときの行政全体については教育委員会が責任を持つとい

うことであります。しかし、予算をつくる権限はないと。ですから、そういった今のような状態が起きるのは、教育委員会が首長に対しての発言力をどこまで持てるかということも、しっかりとそのことを知って、首長に対して物を申し、首長が言うことを聞かなかつたら、町民に対してもこんな首長でいいのかということを言うぐらいの教育委員会にしなければならないと思つてゐるんです。

今回も教育委員会についての改正がなされておりますが、そういう意味で、教育委員会の役割、また教育委員会の数等にもいろいろなことが書かれておりますが、総理又は大臣の教育委員会の今後の在り方についての御意見をいただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 教育における教育委員会の役割、責任は私は極めて重いと、このように思うわけでありまして、今までそれを担う教育委員会の委員の皆さんに選任に当たつて、幅広く、そして教育に熱心な人格高潔な方々ということで今まで選任をしていただいているわけであります、しかし、今まで言わば首長の選出に当たつて貢献をした方々に対し論功行賞的な人が行われていたのではないか、こんな議論があつたのも事実でございまして、今般の改正によりまして、改めて教育委員会の重要性について明記をしながら、当然やはり保護者の方々も教育委員として入つていただきことがふさわしいであろう。保護者の方を選任するということも入つてゐるわけでありますし、また、地域によってはある程度の人数を確保して幅広い議論をしたいといふ地域もあるでしょうから、この定員の弾力化も図つてゐるわけでございます。

こうした観点から、教育委員会の方々がしっかりと責任感を持つて、自分たちこそ地域の教育再生を担つてゐる、教育を担つてゐる、そういう気構えで臨んでいただきたいと、このように思ひます。

○中川義雄君 今総理も申されたように、私との

ところでもいろんなことを聞いておりますが、本当にいろいろな大事なことをする教育委員会を名譽職だとか選挙でなんという話を持ちあつとされなければ私は日本の教育はよくならないと思うんです。今までいけることと、これは先ほど言つたような予算に対するチエックなどというのは逆にできないものですから、教育委員会についてはいろいろと法改正の中に出でておりますが、しっかりとやつしていくことも大事だと思っております。

時間が非常に少なくなりました。まだまだ通告していたんですが、時間がなくなりましたので、私は最後に、民主党の議案提案者である西岡先生、本当にじつとそこでよく参加していただきながら、西岡先生のこの政府の改正案に対する批判的なお話をあつたら、余り批判的じゃなくて、いい話も含めて、是非一言で、あと二分以内では是非お話をいただければと思います。

○西岡武夫君 お答えいたします。

批判的でなくというお話をございますけれども、私は安倍総理が教育問題が最大の内閣としての課題であると、このように打ち出されたというこの功績は非常に大きいと思うんです。ただ、お出しになつた法律については、残念ながらこれを評価することができないと申し上げざるを得ません。

と申しますのは、学校の先生に優れた人材を得る、これが特に義務教育においてはもう基本中の基本だと思います。したがつて、学校の先生のやはり人数が足りないというのは、これはもう文部科学省の調査でもはつきりしているわけでございまして、これをどうするかという問題と、教育予算をいかに確保するかという問題と、教育行政の責任をどこが持つのか。今委員がおつしやつたように、予算の編成権もない、予算の執行権もない、そして人事権もないという今の教育委員会の在り方では責任を果たすことはできないじゃない、何よりも大切なのは、教員が子供と向き合えるためには、法改正や予算措置が伴うが、人員増あるいは予算増が必要なので、文科大臣として最大限の努力をしたいと答弁いただいて、私は思わず議席で拍手をしてしまいました。大臣に拍手したことなんて一度もこれまでありません。

それと、何よりも教員の免許の更新制というものがお出しになつておられます教育三法には欠けているところではないかと。それと、何よりも教員の免許の更新制というも

にこんな大事なことをする教育委員会を名譽職だのところをきつとされなければ私は日本の教育はよくならないと思うんです。今までいけることと、これが先ほど言つたような予算に対するチエックなどというのは逆にできないものですから、教育委員会についてはいろいろと法改正の中に出でておりますが、しっかりとやつしていくことも大事だと思っております。

時間が非常に少なくなりました。まだまだ通告していたんですが、時間がなくなりましたので、私は最後に、民主党の議案提案者である西岡先生、本当にじつとそこでよく参加していただきながら、西岡先生のこの政府の改正案に対する批判的なお話をあつたら、余り批判的じゃなくて、いい話も含めて、是非一言で、あと二分以内では是非お話をいただければと思います。

○中川義雄君 どうもありがとうございました。私は最後に、民主党の議案提案者である西岡先生、本当にじつとそこでよく参加していただきながら、西岡先生のこの政府の改正案に対する批判的なお話をあつたら、余り批判的じゃなくて、いい話も含めて、是非一言で、あと二分以内では是非お話をいただければと思います。

私は最後に、民主党の議案提案者である西岡先生、本当にじつとそこでよく参加していただきながら、西岡先生のこの政府の改正案に対する批判的なお話をあつたら、余り批判的じゃなくて、いい話も含めて、是非一言で、あと二分以内では是非お話をいただければと思います。

今日は、文教科学委員会、教育三法に関連して御質問させていただきますが、総理とは教育基本法のときに一度質疑をやらせていただきまして、伊吹文科大臣とも、余りないんですけども、決算委員会でもやらせていただきましたので、今日は限られた時間ですが、まず伊吹文科大臣の方にお伺いしたいと思います。

この三法が参議院に回つてきたときに、私は本会議の代表質問で総理と大臣に質問させていただきたいんですけども、この間も、私は文教科学委員会に所属しました折には、もう本当に毎回と言つていいくほど、今学校現場が最も欲しているのは、先生方の数を増やしてほしい、子供一人一人ともっと向き合いたい、そのためには例えば一学級の人数をもつと減らして一人一人に行き届いて教育をしたい、それが最も大きな声でしたし、それは、そのためには教育予算全体を増やすなければならない、そのためには教育予算を増やすべきでない、これは定数増だけではなくて教育環境整備という問題もありますので、そのことをずつとずつと繰り返し現場の実態を基に言つてきました。

その中で、伊吹文科大臣からは、五月二十一日、本会議の答弁で、何よりも大切なのは、教員が子供と向き合えるためには、法改正や予算措置が伴うが、人員増あるいは予算増が必要なので、文科大臣として最大限の努力をしたいと答弁いただいて、私は思わず議席で拍手をしてしまいました。大臣に拍手したことなんて一度もこれまでありません。

それと、何よりも教員の免許の更新制というものがお出しになつておられます教育三法には欠けているところではないかと。それと、何よりも教員の免許の更新制というも

のを打ち出されるならば、まずその前に教員養成のところをきつとされなければ私は日本の教育はよくならないと思うんです。今までいけることと、これは先ほど言つたような予算に対するチエックなどというのは逆にできないものですから、教育委員会についてはいろいろと法改正の中に出でておりますが、しっかりとやつしていくことも大事だと思っております。

時間が非常に少なくなりました。まだまだ通告していたんですが、時間がなくなりましたので、私は最後に、民主党の議案提案者である西岡先生、本当にじつとそこでよく参加していただきながら、西岡先生のこの政府の改正案に対する批判的なお話をあつたら、余り批判的じゃなくて、いい話も含めて、是非一言で、あと二分以内では是非お話をいただければと思います。

○西岡武夫君 お答えいたします。

批判的でなくというお話をござりますけれども、私は安倍総理が教育問題が最大の内閣としての課題であると、このように打ち出されたというこの功績は非常に大きいと思うんです。ただ、お出しになつた法律については、残念ながらこれを評価することができないと申し上げざるを得ません。

と申しますのは、学校の先生に優れた人材を得る、これが特に義務教育においてはもう基本中の基本だと思います。したがつて、学校の先生のやはり人数が足りないというのは、これはもう文部科学省の調査でもはつきりしているわけでございまして、これをどうするかという問題と、教育予算をいかに確保するかという問題と、教育行政の責任をどこが持つのか。今委員がおつしやつたように、予算の編成権もない、予算の執行権もない、そして人事権もないという今の教育委員会の在り方では責任を果たすことはできないじゃない、何よりも大切なのは、教員が子供と向き合えるためには、法改正や予算措置が伴うが、人員増あるいは予算増が必要なので、文科大臣として最大限の努力をしたいと答弁いただいて、私は思わず議席で拍手をしてしまいました。大臣に拍手したことなんて一度もこれまでありません。

それと、何よりも教員の免許の更新制というものがお出しになつておられます教育三法には欠けているところではないかと。それと、何よりも教員の免許の更新制というも

初からそれに取り組むということになります。予算というのは、もう申し上げるまでもなく、内閣の全政策を金銭で表示したバランスシートなんですよ。ですから、内閣が替われば当然その予算のフレームとか重点の置き方は違つてくると思います。だから、二〇〇六と二〇〇七の書き方は当然違つてくると思います。

先生がさつきおつしやった新規施策を行う場合は、原則としてですよ、原則としてスクラップ・アンド・ビルトでやってください。しかし、同時に、今調整をしております骨太の方針は、国、地方を通じて最大限の削減を行ふが、それでも対応しきれない社会保障や少子化などの負担増に対しては安定財源を確保し、次世代への先送りは行わないということを書いて、今度初めて教育再生という項目を安倍内閣であるからこそ起こして、そこに書かれていたのは、予算については、効率化を徹底しながら、めり張りを付けて教育再生に真に必要な予算については財源を確保するということが書いてあります。これは総理が再三御答弁をしているとおりの文章なんですね。

ただ、私たち注意しておかねばならないことは、予算増をすれば教育が良くなるという、初めに予算増ありきということだけではやっぱりいけないと思いますよ。何が必要性が相対的に低いのか、そして何が確実に措置しなければならないもののか、これをずっとこれから予算編成過程の中で積み上げて、最後は内閣としての決断を總理がされて、そして予算として立法府にお願いをする、審議をお願いするわけですから、私は担当大臣として本会議で先生にお答えしたとおりの気持ちでこのことに取り組みたいと思っております。

○神本美恵子君 何が大切なのかということで、本会議で、それこそ最も大切なのは教育の予算を増やして、しかも人員を増やして子供と向き合う時間を探保するとおつしやつたので、その考え方立つて予算編成をこれからもやられるだろうし、ところが、この基本方針二〇〇七ですか、これを見ますと、どこかを減らさなきやいけない

と、総額にたががはめられた上でというふうに私は読み取れたので心配しているんです。

伊吹大臣、本当に苦慮されるんじやないかといふうに心配をしつつ、この二〇〇七の中に教育再生というところが詳しく書かれておりますけれども、私は、まあ人員増もそうなんですけれども、もう一つ環境整備ということで、つい先日も新聞に出でいましたけれども、学校の未耐震、耐震化されていない学校施設で、阪神・淡路大震災並みの地震が来た場合には全倒壊するおそれのある校舎が四千三百幾つですか、というふうなことが出ています。ところが、私は、これはもう早急に国が緊急支出をしてでも耐震化をしなければいけない、子供の命にかかることがありますから、当然そういう措置がとられなければいけないというふうに思っています。

民主党としては、去年から学校耐震化促進法案ということで法案を作りまして、すべての学校で、未耐震のところは耐震診断をまずしなさいと、これを義務付けて、その結果をまた公表することも義務付けて、しかも今の制度の中では補助金で、改築や耐震化には補助金の制度になつていますので、そのための補助金もかさ上げをしなさいというようなことの法案を提出をしてきたんですけど、それでも、今回のこの二〇〇七の中の教育再生、社会絆かりで教育再生をすると、それはもうずっと総理もおつしやっていますし、最重要課題であると。

であれば、まずは子供たちの命、学校における子供の安全というようなものについて、これこそ一つの項目を挙げても具体的な手段として当然載っているだろうと思って私は読ませていただきたいのですが、具体的手段の中の一一番最後に学校耐震化の推進促進というようなことがちょっとと出ているだけなので、これで本当に、まずは学校でいい学びをするとかいい教育をする、それ以前のたんですが、具体的手段の中の一一番最後に学校耐震化の推進促進というようなことがちょっとと出ているだけなので、これが命にかかることがありますから、これは命にかかることがありますから先生の御注意は最優先で取り組みたいと思っております。

○神本美恵子君 そのことがこの二〇〇七の中に一つのめりぱり大きな項目として、子供の生命の安全や安心ということで、ほかにも学校に不審者が入つたりとか、それから通学途中で殺害されたりというような事件や事故もありましたし、メール、学校メールでの事故もありますし、まず教育再生と言うのであれば、まずは命をはぐくむ、教育はぐくむその命の安全ということをなぜ掲げら

予算に限りがあるとか言つていていいのかという思いがあるんですね。

その点について、これは総理に、両方お伺いしたいんですけども、このように私も思つていています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 学校の耐震化、これは子供の安全を守るためにも喫緊の課題であると、このように私も思つていています。

補正予算におきましても耐震化にかなり予算を付けたところではございますが、今後とも子供の安全を守る、これは私たちにとりまして大変重大な使命であると、この認識を基に進めていきたいと思つております。

○國務大臣(伊吹文明君) 今総理が御答弁をしたおりなんですが、これは先ほどの中川委員の御質問にも関連することなんですが、民主党の出された案も補助率のかさ上げになつてます。それで、事業主体は学校をつくつておられる地方自治体になるんですよ。地方自治体が、補助金を差し上げても補助裏を出すのがとても財源的に大変だ、そのお金がどこへ行つちやつているかと、いうことが大いに問題なんですが、そういう状況の中でなかなか地方自治体が積極的に予算化をしていただけないので、これは民主党の案も我々は参考にさせていただいて、この前は耐震調査の結果をすべて公表したんです。

これから、総理がおつしやつたように、当初予算と同額の前回は補正予算を組んだわけですかね、これは命にかかることがありますから先生の御注意は最優先で取り組みたいと思っております。

○神本美恵子君 そのことがこの二〇〇七の中に一つのめりぱり大きな項目として、子供の生命の安全や安心ということで、ほかにも学校に不審者が入つたりとか、それから通学途中で殺害されたりというような事件や事故もありましたし、メール、学校メールでの事故もありますし、まず教育再生と言つのであれば、まずは命をはぐくむ、教育影響を与えるのかというようなことをどのくらい

吹大臣、まだ閣議決定これからでしたらそこを書き直して、そのための予算は別枠で取るという、そういうことを是非決意を示して、時間がな

いんです、短くお願ひします。

○國務大臣(伊吹文明君) 先生、これは予算編成のいろいろな仕組みがありますから、骨太の方針の御注意も総理も十分聞いておられますから、我々は我々としてきちっと努力をさせていただき

考えてこの制度設計をされたのかということについて、私自身も最初から疑問を持つていましたが、次々に学校現場の実態をはがきでいただくたびに、ああ、やっぱりこれは学校を良くするというより、あるいは教員の資質を向上させて教育の資質を保持向上させると何度も答弁されてもそういうふうにはならない、むしろ学校を萎縮せたり先生たちの不安を駆り立ててしまつて、それは直接子供に影響してくるというふうに私は思えて仕方がないんです。

象的な言い方で申し訳ないんですけど、總理はこれまで、この免許更新制度によって、教師の使命感や教育的愛情というようなものをこれで身に付けてもらつて、そして自信と誇りを持つて教壇に立てるようにならんなどというふうに答弁をなさつておりますけれども、これで、今の詩と先生の意見を聞いて、本当にこの免許更新制で先生たちの自信と誇りが持てるようになるとお考えなのか、現場を少しイメージしていただけ、認識をお願いします。

しつかりと受けられて、最新の技能もまた見昱も身に付けておられるということから信頼感も増していくのではないかと、このように私は確信をしております。

○**神本美恵子君** 教育の技能とかそれから知識なども十年もたてばいろいろ変化していくので、そういうものの身に付けていただく一つの節目としていうふうに總理今おっしゃいましたけれども、今学校の先生たちが教員になつて、採用されたりして教員になつて、十年に一度そういう講習を受けた

に新たな教育についての、これはやるべきこと、あるいはまた技能において、考え方について身に付けていく、あるいは考えるきっかけにもなつていくということになるのは私は間違いないだらうと、このように思います。

○**神本美恵子君**　余り分かつていらつしやらない、失礼ですけれども、なと思います。教員になつたら、まず初任者研修というのがあるんです、一年間。しかも、二十日間ですか、もつとあるかな。学校の中で先輩の先生の授業を見たりする研修、

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 教育の現場にもい  
ろんな先生方がおられるんだろうと思いますね。  
もちろん、ほとんどの先生方はまじめに、真剣に  
教育の現場において子供たちに向き合って、いかか  
に子供たちにいい教育をしていくのか、毎日考  
えておられるでしようし、思い悩んでおられる方々も  
もたくさんいるんだろうと、このように思います。  
そういう方々のほとんどの方々は、当然この免  
許更新制についてもこれはほとんど問題ないとい  
うことになるんだろうと思いますが、しかし、な  
かなか自信の持てない先生もおられるのも事実で  
しようし、いろいろと問題があるというふうに指  
摘をされている先生もいるのも事実だと思います。  
そういう方々が多いと私は決して思わないわ  
けでありますが。

しかし、これは十年というのは一つの節目で  
あつて、その間、教育における知見、技能も進歩も進  
していくことも十分に考えられるわけであ  
ります。

ないと日々知識・技能が刷新されるような場にならぬといふにござる。この点で、私は思つたんだけれども。

御存じですか、今学校現場の先生たちが教員になつて、自分の大学で受けた教員免許を取るために基礎資格といいますか、そういう勉強してきてきたことを実際に教員として日々どのようにそれを刷新していくのかという、法定されている研修だけでもたくさんあるんですよ。そういうのをみると、総理は御存じの上でこの更新制度というのを出されていらっしゃるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが、詳しくはいいんですけど、現場の先生がどのように自分の、何といいますか、専門性を磨いていらっしゃるかということをどのように認識していくらしやいます、これ通告していませんが。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私も詳細について是存じ上げませんが、先生方がそうした研修を通じて、

それから外に出て 学校の外に出て講義を受け  
る、あるいは演習みたいなことをやるという、そ  
れ一年間受けるわけですね。そして、二年目になつ  
たらまた経験二年目の研修というのがあります。  
そして、五年目、六年目。  
この六年目の研修というのは、これは法定され  
ている、あるいは義務として都道府県がやつたりと  
りで先生方は新しい見聞も学んできているわけです  
よね。その上に十年目に三十時間の認定講習をと  
いうそのこと、更新講習ですか、その必要性とい  
うか、意味がどうしても分からなくて、勘ぐれば  
これは一部の教職員を排除するためにだけこれが  
セットされている制度、提案されているのではないか  
いということはちょっと伊吹大臣にお聞きしたい  
んですが。

子供の点数を上げようとテスト攻め、これが教師の評価につながるからです。多忙化で、教師は子供をここまで追い込んでいるということにさえ気付かない状況なのです。私たちの免許は子供とともににあることで磨かれ、誇りになり得るのです。大学の講義では子供は見えません。教師を縛れば、教師は子供を縛るようになりますというふうなおはがき、これに似たようなおはがきはたくさんいたいだいたんですねけれども。

この制度は、私は、教師の目を子供たちからぼかへ向けさせてしまうのではないか。ちょっとと抽象

りますし、この十年間において進歩してきたであります。教育の技能等々、また身に付けるべき知見について、もう一度学んでみる機会がある、そしてまたもう一度見詰め直してみる機会があるということは、先生方にとってこれは新たな気持ちであります。十年たつて次のまた十年、二十年に向かって、新たに自信を持つて教育の現場に立つて教師としてしっかりと責任を全うしていく、という気持ちは私も私はなっていくのではないだろうかと。また、保護者の方々も、そのように先生方が日々努力をされ、そして十年に一度あるこの講習会であります。

じて今まで専門性において、また教育の技能において努力をしておられるということも十分に承知をしておりますし、そして、何といってもやはり先生方にとっては、いろいろな子供たちと接することによって、経験によって培われたものといふのは私は大変これは重要であろうと、このよううに思うものでありまして、座学によって補えないものの方が恐らく多いのではないかどうかと、もう思うわけありますが、一方 十年間、自分が積み上げてきた経験も基に新たな知見に接することによって、そしてまた、その中で御自身なり

この十年研修というのが二〇〇二年に法案として提出されて成立するときに、これは本当は当時の教育改革国民会議が免許更新制度を導入を答申したけれども、しかしこれは現実的ではないと、様々な問題も抱えているということで十年研修が導入されました。それは今も実施をされております。この十年研修が導入されるときにはちょうど総務省の方からの提案の政策評価の法律が通ったんですが、この十年研修についても当然政策評価の対象になつていると想いますけれども、文科省にお聞きしますと、二〇〇六年の政策評価されてい

るんですが、その後されていないんですね。

ですから、私は、代わるものとして導入されたこの十年研修の成果なり課題なり、そういうものをきつちり検証して、これでは駄目だと、教職員の知識、知見を新しくしたりするのにつながってない、これには問題があるから免許更新制に切り替えるというんであれば、十年研修をやめにして免許更新制度にするとか、あるいはその逆に十年研修を充実するとか、そういうことがきつと私たちにも国民の皆さんにも、何よりも直接かかわる教職員の皆さんに分かるような説明を果たしていただかない、これはちょっと問題だなと思うんですね。

これは、行政機関が行う政策の評価に関する法律というのがあります、十年研修を導入します前、ちょっと私は西暦で言うのが余り得意じやありませんので、平成十四年度に実施した事前の評思いますが、現在行っています十年研修の評価ですね。

これは、行政機関が行う政策の評価に関する法律というのがあります、十年研修を導入します前、ちょっと私は西暦で言うのが余り得意じやありませんので、平成十四年度に実施した事前の評価をまずやっているわけですね。そのときに、個々の教員の指導力の向上を図り、高度の公益性を有しているという評価を受けております。そして、十六年度実施した後は、想定どおりの結果が得られたという評価を得ております。

その後、評価はおっしゃるとおり行っていないんですが、それはなぜかといふと、十七年度以降は、その評価を行う補助金を三位一体の改革のために地方財源化しちゃっているわけです。だから、地方で個々の教育委員会においてやっていたのかなあればならない。

それから、特定の教員を排除する目的と。それは先生、そういうことはないんですよ。これは、やはり免許ということに着目しまして、先生は公立の教諭をしておられて、公立の教職員組合に参入されたからそういう感覚でお話しになりますが、私立の方々も同じように免許を持つてやつておられるわけです。だから、教壇に立つておられる先生の免許ということに着目をして、十年ごとにそ

れを更新していくことによってプラスシューアップするというか、自信を持つて教壇に立つていませんか。

ただ、それが先ほど総理が申し上げたことでして、公立、私立を通じて免許を持っていらっしゃる方に十年ごとの自信をむしろ与えるための研修という我々は受け止め方をしておりますし、特定の、私はこの言葉は嫌ですが、いわゆる駄目教師と言われる人たちを排除するかどうかということは、これはこの法律とは全く無関係の分限上の問題ですから、これは御心配のようなことには運用はいたしません。

○神本美恵子君 私立の学校の先生のお話が出ましたけれども、確かにさつき言いました初任研とかそういう研修は公立の教員対象ですよね。それであれば、私立の先生方の研修がどうやつたら確保できるのかということも考えていけばいいことであつて、この免許更新によって私立の先生方も含んでプラスシューアップするという、ちょっとそこには理屈的に私は無理があるんじゃないかなとうふうに思います。

それよりも十年研修をもつと充実した方がいいんじゃないかなと。しかも、その内容も各都道府県で基本計画立てやっているようですから、それに、受ける先生方が本当に今必要な研修とは何かということを参加してできるように、もつとこれを充実するということで更新制度の導入は必要なことではないかと。これにかかる費用負担についても、これまで委員会で議論されております。受講によりますと、教科等の専門性の向上が図られるものと認識をいたしております。

具体的な講習の内容につきましては、今後文部科学省において適切に定めていくわけでございましょうが、講習開設者の認定の基準等におきまして、その辺、専門性の部分についても、それぞれの開設大学において特色のある多様な専門性の向上が図られる講習が開設できるように留意していくべきと考えております。

○神本美恵子君 ちょっと残り時間がもうなくなつてしましましたので、私は、その辺がきちんと示して、これだからここで専門性が向上できるんですよと、これで、というんであれば、まだ百

もいらっしゃいますし、その免許を更新するのに更新講習に果たして対応できる大学が全国各地にあるのか。なければ遠距離でどこかに行かなきやいけないとか様々なことを考えますと、しかもこ

れ三十時間という、大学でいえば二二三五くらいにありますから、本当にそういう専門的な知識を保つために十年ごとの自信をむしろ与えるための研修は、これはこの法律とは全く無関係の分限上の問題ですか。これは御心配のようなことには運用はいたしません。

○神本美恵子君 私立の学校の先生のお話が出ましたけれども、確かにさつき言いました初任研とかそういう研修は公立の教員対象ですよね。それであれば、私立の先生方の研修がどうやつたら確保できるのかということも考えていけばいいことであつて、この免許更新によって私立の先生方も含んでプラスシューアップするという、ちょっとそこには理屈的に私は無理があるんじゃないかなとうふうに思います。

それよりも十年研修をもつと充実した方がいいんじゃないかなと。しかも、その内容も各都道府県で基本計画立てやっているようですから、それに、受ける先生方が本当に今必要な研修とは何かということを参加してできるように、もつとこれを充実するということで更新制度の導入は必要なことではないかと。これにかかる費用負担についても、これまで委員会で議論されております。受講によりますと、教科等の専門性の向上が図られるものと認識をいたしております。

それで、そういうことにならないよう、更新講習によって養成にも画一化を招くようにならなければなりませんが、講習開設者についても免許更新講習の内容に含まれるものと考えております。受講によりますと、教科等の専門性の向上が図られるものと認識をいたしております。

具体的な講習の内容につきましては、今後文部科学省において適切に定めていくわけでございましょうが、講習開設者の認定の基準等におきまして、その辺、専門性の部分についても、それぞれの開設大学において特色のある多様な専門性の向上が図られる講習が開設できるように留意していくべきと考えております。

○神本美恵子君 ちょっと残り時間がもうなくなつてしましましたので、私は、その辺がきちんと示して、これだからここで専門性が向上できる

歩謹つて、それならこの面はどうですか、こうですかということを考えることができますけれども、そもそも、そうなつていません。むしろ、逆に、修了認定に当たつて国が基準を作るというふうにこれまで聞いておりますけれども、そのことは、やがて大學において認定講習やるわけですから、國が基準を作つて、大學はそれに基づいて講習をやる。

そうすると、教員養成にもその講習の内容が影響してくるのではないか。こういう認定講習を受けたければ、大学はそれに基づいて講習をやる。専門性の向上といふ、そういう講習ではなくなるんですか、本当にそういう専門的な知識を保つために三十時間という、大学でいえば二二三五くらいにありますから、これは御心配のようなことには運用はいたしません。

どうも考えてみると、先生方が一番欲していきたいけれども、確かにさつき言いました初任研とかそういう研修は公立の教員対象ですよね。それであれば、私立の先生方の研修がどうやつたら確保できるのかということも考えていけばいいことであつて、この免許更新によって私立の先生方も含んでプラスシューアップするという、ちょっとそこには理屈的に私は無理があるんじゃないかなとうふうに思います。

それよりも十年研修をもつと充実した方がいいんじゃないかなと。しかも、その内容も各都道府県で基本計画立てやっているようですから、それに、受ける先生方が本当に今必要な研修とは何かということを参加してできるように、もつとこれを充実するということで更新制度の導入は必要なことではないかと。これにかかる費用負担についても、これまで委員会で議論されております。受講によりますと、教科等の専門性の向上が図られるものと認識をいたしております。

それで、そういうことにならないよう、更新講習によって養成にも画一化を招くようにならなければなりませんが、講習開設者についても免許更新講習の内容に含まれるものと考えております。受講によりますと、教科等の専門性の向上が図られるものと認識をいたしております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま委員が指摘をされましたように、教員免許状については、これは全国で通用性を持つたものでなければならぬわけでありますから、国家資格であるということから、その水準の維持確保を図るために基準は国において定めることが必要であると、国家資格でありますから、このように考えています。

具体的には、更新講習の内容や修了認定の基準

については、改正法案第九条の三第一項によつて

国が定めることとしているところであります。

そのようないわゆる基準は、パブリックコメント等を経て、

文部科学省において適切に定められるべきもので

あると考えています。更新講習を開設するか否か

は大学の主体的判断によるものであります。それ

はもちろんでございますが、基準に則したもので

あつても、学問的知見に基づく多様な内容を教授

することです。

そうしたことから、学問研究の自由の侵害とか

教員養成の画一化とかいった、そうしたことには

ならないと、このように確信をしています。

○神本美恵子君 もう時間が来ましたが、最後に一つだけ。

総理、総理自身は、自分の仕事に対する自信と誇りを持てるとき、あるいは自信と誇りを失ったとき、どういうふうにしてそれを取り戻してこらえていますか。

私は、教員の経験がある私からすれば、私が一番自信と誇りを持てるときというのは、やっぱり子供たちと一緒に学んで良かった、あるいは保護者からこのクラスで良かったというふうに思われたとき、あるいは卒業生からいろんな手紙をもらつて、あのときは良かつたねというようなことで自信と誇りを少しずつ積み上げていくんですねけれども、総理のお仕事、総理のお仕事でも、御自分のお仕事で自信と誇りというのは、どういうときを感じ、どうやってそれを確保していらっしゃいますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 人間というのは、自信や誇りを持つ、そういう気持ちになるのは、やはり自分でこの仕事をやつた、そういう達成感と、そしてその達成感とともに、それを正しく評価されたときには、それは正に自信となり誇りになつていくんだろうと思いますが、私ども政治家の場合は、私は衆議院議員ですが、衆議院は解散があつて選挙があるわけであります。そこで国民から正に評価をいただくわけでありまして、そこで評価をいたければこれはまた自信と誇りにつながっていく、それはまた正に政治家の宿命であろう、このように思つております。

○神本美恵子君 私は、学校の教職員の自信と誇りは、免許更新制ではなくて、子供たちと日々向き合つて子供たちの成長に喜びを感じたときこそ感じるものであるということを総理には是非分かっていただきたいということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でござい

参議院選挙ももう間近でございまして、いつに

なるのか、総理がもうそろそろ御判断を選挙日についてはされるんだと思いますが、今回の参院選の私は争点の一つに是非教育をきちっとアジェンダとして挙げて議論を深めさせていただいて、そして国民の皆さんにやっぱり考えていただいて御判断いただくと、総理も、ずっとこの一年間、正に教育再生会議をおつくりになって、そして教育の安倍ということで取り組んでこられました。教育に教育再生会議をおつくりになつて、そして教育の安倍ということで取り組んでこられました。教育

そういう観点から、今日は、我が党の考える教育政策というのと、それから安倍総理あるいは安倍政権が考えておられる教育政策というものと、同じ方向でも、範囲とか距離とかスピードとか、こういうことが違う。ここを分かりやすく国

民の皆様方に議論を通じてお示しをして、これはいい悪いといふんじゃなくて、こういうアイデアの二つの党があつて、こういうアイデアが出ている。あとはもう国民の皆さんに、いろんな教育現場にそれぞれ触れていたいいるわけですか、それは親としての場合もあるかもしれませんし、それから地域のボランティアと、皆様方に、ここは民主党の案がいいかもしれない、ここは自民党の言つてある方がそうかもしれないなという

ことを御判断いただきてこの参院選の投票という形につなげていただき、これがあるべき民主主義の姿だといふうに思つておりますので、そういう御議論をさせていただきたいといふうに思つております。

やはり、教育再生会議、いろんな議論をしていました。これはいろんな知恵者を集めてありとあらゆる議論をしてきた。これは大いに結構なことだと思いますので、枠をはめる必要は全くないと思いますが。それを、その答申を受け止められた総理あるいはそれを聞かせていただいた我々としては、やはり最終的には法律案の形であるは予算案の形でお示しをするというのが私たちに唯一といいますか、私たちだけがその部分だけは独占的に国民の皆さんから信託をされているんだろうと、ですからその責務にこたえるというのは私たちの仕事だろうと、こういうふうに思つております。

それで、今、骨太の閣議決定なされますのは、本当にあれば、それがどういう結果になつたのか、こういうことで御議論をさせていただければなと思つておりますので、あした以下に審議の中で、私もう一回立たせていただきたいと思いますので、本日の閣議決定がどういう結果になつたのかというのは、またそれも踏まえて

と思ひますけれども、是非、今日のこれ夜ですか、閣議が行われて閣議決定されたのは。正に来年度

の予算編成に向けて、正に予算の編成方針を決めると、こう理解をしておりますけれども、その内容も、総理の胸の内とありますか、あと数時間後には明らかになる話でございますので、少し前倒しでお聞かせもいただきたいと、こういうふうに思つております。

それで、小泉政権というのはある意味で非常に分かりやすいと、これは我々予算案を作りますけれども、やっぱり国会でしかできない仕事を同してこの国を良くしていきたいと、この思いは全く変わらないというふうに思います。

ただ、やはり私たち議員、あるいは議員によって選ばれた閣僚をされていらっしゃるわけでありますけれども、やっぱり国会でしかできない仕事を方向が同じところもあります。それから、方向が全然、八百八十度違うところございます。それから、同じ方向でも、範囲とか距離とかスピードとか、こういうことが違う。ここを分かりやすく国

民の皆様方に議論を通じてお示しをして、これはいい悪いといふんじゃなくて、こういうアイデアの二つの党があつて、こういうアイデアが出ている。あとはもう国民の皆さんに、いろんな教育現場にそれぞれ触れていたいいるわけですか、それは親としての場合もあるかもしれませんし、それから地域のボランティアと、皆様方に、ここは自民党の案がいいかもしれない、ここは自民党の言つてある方がそうかもしれないなという

ことを御判断いただきてこの参院選の投票という形につなげていただき、これがあるべき民主主義の姿だといふうに思つておりますので、そういう御議論をさせていただきたいといふうに思つております。

それで、小泉政権は、結論だけ申し上げますと、教育費をカットする、医療費をカットする、しかし一方で、これは別に非難しているわけじゃないけれども、そうした教育とか医療とか、人生とか命とかということにとても重要なその現場にやっぱり現場に人材をと、こういうことでござります。私は医療改革の方の副座長もしておりますけれども、その内容も、総理の胸の内とありますか、あと数時間後には明らかになる話でございますので、少し前倒しでお聞かせもいただきたいと、こういうふうに思つております。

私たち民主党は、六年前、私は、コンクリートから人へということで、これは今、民主党全体の予算編成方針にこれはきちっと位置付けられております。さらに、この教育、医療の現場に人材を出構造方針でございます。

それで、小泉政権は、結論だけ申し上げますと、教育費をカットする、医療費をカットする、しかし一方で、これは別に非難しているわけじゃないけれども、借金を少しでも減らしていこうという、行政改革が極めて重要だと、こういう予算編成方針、これも一つの方針だと思います。こうしたそういう方針を国民の皆さんは少なくとも二〇〇五年の九月十一日の選挙で選択をされて、それに基づいて予算編成をされてこられたと。これは選択に基づく編成ですから、これはこれでいいんだと思います。

そこで、教育再生会議が第二次答申ですか、出

ました。それから、六月十二日ですか、財政制度審議会の建議、これは西室会長から出された。再生会議の野依会長も西室会長も、いずれも大変立派な人格の方々で、そして大変な見識をそれぞれに持つておられて、それぞれ総理からのその諮問に対して真剣に御議論をいただいて答申をいただいているんだと。

当然、しかしながら、教育再生会議の答申と財政制度審議会の建議は、同じところもあれば違うところもあるわけですね。これは当然だと思います。そこで、最後は総理がそれぞれの議論をしんしゃくして、そして総理が御判断をされて、そして本日の骨太の閣議決定にどういうふうにするのかと、こういう、今日はそういう日だというふうに思つておりますけれども。

今回の骨太というのは、安倍政権になられて初の予算編成ですね。そうしますと、安倍政権といふのは、じゃ、小泉政権の予算編成方針とどこが一緒でどこが違うのかと。教育ということをおつしやつて、いるから教育なんだろうなど私も勝手に思い込んでいたんですけど、それがどうも何かこの一ヶ月の御議論を聞いていて、そのような気もするし、そうでない気もするし、その辺りのところを今日は是非明確にお聞かせをいただければ大変り難いなど、こういうふうに思つております。

そこで、まず最初にお伺いしたいのは、私は国會議員になりました理由の一つは、やっぱりどんなうちに生まれても、どんな地域に生まれても、やっぱり機会の均等、これだけは絶対保障しなきゃいけない。機会の均等か結果の平等か、これはいろいろ議論があつていいと思うし、それぞれの時代、それぞれの国の事情によって、だからこそ第二大政党制で、今は結果の平等だ、今は機会の平等だと、こうしたことでの政権交代が行われるんだと思いますが、しかし、ありとあらゆる先進国の中では、機会の不平等を放置していくと、この政党は一つもない私はずつてあります。そういう観点で、やはりそれぞれ天賦の才というの

があつて、それを花開かせて、そして職業、正に誇りと自信とを持つて世の中に貢献していく、それによって、親の支援を一切受けなくても、あるいは社会派な人格の方々で、そして大変な見識をそれぞれに持つておられて、それぞれ総理からのその諮問に対して真剣に御議論をいただいて答申をいただいているんだと。

当然、しかしながら、教育再生会議の答申と財政制度審議会の建議は、同じところもあれば違うところもあるわけですね。これは当然だと思います。そこで、最後は総理がそれぞれの議論をしんしゃくして、そして総理が御判断をされて、そして本日の骨太の閣議決定にどういうふうにするのかと、こういう、今日はそういう日だというふうに思つておりますけれども。

今回の骨太というのは、安倍政権になられて初の予算編成ですね。そうしますと、安倍政権といふのは、じゃ、小泉政権の予算編成方針とどこが一緒でどこが違うのかと。教育ということをおつしやつて、いるから教育なんだろうなど私も勝手に思い込んでいたんですけど、それがどうも何かこの一ヶ月の御議論を聞いていて、そのような気もするし、そうでない気もするし、その辺りのところを今日は是非明確にお聞かせをいただければ大変り難いなど、こういうふうに思つております。

そこで、まず最初にお伺いしたいのは、私は国會議員になりました理由の一つは、やっぱりどんなうちに生まれても、どんな地域に生まれても、やっぱり機会の均等、これだけは絶対保障しなきゃいけない。機会の均等か結果の平等か、これはいろいろ議論があつていいと思うし、それぞれの時代、それぞれの国の事情によって、だからこそ第二大政党制で、今は結果の平等だ、今は機会の平等だと、こうしたことでの政権交代が行われるんだと思いますが、しかし、ありとあらゆる先進国の中では、機会の不平等を放置していくと、この政党は一つもない私はずつてあります。そういう観点で、やはりそれぞれ天賦の才というの

があつて、それを花開かせて、そして職業、正に誇りと自信とを持つて世の中に貢献していく、それによって、親の支援を一切受けなくても、あるいは社会派な人格の方々で、そして大変な見識をそれぞれに持つておられて、それぞれ総理からのその諮問に対して真剣に御議論をいただいて答申をいただいているんだと。

当然、しかしながら、教育再生会議の答申と財政制度審議会の建議は、同じところもあれば違うところもあるわけですね。これは当然だと思います。そこで、最後は総理がそれぞれの議論をしんしゃくして、そして総理が御判断をされて、そして本日の骨太の閣議決定にどういうふうにするのかと、こういう、今日はそういう日だというふうに思つておりますけれども。

今回の骨太というのは、安倍政権になられて初の予算編成ですね。そうしますと、安倍政権といふのは、じゃ、小泉政権の予算編成方針とどこが一緒でどこが違うのかと。教育ということをおつしやつて、いるから教育なんだろうなど私も勝手に思い込んでいたんですけど、それがどうも何かこの一ヶ月の御議論を聞いていて、そのような気もするし、そうでない気もするし、その辺りのところを今日は是非明確にお聞かせをいただければ大変り難いなど、こういうふうに思つております。

そこで、まず最初にお伺いしたいのは、私は国

議員になりました理由の一つは、やっぱりどんなうちに生まれても、どんな地域に生まれても、やっぱり機会の均等、これだけは絶対保障しなきゃいけない。機会の均等か結果の平等か、これはいろいろ議論があつていいと思うし、それぞれの時代、それぞれの国の事情によって、だからこそ第二大政党制で、今は結果の平等だ、今は機会の平等だと、こうしたことでの政権交代が行われるんだだと思いますが、しかし、ありとあらゆる先進国の中では、機会の不平等を放置していくと、この政党は一つもない私はずつてあります。そういう観点で、やはりそれぞれ天賦の才というの

があつて、それを花開かせて、そして職業、正に誇りと自信とを持つて世の中に貢献していく、それによって、親の支援を一切受けなくても、あるいは社会派な人格の方々で、そして大変な見識をそれぞれに持つておられて、それぞれ総理からのその諮問に対して真剣に御議論をいただいて答申をいただいているんだと。

当然、しかしながら、教育再生会議の答申と財政制度審議会の建議は、同じところもあれば違うところもあるわけですね。これは当然だと思います。そこで、最後は総理がそれぞれの議論をしんしゃくして、そして総理が御判断をされて、そして本日の骨太の閣議決定にどういうふうにするのかと、こういう、今日はそういう日だというふうに思つておりますけれども。

今回の骨太というのは、安倍政権になられて初の予算編成ですね。そうしますと、安倍政権といふのは、じゃ、小泉政権の予算編成方針とどこが一緒でどこが違うのかと。教育ということをおつしやつて、いるから教育なんだろうなど私も勝手に思い込んでいたんですけど、それがどうも何かこの一ヶ月の御議論を聞いていて、そのような気もするし、そうでない気もするし、その辺りのところを今日は是非明確にお聞かせをいただければ大変り難いなど、こういうふうに思つております。

そこで、まず最初にお伺いしたいのは、私は国

議員になりました理由の一つは、やっぱ

りませんけれども、やはりこれ育英なのか奨学生のかと、割と根の深いというか哲学的な議論であ

りますが、この無利子において貸与を受けられな

いかった人々、二万人の方々についてもその大半に

利用できるようにすると。それから、学費のみならず最低限の生活費も貸与すると。それによつて、親の支援を一切受けなくても、あるいは社会派な人格の方々で、そして大変な見識をそれぞれに持つておられて、それぞれ総理からのその諮問に対して真剣に御議論をいただいて答申をいただいているんだと。

当然、しかしながら、教育再生会議の答申と財政制度審議会の建議は、同じところもあれば違うところもあるわけですね。これは当然だと思います。そこで、最後は総理がそれぞれの議論をしんしゃくして、そして総理が御判断をされて、そして本日の骨太の閣議決定にどういうふうにするのかと、こういう、今日はそういう日だというふうに思つておりますけれども。

今回の骨太というのは、安倍政権になられて初の予算編成ですね。そうしますと、安倍政権といふのは、じゃ、小泉政権の予算編成方針とどこが一緒でどこが違うのかと。教育ということをおつしやつて、いるから教育なんだろうなど私も勝手に思い込んでいたんですけど、それがどうも何かこの一ヶ月の御議論を聞いていて、そのような気もするし、そうでない気もするし、その辺りのところを今日は是非明確にお聞かせをいただければ大変り難いなど、こういうふうに思つております。

そこで、まず最初にお伺いしたいのは、私は国

議員になりました理由の一つは、やっぱ

りませんけれども、やはりこれ育英なのか奨学生のかと、割と根の深いというか哲学的な議論であ

りますが、この無利子において貸与を受けられな

いかった人々、二万人の方々についてもその大半に

思つております。

そこで、民主党は、今回の参院選のマニフェス

トにおいても、希望者は全員奨学生制度と、すな

わち高校は無償化し、希望者全員に奨学生、大学

及び高等学校は希望する人ならだれでもいつでも

思つております。

○鈴木寛君 私たちは、総理は優秀だったかもし

りませんけれども、やはりこれ育英なのか奨学生のかと、割と根の深いというか哲学的な議論であ

りますが、この無利子において貸与を受けられな

いかった人々、二万人の方々についてもその大半に

思つております。

そこで、民主党は、今回の参院選のマニフェス

トにおいても、希望者は全員奨学生制度と、すな

わち高校は無償化し、希望者全員に奨学生、大学

及び高等学校は希望する人ならだれでもいつでも

思つております。

○鈴木寛君 私たちは、総理は優秀だったかもし

りませんけれども、やはりこれ育英なのか奨学生のかと、割と根の深いというか哲学的な議論であ

りますが、この無利子において貸与を受けられな

いかった人々、二万人の方々についてもその大半に

思つております。

めて、むしろ今の現状を見ますと、親の経済格差が子供の学力格差、教育格差につながつてゐる。そうすると、なかなか優秀に高校の段階まで達せないというところもあつて、そういう意味でその点がやや違うということになりますが、ここは引き続き来年の方針に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それから、国立大学への交付金の問題でござります。

平成十六年に法人化をされました。三年間で国立大学の運営費交付金が三百七十一億円カットされているんですね。これ小泉政権の下で、授業料も、私が入りましたときには二十一万六千円です。今五十万円です。約約。これで本当に国立大学の授業料としていいのかなど、こういう気もいたすわけありますけれども。小泉政権はどんどん切つきました。運営費交付金。安倍政権は、その骨太方針の原案を見ますと、めり張りを付けるとか配分を変えるとか、そういうことはもちろん大いにやつていただきて結構なんですが、総額を増やすのか減らすのか、据え置くのか▽字反転するのか、ここ何のメンションもないんですけれど、これ総理はどういうふうに思つておられますか。あるいは、今日の夜に何かびっくりサプライズプレゼンがあるのかどうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 限られたこの予算の中でなかなか思い切つたビッグサプライズといふのは難しいといふのはよく委員も御承知のとおりなんだろうと、このように思うわけであります。各大学の教育研究を十分に社会貢献と、そういった役割を担つていてると思いますが、このうち人材養成としての教育は極めて重要であると思います。教育費の交付金についてもこうした大学の役割を十分に踏まえなければいけないのでないかと思います。各大学の教育研究を支える基盤的経費の確保な措置、基盤的経費と競争的資金の適切な組合

せ、評価に基づく効率的な資金配分を図つていくことが大切だろうと思います。

いずれにいたしましても、この額そのものについては今年の予算編成の中において基本的な姿勢を示していかなければならないと、こう考えていました。政府の方針を明らかにするのはこの骨太方針が最後なわけでしょう。そうすると、要するに来年度予算編成で、安倍内閣が続いた場合に、国立大学への交付金は増えるのか減るのか、やっぱりこれは国民の最大の関心事項ですよ、ええ。今更にウナギ登るのか、それともどまるのか、それとも下がるのか、お答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私の内閣において教育の再生は最重要課題である、この人材に投資をしていくということは止に未来への投資である

と、こういう認識でございます。その中において、言わば一律的な言わばカットとして、この教育費について一律的なカットということで臨んでいくべきではないというふうに私は考へています。

もちろん、予算全体の中において、今やはり財政の再建というものがこれは正に私たちに与えられ

た命題でありますから、その規律をこれ緩めないと、そこにはなかなか難しいところな

りなんですが、全体の基準を今緩めないようにしなが

ら、しかしながら、ここがなかなか難しいところな

りなんですが、そのいぢれも大事だというの

うことがあり得ると思う。これはいいか悪いかは、いや、まあいいとして国民の皆さんはその自民党政権を強く支持し続けてきたんだろうと思

りますが、そのいぢれも大事だというのによく分か

ります。しかし、私たちは教育が一番大事だと思つています。ですから、政策マガナカルタでも、今

のOECO三十か国の中で最低水準、三十番目に

ある教育予算、これを私たちは、例えば高等教育

だと〇・五、初中等教育だと二・七、これは三十

か国中三十番なんですよ。これは余りにも低過ぎ

るのではないかと。

したがつて、いろいろ大事な費目があるけれども、項目があるけれども、やはり教育を特別扱い

しようというのが民主党なんですね。安倍政権は特別扱いするのかなど思つてましたけど、ほか

も大事だという中で、その工夫はする、されると

いうこと当然よく分かりますけれども、それはで

すから文部省の予算の枠内で頑張られる。我々

は、公財政支出、今三・二です。約三%で、大体

上げているわけでございまして、そのお気持ちを是非酌み取つていただきたいと、こう思うわけ

であります。しかし、その中でやはり全体のこの予算の規律はしっかりとこれは保つていくというこ

とが大切であろうと、そして、教育の予算の中に

おいてもやはり無駄がないかというこれ不斷の努力をしていくことは当然大切ではないかと、この

ように思います。

だから、そこにどういうふうに上げていくかと、いうことを、我々はきちつとマニフェストの中で

その水準まで上げていく。当然公共事業は相当カツトすることになる。それによつてあるところにはかなりの痛みを強いさせていただくことも当然あり得るだろうと思いますし、それから、例えれば私たちは天下りのボストを確保するために、いろいろな計算方法はありますけれども、六兆円掛かつて、それを仮に六十歳まで公務員雇い続けたならば、逆に言うと人件費一兆円ぐらいだと、差引きで五兆円ぐらい浮くんじやないかと、そういう算定もあります。これはきちつと数字でマニフェストで示されていただこうと思いますが。

総理はいろいろある重要な予算の中で教育費を特別扱いしないと、こういう理解で理解させていただきたいと思います。それで……(発言する者あり)えつ、理解しちゃ駄目ですか。では、御反論あれば。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この教育については、先ほど申し上げましたように、これは我々は

全体一律的な削減、削減ありきで臨んではならないと、こう思つてます。ですから、めり張りを付けながら、そして効率化を徹底していく

がら、真にそして必要な財源はちゃんとこれはしっかりと確保していく、このことはお約束を申し上げたいと、こう思うわけでございまして、そ

のところを是非御理解をいただきたいと思います。

○鈴木寛君 ジヤ、必要なところという議論なん

ですけれども、まあ、ただやっぱり総理というの

はあれじゃないでしょうか、この大枠の総額、教育予算やつぱり増やすのか、大きな方向はやっぱ

り示して、あとは伊吹文部科学大臣にこれが必要

かどうかというのはちゃんとやつてくれというのが私は総理と文部科学大臣の役割分担だと思うんです。が、やっぱり総裁のところはこれは財政審から話が来ていて、教育再生会議から話が来ていて、ここは文科大臣は決められないですよね。やっぱり、総理が教育予算を特別扱いをしてそれを増やすのかどうか。

必要なところというお話をありましたので、五月二十二日に議論した話のぶり返しで恐縮ですが、やつぱり私は教員の質と数は絶対大事だと思っています。そして、繰り返しで恐縮でございますが、一ヵ月たちました。いろいろ総理もこの間の議論を聞いていたと思いますので、そのお心変わりがあるのかどうかということを改善計画が二年間凍結をされて三年目に入ります。安倍政権になつて初の本格的予算編成であります。そして、一学級当たりの生徒数あるいは生徒数当たりの教員の数、これはワーストツーです。要するに世界で一番少ないです。その最大のボトルネックは、行政改革の推進法の五十五条の三項、公立学校の教職員の総数については児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数を純減させるための必要な措置を講すると書いてあるんですね。要するに世界で一番少ないです。それの大変なところは、これは参考院選の最重要事項なんですね。このことは参考院選の重要な争点の一つだと思いますので、ここは大変恐縮ではございますが聞かせていただきますけれども、この五十五条の三項をどうするのか、あるいは、これによつて絞られている教員定数を、減少に見合う数を上回る純減という方針を安倍政権は堅持したことなんですね。このところを是非国民の皆様方に、これは参議院選の最大の争点でございました。そのため、このところを是非お答えいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この教員の言わば皆さんの子供とこれは正に向き合つていく時間だと思います。そのために、主幹等の教職員の適正な配置、そういう取組を実施度別少人数指導の教員や、小学校高学年での専科教育の適正な配置や、あるいはまた副校長、張りのある教員の給与体系もつくつていかなければいけない。

また、先生方が子供たちに向き合う時間を増やすためにも、事務作業に追われているという声も随分現場からありますから、事務の共同実施体制の整備や事務の外部への委託、あるいは地域の人材協力や教育現場のIT化等を通じた教員の事務負担の軽減などを進めていかなければいけない、こうした努力をまずは積み重ねていくことが大切ではないかと、このように思つております。

○鈴木寛君 今の議論は連日伊吹大臣とやらせていただいているんです、我々は、もう一緒に仲良く隣に座りながら議論させていただいている。私が聞いているのは、今日の閣議決定の中で、この五十五条の三項に代表される、あるいは五十三条の一項、行政改革推進法、純減をすると、五%カットをするという方針が明確になつてゐるんです。これ、泳ぎようがないんです、法律ですから。このところをどうするのかということについて大きな方針、堅持するなら堅持する、しかし教育の安倍とおつしやつてある以上、それは私は変えるべきだと、これは国民の声だと私は思つて御判断いただきたい、あるいはお聞かせいただきます。

○西岡武夫君 簡潔にお答えを申し上げます。安倍総理が教育を最大の課題であるとおっしゃつた以上、今の中間総理の御答弁は矛盾していると思うんですね。当然、当然、教育を重視することは、それは、まず一つ、昨年の教育基本法の改正を受けての成立を図るものであるということ、もう一つは、いじめ、未履修あるいは学力低下問題、そういう学校現場で起きている実際の諸課題、これを少しでも前進させるんだと、そういう二つの大きな流れをくんでの法改正であるわけでございます。

そこで、今回の法改正が果たして教育基本法の、昨年もう十二分に議論いたしました教育基本法の理念をしっかりと踏まえたものなのか、そして、実際に教育現場ではいじめがなくなるのか、それが、そういったことが大事なんだろうと思つております。

○鈴木寛君 終わります。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。

夫をするのか、そこについてもう一度お聞かせください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教員の正に質の向上ということで、そこで今委員からお話をあつた、我々、今行政改革の中で定員を減らしていくという目標のために、言わば、聖域なきこれであります。定員についての削減を目指しているわけではありませんが、そこでやはり教育の現場においてはいろいろな意見があるのを私も承知をしています。子供の数が減つていく中にあつて、クラスによって減り方が違うんですから、また、学校によって違う中において一律にできるかどうかという声もあるのも十分承知をしています。

いずれにいたしましても、予算については真に必要な予算を確保していく、そしてまた教員の配置、また人員の確保については行政改革という観点からも併せてよく検討をしていかなければいけないと、このように思つています。

○委員長(狩野安君) 鈴木寛君 時間です。

○鈴木寛君 西岡発議者、民主党のこの問題についての御見解と、そして安倍総理、教育を掲げておられたこの骨太方針の編成過程についての御感想をお願い申し上げます。

○委員長(狩野安君) 時間が過ぎていますので、簡単にお願ひいたします。

○西岡武夫君 簡潔にお答えを申し上げます。

安倍総理が教育を最大の課題であるとおっしゃつた以上、今の中間総理の御答弁は矛盾していると思うんですね。当然、当然、教育を重視すること、それは、まず一つ、昨年の教育基本法の改正を受けての成立を図るものであるということ、もう一つは、いじめ、未履修あるいは学力低下問題、そういう学校現場で起きている実際の諸課題、これを少しでも前進させるんだと、そういう二つの大きな流れをくんでの法改正であるわけでございます。

そこで、今回の法改正が果たして教育基本法の、昨年もう十二分に議論いたしました教育基本法の理念をしっかりと踏まえたものなのか、そして、実際に教育現場ではいじめがなくなるのか、それが、そういったことが大事なんだろうと思つております。

私たち公明党は、未来に責任を持つ政治ということを掲げております。なかなか、子供たちの未来に責任を持つ、未来を確たるものにするとい

こととし、休憩いたします。  
午後零時二十四分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(狩野安君) ただいまから文教科学委員会を開いたします。

○委員長(狩野安君) 本日、神本美恵子君が委員を辞任され、その補欠として水岡俊一君が選任されました。

うことを訴えております。日本の未来を考え、教育改革を大きく前進させることができ本当に必要であるうと思つております。

そこで、まず、冒頭私が申し上げたとおり、この本法案が教育基本法で議論してきました。あるいは与党でもう七十時間近く議論してまいりました。こういう議論、結論を十分に踏まえてのものであるのか、逸脱するようなことはないのかという基本的な点をお伺いしたいと思います。

特に、愛国心について様々な議論をした、それを踏まえて文化、伝統を尊重し、国と郷土を愛する態度を養うという文言になつたわけでございました。これが、このたびの学校教育法の改正の中では義務教育の目標に規定されることになりました。私の方から、こうした議論を踏まえて、教育関連三法、とりわけ学校教育法はそうした多年にわたる基本法改正の議論や骨格をしっかりと踏襲いたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教育基本法の改正については、与党内でも随分議論がございました。自民党と公明党の中において、特に愛国心をめぐる議論がございました。

我が国と郷土を愛する態度について様々な議論があつたわけでございますが、そうした議論を踏まえて改正教育基本法はできたわけでございました。この国会の場におきましても、この言わば我が国と郷土を愛する態度ということは、例えば統治機構を愛すとか、そういうことを全く意味していない、あるいはまた、内心に入つて、子供たちの内心に入つて、それを評価するものでもないということは、もう既にはつきりと申し上げてきているとおりでございます。

そこで、義務教育の目標として、改正教育基本法の中には、我が国と郷土の現状と歴史について、改正教育基本法を踏まえて、義務教育の目標

ことを規定をいたしておきます。この規定は改正教育基本法を受けたものでございま

すが、国会での御審議で明確にされました改正教

育基本法の精神をしつかりと踏襲をしたものであ

るということを申し上げておきたいと思います。

○國務大臣(伊吹文明君) 総理の御答弁に付け加えることはございません。その趣旨に沿つて学習指導要領等の作成には十分意を尽くしたいと思います。

○谷合正明君 そこで、私、次に質問させていた

だきたいのは、教員、教職員の皆様へのサポート体制ということでございます。

教育は教師で決まる。特に子供たちというの

は、教師から触発を受け、学ぶ喜びを知るもので

ございます。しかし、言われているとおり、現在の学校の現場での先生の皆様、本当に忙し

い。仕事量も増えて負担も増え過ぎて、すっかり疲弊しているという声もお伺いいたします。実際

に私と同じ世代で学校の教師として仕事をしてい

る者から聞いても、やはり本当に事務作業も多い

んだと。しかも、公立学校へ行きますと、パソコンすら一人一台ないような状態だと。テストやそ

ういった事務作業をするものに関しては、個人情

報もあるので学校の共有的パソコンを使わなきや

いけない、それをみんなが並んで順番待ちで使つ

ているような状態だと。むしろ、そういう環境をしつかり、働ける環境を整えてほしいということ

とを訴えておりました。

さらに、付け加えますと、理不尽な親からのクレームということが今話題になつております。例えれば、うちの子供には自宅で掃除させていないの

で学校でもさせないでほしいとか、そういうこと要求してくるとか、トラブル相手に対して転校させるとか、そういうことも教師を一つ一つ悩ませる大きな要因になつてきています。必ず

かつてはこういったことに関しては、経験豊

かなベテランな先生方が新任の教師さんにうまく助言しているという関係があつたそうでございますけれども、今はもうそれも期待なかなかできません。

今回の法案で、学校の先生たちが子供と向き合

う時間を確保できるのか、子供との距離を縮める

ことができるのか、そういう率直な思いを持って

おります。この点について、池坊文部副大臣にお伺いいたします。

○副大臣(池坊保子君) 確かに、子供と先生が向

かい合う時間が長ければ長いほど、子供にとっても先生にとつても幸せなことだと思います。

おつしやるよう、今教師というのは一日に残業時間が平均して二時間です。一ヶ月で三十四時間。私は本当はもっと長いのではないかとうふうに思つております。それとともに雑務が多くなります。

これはやはりどんなふうにしたらいいか。中央教育審議会の答申の中にも出ておりますけれども、国・都道府県・市町村からの調査、これはまとめて同じような調査を依頼されることが多いので、これを一括してまとめます。あるいは、業務日誌などの学校関連の書類の作成というのにも時間が掛かっております。これももうちょっと整理合理化できるのではないか。あるいは、学校のICT環境の整備による会議などの削減です。

これは、どちらにいたしましてもこれから文部科学省が実態調査をいたしまして、どのような形で整理合理化したらいいかということをきちんと検証し、調査し、そしていい案を更に練つていきたいと思っておりますが、今おつしやいましたように、今は四三%しか教師にコンピューターが配置されておりませんが、これは平成二十二年度の、ITC新改革会議によりまして一人に一台ずつ設置しようということになつております。必ず

そのようにいたします。

また、先ほどおつしやいましたようなヘリコプター、ペアレンントと言われますような、子供に何か

あつたら急速飛んでいつて苦情を言う。これは学

校の先生方を萎縮したり、それから保護者に対する何といふんでしょうか、重圧というのが強いですね。これに対しましては、外部の方のお力をかりする、例えば弁護士の方とかスクール力

をおこなう、様々な形での教師の方々の子供と向き合える時間をつくつていくよう努力しております。

○谷合正明君 大変にありがとうございます。

今答弁の中にも、既に学校内だけでなく、いろいろな外部の方の取組も言及していただきま

した。私も、その点が大事なのかなと。学校内だけなくて、地域で全体で教師を助けていくといふか、サポートしていくことが大事であろうと。

私たち公明党は、この地域で教員をサポートする体制、例えば地域の人材を活用する教員サポート制度というものの創設を訴えております。熱心な教員が、頑張っている教員が意欲を持ち続ける、そういう環境を整備すべきだと考えておりますが、併せてその点についてお答えいただければと思います。

私は、地域で教員をサポートするためには、地域の人材を活用する教員サポート制度というものの創設を訴えております。熱心な教員が、頑張っている教員が意欲を持ち続ける、そういう環境を整備すべきだと考えておりますが、併せてその点についてお答えいただければと思います。

○副大臣(池坊保子君) 議員がおつしやいますよ

うに、今学校の先生方にすべての負担が掛かっておりますが、教育基本法改正の中にも、家庭教育、地域、社会との連携というのをうたつてございま

す。

東京都でも、私が参りました中学校では、土曜日に寺子屋といつて、地域の方々のお力をおかり

しておりますが、教育基本法改正の中にも、家庭教

育、地域、社会との連携というのをうたつてございま

す。

した授業をしていらっしゃいます。あるいはま

た、司書ボランティアだとか部活動のコーチ、こ

のためには、学校が学校支援本部というのを設置して、どういうふうに運営したらいいか、コーディ

ネートがしつかりできているところはこういうことをかまんとやれております。私が住んでおりま

す京都もやつておりますし、岡山市でも、例えば校門でのあいさつ運動、あるいは登下校の付添い、また教科指導の支援というふうなことをやつておりますので、いい事例を、文部科学省として

は情報公開しながらモデルをみんなに示して、こういうことを推進してまいりたいと思つております。

○谷合正明君 どうもありがとうございます。

次いで、教育委員会の独自性について、その点についてお伺いしたいと思います。

午前中の質疑の中にも同じ趣旨の質問が出ました。教育委員会制度については、例えばいじめ問題についてうまく対処できていなかつたとか、あるいは形骸化しているとか、そういう御批判もあるわけですが、しかし、だからといってこの教育委員会そのものなくせということには至らないのではないかと。教育委員会そのものを、むしろ今まで足らざるところを補う、補強するという形をしっかりと取ることが大事ではないかと。本来、教育委員会が持つ独自性を發揮してもらうためにはそういったことが必要ではないかなと私は考えております。

この点について、また、そもそもこの教育委員会制度の在り方について総理の御所見を伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この委員会におきましても、教育委員会の在り方、また制度について随分御議論をいただいたんだろうと、このように思います。

教育委員会については、その役割を十分に果たしてきていな、責任を果たしてきていなといふ議論がありますし、私もそういうところも一部にはあつたんだろうと、このように思うわけでもあります、しかし、教育委員会というのは、本来、教育に極めて情熱と熱意を持つた、見識を持った様々な分野の方々が入つていただいて、そこで地域の教育について役割を担つていただき、また、教育においてその役割を果たしていただくことは、十分にこれは大切な役割であり、この可能性というのは私は間違いないと、このように思つわけでありまして、教育委員会にしっかりとその本来の役割を果たしていくことによつて

て、更に私は教育現場も向上していくということになつていく。そしてまた、社会総掛かりで教育の再生に取り組んでいくという上においては、教育委員会というものは様々な方々に参加をしていました。

○谷合正明君

今回の地教行法の改正案におきましては、合議制の教育委員会が自ら管理執行する必要がある事項を明確化するとともに、教育委員会は活動状況の点検、評価を行い、議会に報告をするなどの措置を講じて教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実を図ることとしています。国民の皆様から信頼される教育行政の体制を構築すべく断固として取り組んでまいりたいと、こう考えていました。

なお、今回の地教行法の改正による指示や是正の要求は、教育委員会が自浄能力を發揮をせず、十分な責任を果たせない場合に、国民の権利を守るために国が必要な関与を行うものでありまして、教育現場の問題に関してより適切な是正、改善を図ることが可能となるものと、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、言わば政治的な中立性を保ち、高い見識を持つた様々な分野の方々が集まるこの教育委員会という仕組み、これは私はとっても大切な仕組みであり、本来の能力、また機能を発揮をしていただければ必ず教育の質の向上につながっていくと、このように確信をいたしております。

○谷合正明君 教育の質の向上とともに、例えばいじめ問題の克服についてもこの教育委員会制度の役割というのもあると思います。そのいじめ問題について質問させていただきます。

先日、統計が出来ました。自殺者が九年連続で日本全国三万人を超える中で、とりわけ学生生徒の自殺が八百八十六人と過去最悪の結果であるということが分かりました。その中でも学校問題を原

因とするケースが急増しております。学校現場を取り巻く問題が深刻化しております。学校問題の再生に取り組んでいくという上においては、教育の中には当然いじめが含まれます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

ただいま谷合委員から御指摘がございました総社東中学校の生徒の中には当然いじめが含まれます。約今から十年前に、岡山県の総社東中というところ、ある生徒がいじめを苦に自殺をいたしました。それを機に、毎年その中学の生徒会の皆さんはじめをなくしていこうという啓発運動を続けてこられました。今年、岡山市も、総理に届けたメッセージに対して総理の方から直接その中学校の生徒の皆さんにメッセージをいただきまして、大変強く、また生徒たちも喜んでいたわけでございます。

ただ、そのいじめについては、例えば昔と今では大分質が違つてきているというふうに言わわれております。私、この「教室の魔魔」という本を読みました。いじめの実態と解決策について書いた本なんですが、一言で言うと大変にショックを受けました。大人が見抜けないよう實に巧妙にいじめというものが行われている。あるいは、いじめの事実を必死に親に隠そうとする。それが子供の心理であるとか、加害者と被害者と傍観者といふかつては三つの立場があつたんだけれども、今は加害者と被害者と、被害者一人に対してあとほのかの加害者全員という、そういう構図になつてきていると。正に今のいじめは異常事態である。筆者は教室の魔魔と、そういうふうに呼んでいるわけでございます。

だからといってその解決策がないのか、そういうことではなくて、この現代のいじめについては、まず大切なのは、親、教師、大人たちが子供のいじめ、どんなに巧妙ないじめでも大人たちは絶対に見抜くんだ、絶対にいじめは悪なんだといつたことを、毅然とした態度を示すことが大事であるというふうにこの本にも書いてあります。そして私もそういうふうに思つております。そのためにも公明党は、子供、保護者、教師などがだれに安心して相談できる体制整備というものを訴えておりました。外部の専門家を加えた第三者機関による、例えばレスキュー隊という、いじめレス

キューブというものの創設です。

これらの提言も含めまして、いじめ問題に対しどのように取り組んでいかれるのか、総理の御決意をお伺いいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

ただいま谷合委員から御指摘がございました総社東中学校の生徒の中には当然いじめが含まれます。約今から十年前に、岡山県の総社東中というところ、ある生徒がいじめを苦に自殺をいたしました。それを機に、毎年その中学の生徒会の皆さんはじめをなくしていこうという啓発運動を続けてこられました。今年、岡山市も、総理に届けたメッセージに対して総理の方から直接その中学校の生徒の皆さんにメッセージをいただきまして、大変強く、また生徒たちも喜んでいたわけでございます。

ただ、そのいじめについては、例えば昔と今では大分質が違つてきているというふうに言われております。私、この「教室の魔魔」という本を読みました。いじめの実態と解決策について書いた本なんですが、一言で言うと大変にショックを受けました。大人が見抜けないよう實に巧妙にいじめというものが行われている。あるいは、いじめの事実を必死に親に隠そうとする。それが子供の心理であるとか、加害者と被害者と傍観者といふかつては三つの立場があつたんだけれども、今は加害者と被害者と、被害者一人に対してあとほのかの加害者全員という、そういう構図になつてきていると。正に今のいじめは異常事態である。筆者は教室の魔魔と、そういうふうに呼んでいるわけでございます。

だからといってその解決策がないのか、そういうことではなくて、この現代のいじめについては、まず大切なのは、親、教師、大人たちが子供のいじめ、どんなに巧妙ないじめでも大人たちは絶対に見抜くんだ、絶対にいじめは悪なんだといつたことを、毅然とした態度を示すことが大事であるというふうにこの本にも書いてあります。そして私もそういうふうに思つております。そのためにも公明党は、子供、保護者、教師などがだれに安心して相談できる体制整備というものを訴えておりました。外部の専門家を加えた第三者機関による、例えばレスキュー隊という、いじめレス

キューブというお言葉です。

○谷合正明君 大変にありがとうございます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

葉が出来ました。言うまでもなく、教育というのは、学校教育だけではなくて、地域、家庭、社会、全体がかかわっていかなければならぬ、これが教育基本法の改正のときにもしっかりとうたわれたわけでございます。例えば、既に始まっている「早寝早起き朝ごはん」運動、これも当然でしようし、あるいは静岡県で取り組んでおります大人から青少年へ声掛け運動、おはようとかそういう声掛け運動、こういう具体的な実践の運動、これが、地域の青少年は地域で育てるという運動というのが本当に今必要なんだなと、観念論だけではなくて具体的な実践を伴った行動、これを国民総掛け社会総掛かりでやつていかなければ教育の再生はないと思いますが、この総掛かりの教育ということについて、総理の決意をまず伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員がおつしゃつた「早寝早起き朝ごはん」、これはもう学校だけではできないわけでありまして、正に御家庭、御両親、保護者の協力がなければできないわけでございます。これをやつていただきたい地域や学校では、例えば学力については明らかな変化が出てきていると、こんな陰山先生からの報告も受けています。

やはりこれは先生だけに任せせるのではなくて、またこの二十年、三十年で大きく社会も家庭も変わつてきました。言わば核家族化をして、言わば家庭、家族における教育力というか、そういうものが低下をしてきていますし、地域社会がだんだんコミュニケーションとして機能しなくなつた中にあって、近所のおじさんやおばさんが子供たちを時には注意したり指導したりといふ、そういう機能がなくなつていく中にあって、やはり学校に大きな負担が掛かっている。ここで改めてやっぱりみんなで教育、やっぱり子供を育てていくこういうことが大切であらうと、このように思うわけであります。

その中の一つの施策としては、放課後子どもプランというのがございますが、これをみんなで、

社会で、放課後にいろんな社会経験を積んだ方々が子供たちにいろんなことを教えたり、一緒に遊んだり、あるいは一緒にいろんなことを体験したということことで参加をしていただきたいと、こう思つてゐるわけであります、このように社会が一緒に参加できる仕組みをしっかりと整えていくことも重要であると思つております。

○谷合正明君 同じ点につきまして、この総掛けの教育について、伊吹文部科学大臣の御決意、御所見を賜りたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 時代の変化とともに大変豊かな国になりましたので、社会状況が大きく変わつております。核家族が進んでおりますし、共働きも当たり前の状態になつております。そういうところで、従来、地域社会あるいは家庭が果たしていいたしつけの力あるいは教育力というものが極端に落ちてきておつて、学校現場にその重荷がほとんどの掛かっているというのが現状だと思ひます。先生がおつらいと云うのは正にその社会的な構造変化の所産だと思いますので、今総理が申しましたように、地域社会や家庭を復活させるということも大切なんですが、同時にその役割をやはり社会総掛かりでカバーしていくと、これが学校協議会とか公明党さんがおつしやつてある放課後子どもプランとか、こういうところで結果をしていると思います。

○谷合正明君 ありがとうございます。

いずれにしましても、この本法案が、現場の皆様から本当に少しでも生徒と接する時間が増えた、距離を縮めることができた、本当に現場でございました。

○井上哲士君 五百五十五というものは、短大も含めてすべての数なんですね。現職の小中学校の教員に講座を開設できる学校は限られておりません。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この講習の具体的な体制については文部科学大臣からお答えをいたしました。有力な教員養成系の大学でありますけれども、文部科学省が言うような土日の夜の開設というのではなくて、非常に困難だ、平日も難しい、結局夏休みは、ある地方の大学の関係者からお話を聞きました。有力な教員養成系の大学でありますけれども、文部科学省が言うような土日の夜の開設というのではなくて、非常に困難だ、平日も難しい、結局夏休みの集中的な講習しかないと言われておりますけれども、それも他に様々な講習等があつて非常に受け入れは限界がある、しかも、それやつているところもプランとか、こういうところで結果を出していると思います。

○井上哲士君 八百五十五というのは、短大も含めてすべての数なんですね。現職の小中学校の教員に講座を開設できる学校は限られておりません。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この講習の具体的な体制については文部科学大臣からお答えをいたしました。有力な教員養成系の大学でありますけれども、文部科学省が言うような土日の夜の開設というのではなくて、非常に困難だ、平日も難しい、結局夏休みの集中的な講習しかないと言われておりますけれども、それも他に様々な講習等があつて非常に受け入れは限界がある、しかも、それやつているところもプランとか、こういうところで結果を出していると思います。

○井上哲士君 八百五十五というのは、短大も含めてすべての数なんですね。現職の小中学校の教員に講座を開設できる学校は限られておりません。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この講習の具体的な体制については文部科学大臣からお答えをいたしました。有力な教員養成系の大学でありますけれども、文部科学省が言うような土日の夜の開設というのではなくて、非常に困難だ、平日も難しい、結局夏休みの集中的な講習しかないと言われておりますけれども、それも他に様々な講習等があつて非常に受け入れは限界がある、しかも、それやつているところもプランとか、こういうところで結果を出していると思います。

○井上哲士君 情報提供は当然でありますけれども、今言つたような大学の現状がある中で、果たしてきちんとそういうことができる体制が取れることがあります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は、教員の免許更新制と大学の運営費交付

金の問題についてお聞きします。

教育にとって子供と向き合う教員の役割というのは決定的に重要であります。社会や子供たちの変化に対応しながら、常に自ら向上させることが必要であります。しかし、今回盛り込まれた教員の免許更新制が果たしてそれに役立つんだろうか、教員の身分を不安定にするという点でも、現場から切り離した研修を行うという点でも、子供と向き合うことの妨げにかえつてなるんじゃないかと、こういう疑問の声が多く上がつております。

ささらに、果たしてこの更新講習をしっかりと行う体制が取れるんだろうか。毎年十万に上る教員に對して三十時間の講習を義務付けます。小中学校の現職教員は約六万人であります。この講習がほんと掛かっているというのと現状だと思ひます。先生がおつらいと云うのは正にその社会的条件が押し付けられることになるわけですね。

私は、ある地方の大学の関係者からお話を聞きました。有力な教員養成系の大学でありますけれども、文部科学省が言うような土日の夜の開設というのではなくて、非常に困難だ、平日も難しい、結局夏休みの集中的な講習しかないと言われておりますけれども、それも他に様々な講習等があつて非常に受け入れは限界がある、しかも、それやつているところもプランとか、こういうところで結果を出していると思います。

○井上哲士君 八百五十五というのは、短大も含めてすべての数なんですね。現職の小中学校の教員に講座を開設できる学校は限られておりません。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この講習の具体的な体制については文部科学大臣からお答えをいたしました。有力な教員養成系の大学でありますけれども、文部科学省が言うような土日の夜の開設というのではなくて、非常に困難だ、平日も難しい、結局夏休みの集中的な講習しかないと言われておりますけれども、それも他に様々な講習等があつて非常に受け入れは限界がある、しかも、それやつているところもプランとか、こういうところで結果を出していると思います。

○井上哲士君 情報提供は当然でありますけれども、今言つたような大学の現状がある中で、果たしてきちんとそういうことができる体制が取れることがあります。

○井上哲士君 小学校について申し上げますと、小学校の教員養成課程を有する大学は、すべての都道府県で、全体で百八十二大学ございます。中学校につきましては、すべての都道府県で、全体で六

のかどうか、その認識をお聞きをしているんです。

○国務大臣(伊吹文明君) これは先生、委員会で何度も問答しましたように、毎年約十万人の方がお受けになるわけですから、免許更新のために、教員養成大学が今八百五十五ありますから、一大学当たり毎年百二十人ということになりますね。四十人だと三クラス編制ですから、これは決して私は無理な数字ではないと思います。

ただ、お受けになる方の負担あるいは教員養成大学の御負担については、それは私どもが予算その他でしかるべき配慮をしなければならないと思ひます。

○井上哲士君 八百五十五というのは、短大も含めてすべての数なんですね。現職の小中学校の教員に講座を開設できる学校は限られておりません。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この講習の具体的な体制については文部科学大臣からお答えをいたしました。有力な教員養成系の大学でありますけれども、文部科学省が言うような土日の夜の開設というのではなくて、非常に困難だ、平日も難しい、結局夏休みの集中的な講習しかないと言われておりますけれども、それも他に様々な講習等があつて非常に受け入れは限界がある、しかも、それやつているところもプランとか、こういうところで結果を出していると思います。

○井上哲士君 情報提供は当然でありますけれども、今言つたような大学の現状がある中で、果たしてきちんとそういうことができる体制が取れることがあります。

○井上哲士君 小学校について申し上げますと、小

百三十三大学ございます。高等学校につきましては、これもすべての都道府県に存在し、全体で五百五十五大学ございます。ただ、大学が多い都道府県、それから少ない都道府県、これがあるのも事実でございます。例えば東京のように大変大学の多い県もあれば、先生お話しのような少ない県もございます。

したがつて、実際の免許更新講習に当たりましては、こういった大学に御協力ををお願いをすると同時に、通信教育、あるいはインターネット、こういったメディアを活用したり、あるいは夏休み、冬休み等の長期休業期間中に集中的な講座を開設をするなど、いろいろと更新講習の開設には私も工夫が要ると思つております。

ただ、量的には先ほど申し上げておりますように、受入れ可能な数であると認識をいたしております。

○井上哲士君 数のつじつまは合うかもしません。政府が無理押しされれば、枠はできるかもしれません。しかし、本当に最新の知識や技能を身に付けて教壇に誇りを持つて立てると言われるような講習ができるんだろうかと、私は大変疑問なんですね。

しかも、現状でも困難でありますけれども、今政府はこの教員養成系大学の教育研究基盤を一層困難にするような方向を打ち出されております。

お手元に資料を配付しておりますけれども、財務省は、国立大学の運営費交付金の配分について、教育研究成果に基づく配分をする、こういうことを言い、その一つのシミュレーションを出しております。これ見ていただいたら分かりますように、五〇%以上交付額が減少する法人が五七%もあります。そして、この黄色い部分が教員養成系大学ですね。軒並み下位に並び、九〇%、八〇%という削減になつてきているわけですね。

総理、これは大変な結果でありますて、正に教員養成系大学がつぶれることになるじゃないかと。一方で教育が最重要課題、教員の資質が重要だと言ひながら、それを育てるこの養成系大学を

つぶすような、こんな方向が打ち出される、これ全く私は支離滅裂だと思うんですけれども、総理いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

この運営費の交付金の配分については、大学というのは担つていて役割はまず何といつても教育、そして研究、また社会貢献という役割があると。こうした重要な役割を担つていてるわけであつて、このうち、教員養成を含めて我が国の将来を担う人材養成は極めて重要であると、そう認識をしています。

運営費交付金の配分については、平成二十二年度以降の中期目標・計画に向けまして、新たな配分の在り方の具体的検討に着手をしていくこととしています。その際、国立大学法人評価の結果を活用しながら、教育研究、大学改革等への取組の視点に基づく評価に立つて適切な配分を実現するよう検討を進めていきたいと、そういう考え方でございます。

○井上哲士君 今のような考え方を財務省も言

い、いわゆるめり張りが付いた教育予算ということを言つて、その中でこの試算が出てきたわけですね。教育再生会議の第二次報告でも、大学に対して競争的資金の拡充と効率的な配分ということを言つております。

それで、これ試算とはいえ、どれだけの衝撃を

関係者に与えているのか。先日、中教審の教員養成部会の会長の梶田敏一さんが当委員会の参考人

に来られましたけれども、梶田さんが学長を務めて、教育研究成果に基づく配分をする、こういうことを言つたことがありますよ。

○井上哲士君 私、文科省がいつたん試算を出し

てござりますよ。

今、文科省としてはこういう現実問題としてあ

は四・四倍に下がつてゐる、これだけ運営費交付金が削られて大学はどうなるか分からぬ、しかしながら、こういう試算が財務省から出していること自体が私は新たな教育の困難を生む原因になつていると思うんですね。そういう認識は總理あるでしようか。

○國務大臣(伊吹文明君)

まあ、財務省も困つたものだけれども、運営交付金の交付の権限は文部科学大臣にありますから、私はこんなものを別に認めただけじゃありません。財政制度審議会で一

つの試算として出しているわけであつて、科研費の配分割合によって運営交付金を算定するなどということは現実問題としてはあり得ないことですよ、それは。

むしろ問題は、今日閣議決定される骨太の方針では、経常的経費である運営交付金を確実にまず確保するということを言つてゐるわけですね。その後、その確実に確保した運営交付金を教育の分野にどのように配分していくかについては、これは戦略的に国家目標というものはある程度それは考えて配分することがあるということは先ほど総理がおつしやつたとおりですが、科研費のその配分割合によつて教育の運営交付金、教育の基本になる運営交付金を配分するなどという、まあ試算を出す方も出す方だけれども、それをいかにも決まつたように質問されるのもちよつと困つたことだと思いますよ。

○井上哲士君 私、文科大臣は、こういう試算が出る

こと自体が困つたことだという認識示されたんですよ。總理はそういうことさえも出されないんですかね。

私は、この間の運営費交付金の毎年一%削減でも非常に深刻な影響を教員養成系大学は受けております。先日、日本教育大学学会の鷲山会長が新聞に投書されておりましたけれども、結局人を削らなくちゃいけない、こうした状況が続ければ教育や研究は壊滅的な打撃を受け、教育力の高い教師の養成や教員の研修機能なども低下すると、こういう深刻な警告を発せられてゐるわけですね。

しかし重要なのは、その教員養成課程を希望する学生、この大幅減少にも拍車を掛けるということがあります。これも、先日参考人へ来られた尾木さんであります。それで、この黄色い部分が教員養成系大学が言つておられますよ。だから私は聞いてるんですよ。これが出しこれが悪いくらいですよ。これが出しこんな試算は絶対実行してはならないし、むしろ教員養成大学の予算をもつともつと支援をする

り得ないというお話をありました。しかし、現に出された試算が大きな影響を及ぼしているんです。いや、總理、聞きますけれども、財務省に対しても教員に良い人材を得ることは困難ではないか、こういう参考人の指摘もあつたわけですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

これは、財務省は財務省の視点で一つの見方、シミュレーションとして出しているわけであつて、そしてそれは、最終的には私の内閣でありますから、どういう運営交付金を付けるかというのを結果を見ていただければ分かるわけですが、その交付金を最終的に判断するのは、先ほど文部科学大臣が言つたとおりです。しかし、その過程においていろいろな見地からいろいろなシミュレーションが出てくるのはこれは問題ないと、このように思つておりますが、最終的には、もちろんこれは教育の重要な予算の配分でありますから、当然文部科学大臣が判断をするわけでありますし、私も責任を持つて判断をすることになつていくわけであります。

○井上哲士君 文部大臣は、

このように思つておりますが、最終的には、財務省の視点で一つの見方として出しているわけであつて、そしてそれは、最

終的には私の内閣でありますから、どういう運営

ことが必要だ、そのことを強く求めまして、質問

○委員長(狩野安君) 速記を止めてください。  
を終わります。

○委員長(狩野安君) 速記を起こしてください。

○委員長(狩野安君) 委員の異動について御報告いたします。

○吉村剛太郎君　自由民主党の吉村剛太郎でござります。

総理は午前中から引き続き、大変長時間座つていただきて、また真摯な答弁をしていただきておりますが、心から敬意を表したいと、このように思つております。

た。総理が掲げておられます教育を最優先課題として、安倍内閣の大きなテーマとして掲げておられるわけでございます。衆議院での審議、また、いよいよ参議院のこの当委員会での審議も既に現在点でもう五十時間を超したんではないかと、この後三時間ばかりやりますと、もう五十四、五時間と、正に衆議院の特別委員会と同じ時間数を当参議院の文教委員会でも続けていくわけでござりますが、この間、本日も総理、朝から座つていたりであります。また、この五十数時間、伊吹文部大臣、本当に疲れきまでございます。あわせまして、民主党の提案者でございます西岡先生もこうやってずっと座つていただきました。また、この円滑な委員会運営に御尽力を賜りました狩野委員長の采配、また、与野党の理事の皆様方が水面下でいろいろと協議をしていただいたわけでございまして、心から敬意を表したいと、このように思つております。

かつて私も福岡で県議員をしておりました。ちょうど五五年体制真っ盛りでございまして、正に福岡の教育現場というのは対立、対抗のときで

あつたと、このように思つておりますが、今こうやつてこの委員会の本当に運営、細かいところはいろいろございますが、見ておりますと、少なぐともこの教育の分野におきましては、対立、対抗ではなくて切磋琢磨の時代に入つたんではないか、我々のかわいい子供、二十一世紀さらに将来を担う子供のために、対立、対抗では何もいいもの生まない、やはりお互いが切磋琢磨していくことが大変重要ではないかと、このように思う次第でございまして、そういう印象を抱きながら幾つかの質問をさせていただきたいと、このように思つております。

総理は美しい国づくりということを大きなまたテーマとしておられるわけでございます。美しい国をつくるということは、これは国民だれしも賛成だと、このように思つております。

そういう中で、今日お配りしておりますこの資料でございます。(資料提示) 大きなパネルにしたかつたんですが、テレビがござりますので、アツプできるならアップしていただきたいと、このよう思つておりますが、余りにも数字が多いものですから、あえてパネルにはしませんでした。パネルにするとこの部屋一杯になるんじゃないかなと、このように思いますので、ごらんいただきたいと思つております。

これは戦後の昭和二十一年から今日までの刑法犯の数字でございまして、青掛けで網掛けをしておりますこの左側の刑法犯、昭和四十一年、一九六六年から一九七七年、この十一年間、ごらんになつたら分かるように、認知件数、総数でござりますが、百二十万台ですね。今日では、二〇〇六年はこれが二百万を超しておるわけです。二〇〇四年には二百五十六万と、こんな数字が出ております。

一方、自殺者の数、先ほどもちよつとございましたが、細かいことは申しませんが、この昭和三十八年、一九六三年、六四年がオリンピックでございますが、ずっと昭和四十六年までこれが一万五千を割つております。四十六年が一万六千です。

が、それから昭和四十七年から五十一年まで一万八千から一万九千、二万を割つております。ちなみに、平成十八年、これ三万二千なんですね。私が思いますには、正にこの犯罪が少ない、自殺者が少ないというのは、総理がおっしゃる美しい国の要件の一つではないかと、こんな思いがしております。

そこで、総理、美しい国というものは非常に漠然としておりますが、総理が考えておられます美しい国というものについてお考えをお聞かせいただきたいと、このように思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私の内閣におきましては、新しい国づくりをスタートする、そして目指すべきは美しい国であると、このように申し上げているわけであります。

美しい国とは、まずは日本のこの美しい自然や歴史や伝統、文化を大切にする国でなければならぬと、このように思います。そしてまた、自律の精神を大切にして、そして、やはりこの自由な社会の中でお互いが切磋琢磨していく、そういう日本でなければならぬと、このようにも思いました。そしてまた、やはり力強く成長していくといふう、そういうエネルギーを持ち続ける国でなければならぬ。そして、何といっても世界の国々、また世界の人々から愛され尊敬され信頼される、そういうリーダーシップのある国でなければならぬと、こう思うわけでございます。私たちの子供たちが日本という国に生まれたことを本当に誇りに思える、そういう国にしていかなければいけないと、こう思うところでございます。

そこで、そのためにはやはり教育であろうと、誇りに持てるということは、いろいろ申し上げましたが、もちろん一定の経済力も必要であります、ですが、しかし日本人の立ち居振る舞いも含めて、やっぱり立派だなど、公共の精神もあるし人のために尽くそうという気持ちもあるという、そういう日本人であることが大切ではないかなと、こう思います。

先般というか、しばらく前なんですが、世界の

F1の会長のミットフォードさんという人と私は会つたんですが、その人のひいおじいさんが実は幕末期に日本にイギリスのこれは外交官として来日をし、しばらく滞在をした後に、日露戦争の後、もう一度日本にやつてきて、そしてミットフォードの言わば日本記というのを書いたんですけど、その本をいただきました、それを読んでみますと、明治時代の日本人に対する称賛が書いてあるんですね。日露戦争の後でありますと、おこり高ぶることなく極めて謙虚な姿勢である、その立ち居振る舞いはこの文化的な素養に裏打ちされた美しいものであると、こんな記述があつたわけでござります。当時はまだ日本は大変今から比べれば貧しかつたんだろうと、このように思いますが、それはやはり江戸期を通じての日本の教育というのが生きてきたのではないかと、こう思うところでございます。

美しい日本をつくっていくことについて最も大切なことの一つが私は教育だと、このように思います。

○吉村剛太郎君 ありがとうございます。

いずれにしましても、物心両面で充実している社会ということを念頭に置いておられるんだろうと、このように思つておりますが、先ほど示しましたこの刑法犯と自殺の数でございますが、ちよつと左側に、コメントではございませんが、その折々の政治を担当いたしました内閣を入れておられます。そして、この刑法犯、自殺が少ないこの時期といいますのは、ちよつとイザナギ景気もそこにすっぽり入るわけですね。そして、この間は正に一億総中流階級、一億総中流意識を持った時代であつたわけでございます。特別お金持ちもいらないけど貧乏人もいないと。みんなが自分は、もちろん格差はありますよ、それぞれの格差はあります。自分は中流だという意識を持つておつた、ちよつと努力すればカラーテレビが買える、電気冷蔵庫が買えると、そういう意識を持つておつた時代であつて、このほとんどの国民が中流意識を持つた時代といいますのは私は人類史上でもそ

ざらにないんではないかと、こんな思いがしておりまして、正にこれは今総理がおっしゃった美しい国一つの姿ではないかなと、私はこのように思つておるんです、これは私の分析でございますが。

そして、その中流意識を持たせた一つの要因について私は、ちょうど私がオリンピックの直前に社会人になりました、そのころのベストセラーなんですが、実は五月の初めにアベグレンという経学者が亡くなりました。八十一歳だったんですね。私もまだ生きておられたのかなと、こんな思ひがしております。ちなみに、日本人の奥さんをもらわれて、そして日本国籍を取得して、日本でつい五月に亡くなつたんですね。この人がちょうどそのオリンピックの直前ぐらいですか、オリンピックの直前、一九五〇年代の後半だったと思いますが、「日本の経営」という本を出版しております。ちょうど伊吹大臣辺りは、ほとんどのその当時のビジネスマンは一度は読んだわけでした、ちょうど伊吹大臣辺りもお読みになつたんではないかと。私も読ませていただいた一人でございますが、この「日本の経営」というのは、簡単に言いますと、豊かな中産階級意識を持つたこの世の中をつくつた一つの要因として、いわゆる日本式経営、それは何かというと終身雇用なんですね、その終身雇用を終身雇用たらしめたのは年功序列だと、こういうことを言つておるんですね。これはその時代に即した一つの意見であろうと、このようと思つておりますが。

実は、それから、そういう時代を過ぎまして、

この一番下の方に黄色い網掛けを持つております、一九九八年からずつと自殺者と刑法犯、これを見てみると、極端に増えているんですね、極端に増えています。増えて、最終的には刑法犯が二〇〇六年には二百万、自殺者が三万を超しておるということなんです。このちょうど黄色に塗りました網掛けの時代、一九九〇年の半ばから実は世の中がずつと変わつてきているんですね。これはグローバル化にずつと進んでいった時代

なんですよ。一九九〇年代の半ばから、日本もそれに即して、それぞれの経済界がどうやって国際化の中で生きていこうかという経営方針になつて、いつた時代と、これがまたマッチするんですね。だから、これはいわゆる、ある意味では競争社会になつていつたんですね。だから、私は、これはまた一つの国際社会の流れであるわけでございます。

最近、何人かの学者が新帝国主義論というのを述べております。これは、今アメリカの一国体制といいますか、アメリカ帝国主義というような言ひ方もしてゐる人があります。これはいろいろと見方もあるうかと、このように思つております。これがスパーコンピューター。スパーコンピューターが、これは実は私の地元の福岡に持つてきましたところ、これは一つ大きなポイントかなというのがスパーコンピューター。スパーコンピューターが、これは実は私の地元の福岡に持つてきましたかと、このように思つております。そこで、学者内でいろいろ帝国論がございますが、そこもして、共通して言つておるのは、グローバル社会は格差につながるということを言つておるんです。これは、ここが共通しているんですね。

それはどういうことかというと、経済のグローバル化ですよ、これは、だからグローバル企業は

それにマッチしていけるんです。だから、大きな自動車会社とかそういうのはグローバル化に対応していけるけど、大部分はドメスティックなん

ですね。このドメスティックと、グローバル化に付いていける企業なりそこに勤める人々とドメス

ティックの人たちに、ここに大きな格差が出るだ

ろうと、こう言つておるんですね。

私は、これはあなたがち間違つた見方ではない

と。現にこの格差といいますものが非常に今我が

国でも問題になつてゐるし、世界的にもこの格差

が、もういろいろなもの、だから天気予報なんか

もこのスパコンでやると、何といいますか、もう

ピンポイントで雨が降るかどうかというのが出で

くるんです、予報で。これを自然科学に活用して

いこうと。これから、科学技術創造立国ですから、

この世界一のスパコンを大いに活用するというの

は当然のことですが、私は、それだけではなくて、

社会科学にもこれ応用できるのではないかと、こ

う思つてゐるんですね。

実は私は、ちょっと話が飛びまして、超先端か

ら超古典に行きますと、私は、ちょうど学校出て

しばらくしまして、まだ二十代の後半だったんで

すが、その当時、財界の重鎮でございました石坂

泰三さんと、十人か十五人ぐらいで囲んで、カレー

ライスを食べながらお話を聞く機会を毎月一回

持つておつたんですよ。そのときに、石坂泰三さ

んが、いろいろなお話を聞いていただきました。そ

の中に、いや、君たちももうちょっと年を取つた

ら易学、易經ね、易学に触れてごらん、面白いよ

と、こうおっしゃつたんですね。私はそのとき全

派遣業といいますものの規制を外していくたのもその一環だと思うんです。それでグローバル化に対応してきました。しかし、一方では、いろいろな問題をドメスティックの中に発生させておるんではないかと、こんな思いがするわけでして、じゃ、ここでどうするんだというところに私は知恵を絞らなくちゃいけないんではないかと、こう思つうですね。

そこで、私がない知恵を絞つていろいろと考えましたところ、これは一つ大きなポイントかなと

いうのがスパーコンピューター。スパーコン

ピューターが、これは実は私の地元の福岡に持つてきましたかと、このように思つておりまし

た。そこで、私は、これは、だから天気予報なんか

もこのスパコンでやると、何といいますか、もう

ピンポイントで雨が降るかどうかというのが出で

くるんです、予報で。これを自然科学に活用して

いこうと。これから、科学技術創造立国ですから、

この世界一のスパコンを大いに活用するというの

は当然のことですが、私は、それだけではなくて、

社会科学にもこれ応用できるのではないかと、こ

う思つてゐるんですね。

実は私は、ちょっと話が飛びまして、超先端か

ら超古典に行きますと、私は、ちょうど学校出て

しばらくしまして、まだ二十代の後半だったんで

すが、その当時、財界の重鎮でございました石坂

泰三さんと、十人か十五人ぐらいで囲んで、カレー

ライスを食べながらお話を聞く機会を毎月一回

持つておつたんですよ。そのときに、石坂泰三さ

んが、いろいろなお話を聞いていただきました。そ

の中に、いや、君たちももうちょっと年を取つた

ら易学、易經ね、易学に触れてごらん、面白いよ

と、こうおっしゃつたんですね。私はそのとき全

く意味が分かりませんで、だけどちょっと本を

買って易经の本を読んでみましたけど、さっぱり

分からない。これ、難しきて分からいいんです

よ。しかし、今考えますと、石坂さんが何をおつ

しやつたかといふと、この易学、易經というのは、

中国四千年の歴史の中で生身の人間がうごめいて

いた時代と、これがまたマッチするんですね。

だから、これはいわゆる、ある意味では競争社会

になつていつたんですね。だから、私は、これはま

た一つの国際社会の流れであるわけでございま

sす。

という思いがしております。同じ何百億かの金を掛け、自然科学だけじゃなくて社会科学にも活用していくということは一つの示唆として申し上げておきたいと、こんな思いがしておる次第でございます。

先端技術と古典と相一緒にしたようなお話をなつて大変恐縮でございますが、やっぱり人間の営み、政治という中で、総理もこれから日本のトップリーダーとしてリードしていただきたいことについて、そういうことにもちょっとお考えを寄せていただくということで美しい国づくりというのにつながつてくるということでございます。そこで、そこで私は一つ非常に心配しておりますが、今申ましたように、経済界、そういう方々が日本の戦後を築いてこられたと。だけど、どうも最近、いろいろな教育に対する御意見もいただいておりますが、コムスンですか、ああいうことがあつたし、我々政治も含めてやっぱり教育というか、その奥にあるものを我々日本人は追求しながら政治に経済にやっぱり一生懸命頑張つてしまつたんだはないか、だから戦後はそれを全部出していただこうということになつたと、このようになりますね。やっぱりそこに一つの規範といいますもの、沢栄一が立ち上げました東京商工会議所の倫理綱領というのにはそれがちゃんと書い

沢栄一、沢栄一は「論語と算盤」という本を書いていますね。やっぱりそこには、その奥にあるものを追求するわけでございます。経済界では沢栄一、沢栄一は「論語と算盤」という本を書いていますね。やっぱりそこには、その奥にあるものを追求するわけでございます。経済界では沢栄一、沢栄一が立ち上げました東京商工会議所の倫理綱領というのにはそれがちゃんと書い

てまいりましたが、戦前は良妻賢母、いわゆる嫁では夫に従い、老いては子に従うというのが女性の模範的な姿と、こう思われておりました。たゞ、私は、良妻であり賢母であることは大変すばらしいことであるが、それによつて女性が潜在して持つております能力をやっぱり相当抑え込んでしまつたんではないか、だから戦後はそれを全部出していくことになつたと、このようになります。

○副大臣(池坊保子君) 男女共同参画基本法の前文には、男女共同参画社会とは、性別にかかわりなく、その能力や個性を發揮できる社会の構築がうたつてございます。別に、何ですか、男らしさとか女らしさというのがかつて言されましたけれども、そういうことを否定していくものではない

私は幼いときより父に、小さいときから、必要なことは社会に出て人間として守るべき規範を身に付けること、社会のルールを守り、例えば礼儀作法とか利他之心、思いやりとか優しさ、そういうものをまず身に付けて、その上で、性別の違いは個性的の違いだから、今個性的に生きるというふうに言われているんだから、自分らしく生きたらいいというふうに言われました。

私は、このらしくという言葉、今割と言われなくなりましたが割と好きなんですね。自分らしくとか、あるいは何々として、政治家として、母としてとか、それは使命や責任が込められているのではないかと思います。

ただ、これは教育基本法にも家庭教育ということが書かれていますので、学校教育でするといふよりは、家庭の中につけて、次の世代に受け渡していくべきメッセージを私は毅然と子供たちに教えていくのがやはり親の役目ではないかと思ひます。そういう意味では、親学というのも必要であります。そういうふうには考えております。

○吉村剛太郎君 ありがとうございます。しかし、今回この新しい教育基本法にはそれ

を明記したと、明記せざるを得なかつたというの親孝行は書いてあるけど、親が子を慈しむなんどいうのは当たり前のことであつて、一々そんなの

に書いてないんですね。

しかし、この新しい教育基本法にはそれ

を明記したと、明記せざるを得なかつたというの親孝行は書いてあるけど、親が子を慈しむなんどいうのは当たり前のことであつて、一々そんなの

に書いてないんですね。

しかし、今回この新しい教育基本法にはそれ

を明記したと、明記せざるを得なかつたというの親孝行は書いてあるけど、親が子を慈しむなんどいうのは当たり前のことであつて、一々そんなの

に書いてないんですね。

すね。しかし、こうせざるを得なかつた。

そして、今日の世相を思うときに、私は、まだ

だれも触れないが、女子教育というのに、男子教

育ももちろん必要ですよ、女子教育というのがほ

とんど今まで戦後触れられていないということに

ついて、これはちょうど副大臣おられますので、

何かお考えがあれば是非お聞かせいただきたい

と、このように思います。

○副大臣(池坊保子君) 男女共同参画基本法の前文には、男女共同参画社会とは、性別にかかわりなく、その能力や個性を発揮できる社会の構築がうたつてございます。別に、何ですか、男らしさとか女らしさというのがかつて言されましたけれども、そういうことを否定していくものではない

私は幼いときより父に、小さいときから、必要なことは社会に出て人間として守るべき規範を身に付けること、社会のルールを守り、例えば礼儀作法とか利他之心、思いやりとか優しさ、そういうものをまず身に付けて、その上で、性別の違いは個性的の違いだから、今個性的に生きるというふうに言われているんだから、自分らしく生きたらいいというふうに言われました。

私は、このらしくという言葉、今割と言われな

くなりましたが割と好きなんですね。自分らしく

とか、あるいは何々として、政治家として、母としてとか、それは使命や責任が込められているのではないかと思います。

ただ、これは教育基本法にも家庭教育といふ

精神文化というのは、先ほどもちょっと触れまし

たけれども、やっぱり聖徳太子の和をもつて貴し

い精神は今日までもずっと受け継が

れて、今後も受け継いでいかなければならぬ日本国民の一つの大好きな文化じゃないかななど、このよ

うに思つております。

競争社会の中で、かつて、先ほど申しましたよ

うに、あのイザナギ景気のあの間を日本人は一致

団結して和の精神で乗り越えてきました。今は競争の

中ではい上がつていこうというような気持ちが多い出てきておるんではないかなと。その競争の原

精神文化というのには、先ほどもちょっと触れまし

たけれども、やっぱり聖徳太子の和をもつて貴し

い精神は今日までもずっと受け継が

れて、今後も受け継いでいかなければならぬ日本

国民の一つの大好きな文化じゃないかななど、このよ

うに思つております。

競争社会の中で、かつて、先ほど申しましたよ

うに、あのイザナギ景気のあの間を日本人は一致

団結して和の精神で乗り越えてきました。今は競争の

中ではい上がつていこうというような気持ちが多い出てきておるんではないかなと。その競争の原

精神文化というのには、先ほどもちょっと触れまし

たけれども、やっぱり聖徳太子の和をもつて貴し

い精神は今日までもずっと受け継が

れて、今後も受け継いでいかなければならぬ日本

国民の一つの大好きな文化じゃないかななど、このよ

うに思つております。

競争社会の中で、かつて、先ほど申しましたよ

うに、あのイザナギ景気のあの間を日本人は一致

精神文化というのには、先ほどもちょっと触れまし

たけれども、やっぱり聖徳太子の和をもつて貴し

い精神は今日までもずっと受け継が

れて、今後も受け継いでいかなければならぬ日本

国民の一つの大好きな文化じゃないかななど、このよ

うに思つております。

競争社会の中で、かつて、先ほど申しましたよ

うに、あのイザナギ景気のあの間を日本人は一致

精神文化というのには、先ほどもちょっと触れまし

など。競争という中でも、もちろんその合理性の中、経済の利益を追求するという合理性の中で力も發揮するかも知れませんが、しかし我々日本民族というのは、この伝統ある和の精神をこれからも持ち続ければならないんではな

いかというのが私の個人的な見解でございますが、御感想あれば、總理、また。

○内閣総理大臣 安倍晋三君 先ほど吉村委員が、世界がグローバル化している中において、言わば特に経済においては帝国主義化が進んでいくんじゃないかと。確かにそういう指摘がございま

す。かつて帝国主義が進んでいたときには、大航海時代になって弱肉強食、競争社会が世界に広がってきたわけあります。現在は一瞬にしてお金も国から國に動いていく時代にあって、このグローバル化の中で強い者が世界を席巻していくのかどうかという問題であります。

実は、ドイツにおけるサミットにおいても、そのことによって生まれる格差をどう考えたらいか、また、あるいはヘッジファンド等の振る舞いをどう考えたらいか、ということが議論になつたわけであります。しかし、そこは、やはり競争してお互いに切磋琢磨していくことから生まれてくるエネルギーは大切にしながらも、そこはやはり規範意識を持つて行動するということが大切であると。そして、そうしてできた格差については、例えば先進国はアフリカ等の途上国々に對して大きな責任を持つていて、そして彼らが發展をしていくための基盤を整備していくということについて自分たちは責任を持つていてんだねと、こういうことも確認をしたところでござります。

そこで、更にグローバル化が進む中においては、やはり日本は日本の良さがあつて、日本の中においても、これは日本で積み重ねてきたやつばかり感覚、お互いにお互いが助け合っていくという共生の意識、そして、それはやはり人間が地域の中でいい人生を送つていく上においての知

恵なんだろうと、このように思うわけでございま

す。そこは、やはりお互いに和をもつて貴しとしますが、特にこの二年間ほどの間ですけれども、本の文化や伝統や歴史、地域を大切にする、そういう心の意味において、教育基本法を改正し、日本の文化や伝統や歴史、地域を大切にする、そ

ういう心を子供たちに教えていくということはそういう方向にのつたものであると、このよう

に確信をいたしておるところでございます。

○吉村剛太郎君 ありがとうございました。

○小泉顯雄君 自由民主党の小泉顯雄でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

吉村先生ほど格調の高い私は話ができないわけであります、我慢をしてお付き合いをいただきたいと思います。

私は、平成十三年の参議院選挙に初当選をして以来、間もなく六年の任期を正に満了す

わけであります、任期切れを目前として、今ここに立ちながら非常に感慨の深いものを感じているわけであります。

私は、この六年間、非常に混迷をした現在の社会状況を見る中で、やはり日本人に似つかわしい

社会といふものを再構築をする、取り戻す、そのためには、やはり徹底的に心にこだわった教育といふものを推進をしなければならない、そういう

思いを持ちながら六年間発言を続けてまいりました。例えば、自然体験をもつともっとさせるべきだ、芸術体験をさせるべきだ、社会体験させるべきだ、あるいは宗教的な情操とか感性といった、そういうことを痛感していらっしゃる方が多いとかということを実感をしたわけであります。

午前中に中川理事の方から、教育基本法の改正の趣旨とか意図といったようなところについての御質問があつたわけであります、六十年ぶりに教育基本法が新しい形として改定をされまして、日本の教育改革の第一歩に着手できたという

こと、私は安倍総理並びに伊吹大臣の御功績とおるわけであります。

中川先生とのやり取りの中で、安倍総理は、とにかく教育改革をするためには根本にさかのぼつてやらなければならないんだと、そういう思いであります。

ただ、芸術体験をさせるべきだ、社会体験させるべきだ、あるいは宗教的な情操とか感性といった、そういうものが本当に高いものだというふうに思つておるわけであります。

この改正教育基本法を受けて、今回、この中身についてしっかりと教育現場で教えていくことができるよう、教育三法の改定をお願いをしていきます。この教育関連の三法、もちろんその土台には改正教育基本法があるわけ

いただきました。

今日もこうしてテレビが入っているわけであります、お互いにお互いに助け合つていくという精神、これ稻を育てていく上においても水争いをせずに、お互いは水を分け合つていこうというこの日本人らしさは大にしていく必要があるんだろう

うなど、グローバル化が進んでいく中においてこそ、そういうものは私はとても大切になつていく

す。そこは、やはりお互いに和をもつて貴しとしますが、特にこの二年間ほどの間ですけれども、

本の文化や伝統や歴史、地域を大切にする、そ

ういう方向にのつたものであると、このよう

に確信をいたしておるところでございます。

○吉村剛太郎君 ありがとうございました。

○小泉顯雄君 自由民主党の小泉顯雄でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

吉村先生ほど格調の高い私は話ができないわけであります、我慢をしてお付き合いをいただきたいと思います。

私は、平成十三年の参議院選挙に初当選をして以来、間もなく六年の任期を正に満了す

わけであります、任期切れを目前として、今ここに立ちながら非常に感慨の深いものを感じているわけであります。

私は、この六年間、非常に混迷をした現在の社会状況を見る中で、やはり日本人に似つかわしい

社会といふものを再構築をする、取り戻す、そのためには、やはり徹底的に心にこだわった教育といふものを推進をしなければならない、そういう

思いを持ちながら六年間発言を続けてまいりました。例えば、自然体験をもつともっとさせるべきだ、芸術体験をさせるべきだ、社会体験させるべきだ、あるいは宗教的な情操とか感性といった、そういうことを痛感していらっしゃる方が多いとか

ということを実感をしたわけであります。

午前中に中川理事の方から、教育基本法の改

正の趣旨とか意図といったようなところについての御質問があつたわけであります、六十年ぶりに教育基本法が新しい形として改定をされまし

て、日本の教育改革の第一歩に着手できたという

ことで、私は安倍総理並びに伊吹大臣の御功績とおるわけであります。

中川先生とのやり取りの中で、安倍総理は、とにかく教育改革をするためには根本にさかのぼつてやらなければならないんだと、そういう思いであります。

ただ、芸術体験をさせるべきだ、社会体験させるべきだ、あるいは宗教的な情操とか感性といった、そういうものが本当に高いものだというふうに思つておるわけであります。

この改正教育基本法を受けて、今回、この中身についてしっかりと教育現場で教えていくことができるよう、教育三法の改定をお願いをしていきます。この教育関連の三法、もちろんその土台には改正教育基本法があるわけ

ます教育基本法の改正をやつたんだと、こういうお話をあつたわけであります、大変私も勇気付

けられるといいますか、改めて感銘の深いものを感じたわけであります、何度もこれまでお答えになられてきたこと、だとは思うわけでありますけれども、この場でも一度、教育基本法を改正をされたその意義というもの、さらには、その教育

本の文化や伝統や歴史、地域を大切にする、そ

ういう方向にのつたものであると、このよう

に確信をいたしておるところでございます。

○吉村剛太郎君 ありがとうございました。

○小泉顯雄君 自由民主党の小泉顯雄でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

吉村先生ほど格調の高い私は話ができないわけであります、我慢をしてお付き合いをいただきたいと思います。

私は、平成十三年の参議院選挙に初当選をして以来、間もなく六年の任期を正に満了す

わけであります、任期切れを目前として、今ここに立ちながら非常に感慨の深いものを感じているわけであります。

私は、この六年間、非常に混迷をした現在の社会状況を見る中で、やはり日本人に似つかわしい

社会といふものを再構築をする、取り戻す、そのためには、やはり徹底的に心にこだわった教育といふものを推進をしなければならない、そういう

思いを持ちながら六年間発言を続けてまいりました。例えば、自然体験をもつともっとさせるべきだ、芸術体験をさせるべきだ、社会体験させるべきだ、あるいは宗教的な情操とか感性といった、そういうことを痛感していらっしゃる方が多いとか

ということを実感をしたわけであります。

午前中に中川理事の方から、教育基本法の改

正の趣旨とか意図といったようなところについての御質問があつたわけであります、六十年ぶりに教育基本法が新しい形として改定をされまし

て、日本の教育改革の第一歩に着手できたとい

うこと、私は安倍総理並びに伊吹大臣の御功績とおるわけであります。

中川先生とのやり取りの中で、安倍総理は、とにかく教育改革をするためには根本にさかのぼつてやらなければならないんだと、そういう思いであります。

ただ、芸術体験をさせるべきだ、社会体験させるべきだ、あるいは宗教的な情操とか感性といった、そういうものが本当に高いものだというふうに思つておるわけであります。

この改正教育基本法を受けて、今回、この中身についてしっかりと教育現場で教えていくことができるよう、教育三法の改定をお願いをしていきます。この教育関連の三法、もちろんその土台には改正教育基本法があるわけ

を開いていきたいと、このように思います。

○小泉顯雄君 ありがとうございました。

日本人が伝統的に大切にしてきたいろいろ心にかかる問題、そういうものが見失われてくるという、そういう社会の現実を直視をしたときに、教育基本法をどうしても改正することがあります。第一だと、そういう御判断であつたということかと思うわけであります。

小泉八雲という人がいます。残念ながら、私はこれ、親戚ではないんですね。この辺りが、ひいおじいさんですがなんて言うと非常にいいわけあります、小泉八雲さんという人あるいはアインシュタインという人、こういう著名な方々が日本に来られて、そして日本から戻られて、あるいは戻されるときに、こんなに美しい国はないと。日本人の生き方、日本人の物の考え方、日本人の行動の仕方、これほどばらしいものは世界広しいといえども本当に日本にしかない。もし世界平和というものを実現するため人間が英知を結集しようとすると、必ず日本人の生き方に学ぼう、日本人の生き方を参考にすれば必ず世界は平和になるんだと、そういうことに気付くだろうと、いうようなことをアインシュタイン自身も言い残して日本を去つたということがあるわけでありまして日本を去つたということがあるわけでありましすが、そういう海外の識者が絶賛をした日本人のその心の美しさというものが本当に消失をしてしまつておるというのは、確かにそのとおりだといふふうに私は思うわけであります。

そのため心というものが問題とされまして、

例えば伝統と文化を尊重し、我が國とふるさとを愛する心といったものが盛り込まれたわけでありますし、また、宗教的な情操とか感性といったものをどういうふうに扱つていくかと、これにつきましても非常に大きな議論になつたわけであります、いざれにしても、そういう意図を持つた、背景を持つた教育基本法の改正の趣旨というもの、これは幼児教育、社会教育、学校教育を問わず、やっぱり広く確実に浸透をして、そして所期の目的というか、教育上の効果が現れるというこ

とがどうしても求められるわけがあります。

まあ、こういった新しい教育基本法の崇高な理

念、こういったものを見据えたときに、それじゃ実際にその学校現場において、あるいは学校だけ

でなしに教育の現場においてどういうような教育

について御見解をお伺いをしたいと思いますし、

またそういう教育を通じて、教育基本法改正の趣

旨というものをしっかりと踏まえて、また新しい教

育の目標といったものをしっかりと踏まえて教育実

践をされたときに、子供たちが例えば社会に参画

していく意欲というものはどういうふうに持つて

られたのか、あるいは、ふるさとや国を大切にす

る気持ちというものはどういうふうに養われたの

か、そういうところをどのように判断をすると

いうか見極めるか、そのことについても併せてお

答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(伊吹文明君) 先生が御指摘になつた

ように、先ほども吉村先生から格差の問題があり

ました。

戦前は日本は大変な所得格差のあつた国だった

んですよ。しかし、心の格差は非常に少なかつた

です。戦後は平等ということを中心には社会が構成

されてまいりましたが、その中で心の格差はかな

り私は開いてきたと思います。それがグローバリ

ズムの下で競争原理が入ってきた中でより深刻になつていると、その心の格差の開きがですね。で

すから、もう一度やはり、私たち、所得の格差は

あつたけれども、先ほどおつしやつたラフカディ

オ・ハーンにしろ、アインシュタインにしろ、あ

るはまた信長の時代に日本に来た宣教師が本国に送つた手紙にしろ、日本人の持つてゐる心の美

しさというか、総理の言葉をかりれば規範意識で

すね、これをやはりしっかりと取り戻さないとグ

ローバリズムの格差社会は乗り切つていけないと

いうふうに思っています。

したがつて、学校においては、道徳教育は自然と

ろんですが、地域や社会の人々、あるいは自然と

の触れ合いをする活動、そして郷土や国の伝統や文化、こういうものを教えることによって、帰属

意識ですね、特に豊かになつてまいりますと日本

人は一人で暮らせるようになつてきております。

ですから、家族、地域社会、企業、公、公との間の

ものに対する帰属意識が非常に薄くなつてきてお

りますね。つまり個、個人の個と公、公との間の

関係が非常に薄くなつてきておりますので、その

辺りのこと結果的に日本人が学び取つてくれる

ような学習指導要領にしていくことだと思います。

○小泉顯雄君 ありがとうございました。

具体的にあれこれということにまではお話をな

かつたわけですが、今大臣がおっしゃいました

ように、私も一つは帰属意識、このことにも

一度こだわり直して、自分が帰属をしているも

のにどういうふうにはぐくまれているのか、どう

いうふうに抱えられているのか、そしてそのこと

のまた恩返しとしてどういう行動を取ればいいの

かということで、帰属ということを、このことを

もう一度しつかり聞いて貰うことは心を取り

戻す上で極めて大事なことだと思いますし、もう

一つ、少し感触になりましたけれども、自然体

かということと、帰属ということを、このことを

長ばかりいろいろ新しい職種といいましょうか、資格といいましょうか、そういうようなものを導

入をするということが提案をされておるわけであ

りますが、副校长という職は校長を補佐をしなが

ら校務をつかさどると、こういうような定義があ

るわけがありますが、今学校には教頭先生とい

うのがいらっしゃるわけでありまして、じゃ、この

教頭先生と副校长というのはどういうふうに職務

の分担をされるのか。また、副校长始めその他の

今度新たに設けられる職種は、あちこち学校が変

わつても資格としてはそのまま継続して維持され

る資格であるというふうにも聞いておるわけであ

りますけれども、そういうような場合に新しい質

金の体系のようないいものが適用をされることになる

のか。この点について、二点、お願いをしたいと

思います。

○政府参考人(錢谷眞美君) このたび学校教育法

の改正案で予定をいたしております副校长でござ

りますけれども、副校长は、校長を補佐する立場

ではこれは教頭先生と同じでござりますけれど

も、それに加えまして、校長から任された校務に

ついて自らの権限で処理ができるという職でござ

ります。したがつて、教頭に代えて副校长を置く

学校では、当該副校长は校務の整理に加えまし

て、校長から任された校務を自らの権限で処理を

し、校長と副校长が協力をして機動的な学校運営

を行うことができるというものでございます。

それから、今回の学校教育法の改正案では、副

校長、主幹教諭、指導教諭という新しい職を設け

てございます。これらの職につきましては、その

職務と責任の位置付けに沿つた給与水準というも

のをこれから考えていかなければならぬと思つてお

ております。その具体化は今後予算編成過程に

おける課題として私ども取り組んでいきたいと

思つております。

○小泉顯雄君 ありがとうございました。

新しいそういう職種を導入するわけであります

から、学校の運営というのがきちっと組織化をし

て効率良く運営ができる形になつていくように

祈つておきたいというふうに思います。

それで、第二の法案であります、地教行法の一部改正について若干の質問をさせていただきたいと思います。

はじめや未履修問題などいろいろな問題が明らかになる中で、教育委員会の機能といいましょうか、教育委員会が必ずしも十分に機能していかなかったのではないか、こういう話が随分広がったわけでありまして、もう少し教育委員会が機能を發揮をしておれば、子供の不幸な事件もあるは犠牲になる子供もいなかつたのではないかが要るところかと思うわけであります。

そういう現実を踏まえて教育委員会制度についての見直しを進めいくと、これも当然タイムリーなことであるわけであります、ただ、地方分権という流れもありますが、この辺の整合性といいましょうか、調整といいましょうかもいろいろ配慮が要るところかと思うわけであります。

まず最初に、教育委員の責任の明確化、さらには教育委員の研修、そういうことになるわけではあるは資質の向上といつた教育委員会の体制を改革するんだと、こういうことになるわけであります、ただ、実際の教育の成果といふものを、教育改革の成果を上げていくのは教育の現場であるわけでありますから、教育委員会だけの改革で果たして教育現場での成果というものがどういうふうに現れてくるかということについていろいろな議論があろうかと思うわけであります、この教育委員の研修制度でありますとかあるいろいろな改革が教育現場にどのような形で成果として現れていくようになるというふうにお考なのか、お伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) これは先生、もちろん教育現場が一番大切でございまして、特に児童生徒と向き合える時間が少ないと言わされている教師に向きます。この現下の各教育委員会が共通して抱えるテーマについての研究、協議その教育現場をしっかりと見極めて、そしてそ

れを時には厳しく指導し、時には温かくくるんでもらうというのが教育委員会なんですね。この役割が果たせていないから、これを果たせていない教育委員会がありましたから、これを果たせるよ

うに改革をしたいということで、教育委員会がしっかりと現場を指導し、時には現場の苦労を温かく包んでやつていただく、そういう教育委員であります。そういう教育委員会であつてもらうようにする改革ということでございます。

○小泉顯雄君 非常によく分かりました。本当に最も求められる方向であるというふうに思いますが、教育現場を十分に把握をする機会のない教育委員さんが私の知り合いの中にもたくさんおいでになります。その実態も私も知つておるわけでありますから、この改革によつて、教育委員と学校との距離あるいは子供たちとの距離というものはできるだけ近づけるような方向でそれは強力に推し進めています。

そこで、教育委員さんには新しい研修といふことをしていただくというような内容も含まれておるわけでありますが、教育委員の方々に求める研修というものの内容につきまして、今考えられておることがありますから御紹介をいただきたいと思います。

○政府参考人(錢谷眞美君) 今回の地教行法の改正案におきましては、第四十八条第二項におきまして文部科学大臣、都道府県教育委員会が教育委員の研修を進める新規をいたしております。

この教育委員の研修につきましては、これまでも文部科学省におきまして新任教育委員の研修等を行つてきているわけでございますが、その内容としては、教育委員の職務に関連する文教行政の状況、それから時宜に応じた文教行政の課題に関する内容であります。この現下の各教育委員会が共通して抱えるテーマについての研究、協議などを実施して各地域の取組の好事例が共有できるような情報交換、そしてそれの現下の各教育委員会が共通して抱えるテーマについての研究、協議

といつたようなことを行つておりますので、今後もこういった観点から教育委員の研修を確実に実施をしてまいりたいと考えております。

○小泉顯雄君 ありがとうございました。十分な研修が深められるような機会を増やしていただき

ますようにお願いをしておきたいと思います。

さて、教育の最終的な責任といふのはやはり國にあるんだろうと思うわけであります。そういう立場から、文部科学大臣がいじめといったような大変深刻な問題に対しましては教育委員会に対して指示あるいは是正要求ができると、こういう

ような規定が今度入るわけでありますけれども、

こういった文部科学大臣からの指示あるいは是正

要求、そういうことによってそれぞれの現場で

のいじめというような深刻な事態が解消の方向に

向かつていくのか、その辺についての御見解をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 教育の最終的権限がどこにあるかは、これは非常に私は難しい問題だと思いますが、憲法の規定によれば教育を受ける権利に対して国はそれを与えねばならない義務がありますから、しかし同時に、教育基本法では国と地方が分担してその責務を果たすということが書かれています。ですから、現在教育委員会が所掌している事務は基本的には地方自治事務なんですね。ですからこれは地方の仕事と。しかし、今先生がおっしゃつたように、憲法から教育基本法の流れの中で、国がやはり最終的に責任を持たねばならないときにはその役割を果たさねばならないという緊急避難的規定を今回お願いしたということです。

ですから、できるだけこの緊急避難的規定を動せずに、教育委員会もしっかりと触れましたけれども、一方では地方分権という流れがあるわけでありますから、ここで大臣の方からの指示とか是正要求が下ろしてこられるということになりますと、地方分権とのかかわりの中でやつぱり一定整理をしなきゃならぬものがあると思うわけでありますけれども、その点についての御見解をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 今回二つのことをお願

いしておりますが、一つは、やはり教育委員会に

怠りがあつて児童生徒の生命等が危険に瀕するよ

うな場合、これはもう非常に緊急を要することな

んでですが、是正要求の場合も含めて、そういうこ

とを教育委員会にお願いしましたということを、

実は教育委員を選ばれた地方自治体の首長と、そ

してそれを承認された地方議会に通知をするとい

う規定が付いておるんです。つまり、そのことは

先生がおっしゃつた地方自治のやはり権利と義務

をしつかり果たすことによって児童生徒を守つて

やつてくださいよということをお願いするという

ことなんですよね。

ですから、どうぞおひとつテレビをごらんの方、地域住民の方も、自分たちが選ばれた議員の方々が自分たちの子供さんの教育についてどういう目配りをしておられるのかということをやはり厳しく私は監視をしてもらいたいと思つております。

○小泉顯雄君 改めて反省をしながらお聞きをいたしました。

さて、この点につきましてはおきまして、次に免許法のことについて残った時間質問をさせていただこうと思うわけありますが、午前中にもいろいろ議論がありました。現在、初任者研修から始まつていろんな研修があるわけでありますが、更にここで更新の講習といいましようか、が加わつてくると。

先日、私の友人の、島根県の山奥、山口県にすぐ近いところ、長門からちよつと東の方に来たところの田舎の校長先生と話をする中で、その地域ではもう教育委員会が毎朝毎朝びりびりしている状況で、毎日、急に今日にわかな病気で欠勤をしてしまふというような先生が出てしまふというようではあると、こういうことを聞かされました。

そういう状況の中で新たな更新講習といふようなものが入つてくるというと、もうこれははつきり言つて対応し切れない、こたえられない、こういう切実な声を私は聞かせていただきまして、改めて、都会の学校では、都会の教育委員会ではそういうような苦労というものはないのかもしれないけれども、本当に過疎に悩み、限界集落といふような集落さえ抱え込むような校区を持つような学校では、教員のやりくりに本当に苦労をして、もう朝電話が鳴るとどきどきすると、今日は本当に全職員が、全教員が出勤をしているかといふことを確認するまで本当に安心できないと、こういう状況があるということを聞くわけでありまして、そういう中でこういう更新の制度が入つていくといふと、言葉は悪いですけれども、また混

乱を招くというか、負担を掛けてしまうということもこれなりかねないわけであります。

そういう状況を踏まえながら、私は、せつかく入れる更新の講習でありますから、これが本当に支障のないよう円滑に進むようにこの制度設計の段階からかなり入念な配慮というものが必要ではないのかなと思うわけでありますけれども、こういう点についての見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(錢谷眞美君) 免許更新講習は三十

時間の講習を受講していくだけでございますけれども、二年間の講習受講期間中に三十時間といいますと、おむね五日間程度受講していくだけということになるわけでございます。

今後、免許更新講習の開設の認定等を行つていくわけでござりますけれども、更新講習の開催に当たりましては、授業のない土曜、日曜日や、春、

夏、冬の長期休業期間中の講習開設を基本とするほか、通信教育やインターネット等の多様なメディアを活用した彈力的な履修形態も検討していく

まいりたいと思っております。

○小泉顯雄君 くれぐれもよろしくお願ひを申し上げておきたいと思います。

私はかねてから主張をしておるわけであります

が、更新講習というものは、これが不要であるな

んということは思つております。これはやつて

いだかなければならぬことだというふうに思う

わけであります。しかし、やはり養成ということ

は、教員養成ということ、また採用ということ

のことが、このところをやはりしっかりと直していかなければいけないということだけは申し上げておきま

す。もう時間がありませんので答弁は求めません

が、そういう立場でいることを繰り返し、せつかく任期の最後でありますけれども、是非審議

を続けていただきたいというふうに思います。

あります。環境の問題にしても、あるいは教育の問題にても、あるいは平和の問題にしても福祉の問題にても、様々な課題それ一つ一つは非常に私はこのハードルが高い。なかなか一朝一夕には解決もできないし、解決の特効薬というものが見いだせるわけでもない。本当に政治家が心を一つにして一つ一つの問題に体当たりをしていかなければならぬ、そういう状況にあると思うけれども、こういった問題も心さえ何とかなれば、日本人らしい心というものを取り戻せば、今高く見えるハードルも随分下げることができるというふうに信じております。

これからも引き続き心の教育の充実を訴えながら仕事をしてまいりたいと思つております。決意の一端を御披露いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○佐藤泰介君 民主党の佐藤泰介でございます。

まず、冒頭、委員長にお願いをしたいと思いま

すが、中川筆頭の質問の中で締め縛で採決などい

うような話がございましたけれども、この委員会

を始める前の理事会では採決ということは話題になつておりませんので、是非一般質疑で終えてい

ただいてというふうにお願いをしておきたいと思

うような話がございましたけれども、何

時間がやつたという話が出ておりましたけれども、何

衆議院の方は不正常な形で打ち切られてこちらへ

送られてきたものでござりますので、衆議院の時

間数を参考にするということは私はできなんだと

うなどいうふうに思つております。午前中ある

いは屋からに至つても、多くの質疑の中でもまだ

だ多様な様々な問題点が指摘をされておりますので、最初のお願いに戻りますけれども、是非審議

を続けていただきたいというふうに思います。

それでは、私自身の質問に入りたいと思いますけれども、私は、総理、二十二年教育現場でずっと教育に携わつてまいりました。その中でいつも感じることは、生徒との出会い、子供との出会いは全く偶然であると。児童生徒も選べないし、教

師の方も選べない、その偶然の出会いから出発をして、時を経て振り返つてみたときに、必然の出会いであつたなど、こう思えるような教師になりたいということに心掛けてまいりました。総理も

伊吹大臣もきっと、振り返つてみていただければ、そういう教師、先生が必ず複数いたであろう

というふうに思います。今、現場で懸命に働いている教職員の皆さんも私は同じ思いではないだろ

うかと、そのように思う次第であります。

しかし、残念ながら、大変多くの問題が山積を

していることもあります。そういった中で、午前中からもいろいろ基本方針二〇〇七の話

はありましたけれども、この中に教育再生といふ、四章の一ですか、教育再生というその節が入つたことは、さすが安倍総理の教育を最優先課題としている教職員の皆さんも私は同じ思いではないだろ

それと同時に、これまでの質疑の中で、真に必要な予算は確保するんだということを総理はすつと午前中の答弁で言わせてまいりました。前段はいろいろありましたけれども、最後は、必要な真に必要な予算は確保すると。教育再生のところにもそれが載っているわけでございますけれども。

私は具体的にお聞きしますけれども、先ほど鈴木寛委員が、発議者が質問されましたけれども、そこで具体的に聞きます。

この真に必要な予算を確保することには、初等中等教育の最もの願いである教員の増員とか待遇の改善は真に必要な予算の中に含まれるのかどうか、このことをまずお聞きをしたいと思います。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 大変核心に迫った御質問をいただいたわけであります。が、言わば待遇の改善ということについては、やはり能力のある本当に一生懸命頑張つていただいている先生を応援をしていく、支援をしていく、報いていくという、言わば給与においてもそういうめり張りを付けていくということもやつていかなければいけないと、こう思つておるわけでございます。そういう意味におきましても、そうした対応も考えていかなければいけない、言わばそういう意味での充実を心掛けていかなければならぬと、こう考えているところでございます。

そして先ほど鈴木委員からも御質問がございました。行革推進法との関連についての御質問があつたわけでござりますが、現場の様々な事情もあるわけでありますて、言わば減少している子供の数に対応した減少だけでも難しいのに、それ以上非常に難しいいやないかと、こういう指摘があることも私も十分承知をしているわけでございまして、その中でどのような工夫ができるかということもよくこれは考えながら、そうした工夫また対応等も十分にやつた上において、もちろん先ほど言い忘れたんですが、これは習熟度別等の学級をつくっていく、対応していくということにお

いても、もちろんそれは十分な対応をしていかなければいけないわけですが、そういういろいろなことをやった上においてどうすべきかということについては、これはもちろん行政改革を進めていくという観点もございますが、教育の重要性にかんがみても、よく検討をしていかなければいけないと、このように考えております。

○佐藤泰介君 めり張り、工夫 様々な言葉が出てまいりましたけれども、端的に私、伺うと申し上げたわけでございまして、今、午前中の質疑を聞いても、子供と触れ合う時間がないと。今、総理の言葉の中にも習熟度別学習なんという言葉もありました。そういう点を考えいくと、もう教員の増員というのは、第八次定数改善は待ったなしの課題ではないかというふうに私は思っております。教育を最優先課題として挙げる安倍内閣ではやはり第八次定数改善を再スタートさしていただきたいという、そんな御決意を聞けるのかなと思つておりましたが、ちょっとと十分な、私には残念ながら十分でなかつたかなと思つておりますが、いずれにしても、教員の勤務の時間も非常に長くなり、へとへとになつてゐる教員だということについては御理解がいただけると思うわけでしがれども、そういうところへ手を打つていくためには、何としてもやっぱり教員の増員あるいは待遇改善。

具体的なことで聞きますが、人権法の見直しも言つしてらう。二つ目に問題ある、

言われております。そういう問題を含めて、もう一度お二人にお聞きしたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教育の再生は私の内閣の最重要課題の一つでございまして、ある意味では、この法律、三法案についても、最優先として最重要法案として我々取り組んできたところでございます。

そういう観点からも、今年の暮れには予算編成があるわけでございますが、この予算編成に向まして、これも再三申し上げているわけであります。ですが、効率化を徹底しながら、めり張りを付けて、

そして本当に必要な、真に必要な教育予算は確保していく。これは、私も教育の再生は最優先と言っている以上は、どうかこの私の気持ちはお酌み取りいただきたいと、このように思う次第でございます。

○国務大臣(伊吹文明君) 私は文部科学行政を担当しておりますから、私の立場で発言はできます

總理としては、御本人が正におつしやつたように、核心に迫る佐藤先生の御質問に対して、私は精一杯の答えをしておられるなと思つて今聞いておりました。

そして、そしてですね、そして、二〇〇六と言われるものと今度の二〇〇七を、いずれ閣議決定をしたらよく読み合わせていただきたいと思います。そうすると、總理がおっしゃつていることがどういうことを意味しているのか、そして、いざこれこれは予算の編成の中でやつていくことですから、そのときに行革推進法が足かせになる場合は、何か立法政策上のうまい手だてがあるのかどうなのか、これは内閣としてやつぱり考えていて、總理の御発言をそのまま受け止めていただけれども、よく行き届く先生方は、余り不規則発言をせずに、總理の御発言をそのまま受け止めていたと思います。

○佐藤義介君 もう理解していただきたいという  
ことです。間もなく答えが出る問題でございます  
ので、大いに期待をしながら八月の末の概算要求  
を見てみたいというふうに思っています。

財源がないからといって、概算要求では第八次  
定数が毎年毎年出される、しかしそれは十二月末  
になるまでに見込まれずに、お金がないから見送  
りだということがずっと続いてきていると私は  
思っています。今年こそ、教育を最優先課題とす  
る安倍内閣でありますから、何としてもこの第八  
次定数改善を動かしていただきたいと、そのよう  
に思います。

あわせて、先ほど来、教育基本法の改正の話が出ておりましたが、その中にも教育振興基本計画というのがうたい込まれております。民主党案では具体的な数字も指標も織り込んでおりますけれども、この教育振興基本計画、これはいつでき上がるんでしょうか。

画、つまり改正教育基本法に書かれているものですが、どういうものを具体的にどう書くかということを現在中教審で審議をいただいております。そして、これは国会に報告しなければならないものですから、ある程度予算の裏付けがしつかりしたものでないと、絵にかいたもののようなものを権威のある国会へ出すわけにはまいりません。今、佐藤委員が御質問になつておられるのと同じ、ある程度具体的なめどが立たないと振興計画というものは出せませんので、私は年末の予算編成を見据えて国会へ御報告をさせていただくのが筋だと思っております。

○佐藤泰介君　よく分かりましたが、やっぱり教育振興基本計画というのは、そんな私、短期のものではないんだろうというふうに思います。やっぱり中長期にわたつての目指すべき姿を見据えて作られていくものだろうと、こう思っています。単年度予算のようにやつしていくならほんと意味を成さないものだと思いますので、中長期的な展望の上に立つて、これも今言われたよう

にやこはり財源計画をどうするかという見極めが非常に難しいんだろうというふうに思いますし、私は、クラスサイズの縮小計画もその中期目標的なところへ書き込んでいただきたい、そして財源もある程度きっちりとしたものを仕上げていただいて国会に報告をいただけばなど、このように思つております。是非よろしくお願ひしたいと存ります。

ことを総理がおつしやっているわけですから、出期の展望を作りたいと私は思つておりますので、事務局は早く出したいという考え方の者もいたんでもうように少し審議をペースダウンしていただきたいということが現状でございます。

○佐藤泰介君 それじゃ、もう一点、今の問題にかかわってお尋ねをしたいと思いますが、教育再生の二ページ目のところの中段以降のところに定数の適正化ということが書いてあります。この定数の適正化というのはどういう意味なんであろうかと思うわけでありますが、多分、読んでそのとおり、定数の適正化を図つていくと。

このように読みますと、先ほど来話題になつてゐる行革推進法の定数減の、総理も先ほど少し触れられましたけれども、それとのかかわりが鈴木寛議員あるいは西岡先輩からも話が出ておるわけでございますけれども、この定数の適正化というのは一体どういう意味で使われていて、行革推進法の五十五条の三項ですか、それらを踏まえながらの定数の適正化ですから、これは大いに期待をしているわけですが、どうでしようか。

○國務大臣(伊吹文明君) 先ほど来申し上げましたように、内閣総理大臣という立場に立てば、財政再建のこともありますし、公共事業のこともありますし、社会保障のこともあります。いろんなことをすべて自分の内閣として判断をしていかれねばならないわけですから、先ほど来おつしやつているような、何といふんでしょうか、取っ掛かりの文章にもなると思ひますし、逆に適正化といふのは、逆に言えば定数を増やすのも適正化、減

だいたいいかがでしようか。  
○佐藤泰介君 じゃ、総理にお尋ねしますが、適正化ということは、今、伊吹大臣が減らす場合も適正化だと。私はそういうふうには、「このタイトルからしてもそのようには読めないですね。やつぱり定数が適正に配置されていく」という、現場に適正に配置されていくと、このように理解する。減らすなんてこと毛頭考えていいなかつたものですから、総理の口からひとつ伊吹大臣のを否定するような答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 行革推進法については、公務員すべてに純減を言わば義務付けていいるという大変厳しい法律でもあるわけでありまして、それはもうそれぞれの部署が、この人数は必要だ、これはもう、例えば住民の、国民の安全のために必要である、福祉向上のために必要である、それそれにそれが理由があるわけでございまして、その中におきまして正に聖域なき形で減らしていく。五・七%ですか、こういう目標を掲げる中において、みんなでそれは、そういう苦しさは分かち合っていこうという中で今進んでいらっしゃるわけでございます。

そういう中におきまして教育においても例外じゃないということにはこれはもちろんしているわけであります、ただ同時に、私の内閣におきまして、再々申し上げておりますように、教育は最優先、最重要の課題であると、こう申し上げておるわけでございます。

教育の現場の声についても、先ほど私も承知をしておるということを申し上げたわけでございまして、この適正化ということについては是非素直に読んでいただいて、我々も基本的に最重要課題であると、このように申し上げておる上において、やはりこれは、教育をしっかりと考えていく

上においてはこれは何をいつても人材、先生でございますから、そういう観点から考えていただきたいと、このように思つてゐるところでございます。  
○佐藤泰介君　聞いてみえる方がどのようになにをされるかは別にしまして、ここまで、総理のことをではあるんでしようけれども、もう一步が出来ないということの、ここまでに収まつてゐることには十分に理解するというよりはまあ理解させていただけて、ここからぼこつともう一言踏み込んで、いただくと更にいい形になるんではないかと、このように思います。

くどいようですけれども、そういうことはこの中にちりばめられているんですね。教育新時代にふさわしい財源基盤の在り方、ここにも教育予算の内容の充実は重要であると、このように書かれていますし、真に必要な教育予算について財源を確保する必要があると。これは素直に読みたいただいと、こう思つておりますけれども、この(3)の教育新時代にふさわしい財政基盤の在り方ということころに、ここに決意が表われていてということによろしゅうござりますか。そう理解させていただきますが、ここは何にも余計なこと付いてないんですね。めり張りも付いてないし、工夫も付いていないし、ともかく社会総掛かりで教育の基本にさかのぼった改革を推進していくということですから。そのためには予算を確保しなければならないと、こう書いてあるわけですので、是非この点についても、のど元で止めずに、もう一つ言葉として出していただければ有り難いと思います。

○佐藤泰介君 最後まで総理の口から教育予算を増やすよと、定数も増員するよと、決意は述べられておりますけれども、今日はそんな回答をひとついただきたかったなど、こう思つて質問をさせていただきましたが、

私がこの中で全体通して評価するとしますと、先ほど評価をすると言いましたけれども、この教育再生の中には二〇〇六の文言が入つていないので、新しく入れられたから入つていないのか。二〇〇六は相当人員削減したり、あるいは賃金をカットしたりというようなことが中心であったように思いますけれども、ほかのところには二〇〇六は出てくるんですけど、ここの三ページぐらいのところには出ていないわけですから、あの厳しい行革は言つてみえないんだろうなというふうに理解をし、今の大臣あるいは安倍総理の、素直には聞き取ることはできませんけれども、多少そういった面では決意が含まれているなど、このように感じております。

一つ先ほど答弁漏れただではないかと思いますが、人権法について、今はどんな状況で、どういうふうに今後進まれていくのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○國務大臣(伊吹文明君) まず、先生、その前に、非常に、まだ閣議決定をされていない文章で正に核心に触れるところをいろいろお聞きになつて銳いなどといながら私も聞いておりますが、これは総理の立場で今の先生の御質問にすべて答えるということになりますと、これはあらゆる分野で同じことを当然、ここは文部科学委員会ですが、自分たちはこの予算、自分たちはここの人員と思つておられるわけですから、これは素直に聞いていただかないと、これ以上の御質問にお答えをするとかえつて收拾が付かなくなつてやれること

もやれなくなりますので、そこは是非御理解をいただきたい。

それから、人確法については一応二・七六ですか、という優遇分を減らすということは既に決まっているわけですから、これはこれで措置をするとして、今後教員の待遇その他のことについて先ほどからお触れになりましたから、二・七六を上回るもの措置するか、別途措置するかどうかということは、これは予算編成過程で議論をさせていただきたいと思います。

○佐藤泰介君 それじゃ、もうこれ以上と言われますけれども、もう一点だけ気になるところがござりますのでお尋ねをしますけれども、これも鈴木委員の方から話があつた基盤的経費の確実な措置といふところでございますけれども、井上委員からも話がありました。

今本当に効率化係数を掛けられて大変厳しい大学が、特に地方の単科大学は厳しい状況にあるんじゃないかな。外部資金、まず入らないですね、地方の単科大学では、競争的資金、これもなかなか取りにくい。とりわけ話に出ました教育系大学においては、これから更新講習をお願いしようとしている大学でも、ほとんど人員の余裕はないと思いますが、どう思つてあります。

あわせて、私学助成について、やはり基盤的経費の措置だろうというふうに思つております。いわゆる、大学の財政基盤がある程度健全に確保されないと私は大変なことに至るんではないかと、この先、やはり、そういう意味で運営費交付金等々、国立大学法人になつたとき以上に、こんなはずではなかつたのにと各大学は今思つていることは思つてもみなかつただろと私も思つております。

そういう観点で、この基盤的経費の確実な措置というところで多分大学関係のことを言つてみえると思いますので、お答えをいただければと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大学が担つている使命というのは、教育そして研究また社会貢献と、こうしたものが重要な役割であろうと、このように思います。この中でも人材の養成としての教育は極めて重要であると、こういう認識を持つております。

運営交付金と私学助成については、こうした大學の役割をしっかりと踏まえていく、そして、各大学の教育研究を支える基盤的経費の確実な措置を行っていくということでございます。今申し上げました三つのこうした要素を勘案しながら確実な措置をしていく、そして基盤的経費と競争的資金配分を図つていくことが必要であると、このようによく考えております。

○佐藤泰介君 私は、大学の基盤的整備というのは、それぞれ基盤整備が違うところからスタートしているわけですので、それを同じようにもつたんでは、これだけ基盤的整備がこつちは遅れておるところと進んでいるところ、これを同じように扱つたら、こつちは沈んでいくに決まつていて、私はこう思つてお尋ねします。

だから、やっぱりその辺も勘案しながら、是非基盤的整備をお図りをいただきたいと。大学の建物の老朽化もかなり進んでいるところが私は多いように思つておりますので、是非その辺りも含めて、本当に国立大学法人の今後歩むべき道といひますか、どういう基盤的整備をしていつたら優秀な人材が出て、イノベーションというようなことを行つておりますので、是非その辺りも含め終わります。

○蓮舫君 民主党・新緑風会の蓮舫です。よろしくお願いいたします。

教育の質問をさせていただく前に、今国民の間で本当に大きな不安な問題となつてている年金について、総理に二、三確認をさせていただきたいと思いますが、ほんとなくなりましたが、伊吹大臣に一つだけお聞きをしたいと思います。

教育委員会への是正の要求あるいは指示等を行います。

去年、大臣のところへ手紙が行きましたよね、たくさん。それで、文科大臣に訴えました。万が一それが事実になつてしまつたというような場合、どうですか、国を訴えるということはあるんですか、ないんですかね。指示をしなかつたから起きてしまった。したがつて、私前の質問のときに、その怠るべき前の状況をどうやってつかむんだということをお話をさせていただいたと思うんですけれども、あの程度、その中にもそういう手紙等で訴えられたときにはどういう対応をして、その是正の勧告、指示に当たるのか当たらないのかということについてお尋ねします。

○國務大臣(伊吹文明君) 情報提供、手紙等が来た場合には、まず一次的には、それは当該問題のある学校、あるいはその事象を所掌しておられる教育委員会に対して調査をするということから始まると思いますね。そして、これはやはり、国の公権力の発動、一種の発動ですから、よほど慎重に扱わねばなりませんので、一義的には、手紙が来たからすぐやるとか、手紙が来たから、やらなければなりませんので、これは突合なんですか、統合なんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、言わば年金の基礎年金番号を統合した際の問題であります。必ず一度は教育委員会にお尋ねをする、現行法の範囲内に調査権限を使ってお尋ねをするということは当然のことだと思ひます。

○佐藤泰介君 どうもありがとうございました。

必ず一度は教育委員会にお尋ねをする、現行法の範囲内に調査権限を使ってお尋ねをするということは当然のことだと思ひます。

○蓮舫君 総理が責任を持つて一年で対応すると、いう、極めてこれは力強い言葉だと思うんですけど、公権力が、確認をさせていただきたいんですが、総理が一年で対応するというのは、これは突合なんですか、統合なんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、言わば年金の基礎年金番号を統合した際の問題であります。

が、言わば五千萬件とのこれは、番号のこれは、突き合わせについてはいわゆる突合を、突合を行つていくということです。

○蓮舫君 安倍総理が総裁を務める自民党、総理は今突合と言いました。突合というのは、コンピューターの中の記録を名寄せをする、五千万件がだのものである可能性が高いかを、これを寄せるわけですね。だけども、自民党のホームページでは突合ではなくて統合すると、一年で統合すると言つています。統合というのは、総理が今おつしやつたように、コンピューターの名寄せを終わつた後に、この方の記録ですかと御本人に確認をして、あつ、この方のでしたという確定をするところ、つまり最後の問題解決までを意味するんです。

自民党は最後の問題解決の統合まで、総理は突合まで、これはどちらが正しいんでしようか。

仕方ないんですが、総理はこの問題に対応していく本格的に取り組もうと思われたんでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は、この問題について報告を受けたということについては、去年の暮れだったか今年の初めであろうと、このように思うわけでございます。そしてまた、本会議におきまして長妻議員からも御質問もいただきました。

この問題につきましては、ただいま蓮舫委員がおつしやつたように、与野党という垣根を越えてお互いに協力をして対応していくかなければいけない問題であると、このように思つておりますので、私どもともいたしましても、民主党の皆様から出されたいろいろな意見も取り入れながら対応策を考えているところでございます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私もずっとこの答弁をしておりますが、これは基本的には突合をしていくということです。ただ、突合していくといふことの言葉遣いが分かりにくいということが言われておりますので、私は突き合わせを行つていくと、このように申し上げているわけでございます。

党の言わばパンフレットにおきまして言つてることは、私が申し上げておりますように、言わば年金の記録の番号同士を、記録同士を、履歴自体を突き合せをしていく、このソフトを作つて突き合せをする作業を一年以内に終えると、言わば突合を終えるということが私どもが言つてゐる、また私が今まで言つてきていることなどござります。

○蓮舫君 子供に聞かれるんですね、年金問題つて何が起つていてるんだろうと。(発言する者あり) 自民党の方が今やじを飛ばすというセンスが私には分からぬ。政治家として、大人として責任を持つて、起こしてしまつた問題はしっかりと解決をすべきだと思うんです。

総理は今、突合と言いました。ならば、自民党が言つてゐる統合、一年で問題解決とホームページにもチラシにも書いてある。これは直させるべきではないですか、責任を持つて。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私も何回も今まで説明をしておりますが、一年間で言わば突合を終えて、そして五月までに、来年の五月までに突合を終えて、そして八月までに二千八百八十万、これは件ですね、件、言わばもう既に年金の受給年齢に達しているであろう方々の記録と三千万人の受給者の方々との突合を終えた後、この方々にも追加的な履歴があればお知らせを終えますよと、五月までに突合を終えて八月までにお知らせをいたしますよと、そして、言わば被保険者の方々につきましては再来年の三月までにお知らせを終えますよと。突合は五月までに大体終えるわけでありますよと、順番として、既に年金を受給しておられる方々の方を優先をいたしますので順番はそ

うなつていきますよといふことを、厚労委員会等々ではもう何回か私も、また大臣も答弁をしております。

このビラの方につきましては、言わばこれは突合という言葉が分かりにくいということでございましてので、基本的に、言わば、これは統合と突合とは、言わばこれは番号を突き合わせるという意味で、その方が表現が分かりやすいということをよく承知をしておりますが、国民の皆様にどうぞ合つて、言わばこれは番号を突き合わせるという意

味で、その方が表現が分かりやすいということを党が判断をしたのかも知れないと、このように思つてゐるわけですが、しかし、それを終

えるというふうに私が言つてゐるのはずっと言つてきて、突合を終えるということを私が申し上げてゐるところであります。

○蓮舫君 済みません、一点だけ確認させてください。

突合と統合では全く意味が違うんです。難しいから国民は分からぬだろうから統合でいいだろうというようなことはおかしいと思います。

さて次に、教育の質問をさせていただきますが、今子供を育てて学校に通わせている保護者が学校に求めてゐる、こうあつてもらいたい、こう

去年、教育基本法改正を総理と審議をさせていました。ただいたときに、教育基本法は理念法だからじめとか未履修とか具体的な学校での問題にすぐさま対応できませんが、関連法を出して学校を変えていくんだと総理はおっしゃいました。今回がその関連法だと私は理解しています。でも、この関連法は制度であつて、学校がどのように変わつていくというのがちょっとよく見えないんです。そこを教えていただけますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず、この制度、仕組みを変えていかなければ現場は変わつていかないわけであります。それはまず制度、仕組みがそのままあつては、ただ現場の努力に期待するだけになつていく。

現場の先生方が力を發揮をしやすいように、あ

が望んでいるのは安心して送り出せる学校であつてほしいということではないかと、このように思

うわけであります。しかし、やはりお母さんたち、お父さんたち

が望んでゐるのは安心して送り出せる学校であつてほしいということではないかと、このように思

うわけであります。ですから、安心して安全な学校、そして我々は、さらにそこでしっかりと高

い水準の学力と規範意識を身に付けることができ学校にしていかなければいけないと、こう考へてゐるところであります。

○蓮舫君 保護者の多くが学校に望んでゐるの

は、学校での教育の目標を規範意識に掲げてほし

いということよりも、もっと身近なことだと思つ

んですね。塾に通わなくて済むような確かな学

校で出しているのか、そういう不安を持つてもら

かないので、本当に楽しく学校に行けるのかと、い

じめられている、いじめている、親にない面を学

校で出しているのか、そういう不安を持つてもら

て明確にしているわけでございます。教育委員会

がしつかりとした役割を果たしてこなつたことによつて、いじめの問題とか未履修の問題が放置をされ、そのうえ、教育委員会ではなくて、しつかりと

責任感を持った教育委員会に変わつていくわけ

あります。また、保護者もこの教育委員会のメン

バーになつていて、言わばこれは新しいこの法律に

あります。また、改訂教育基本法の中には公共の精

神、道徳心、そういうことを書き込んだわけでござります。そういうことを踏まえて、言わば教育

指導要領をえていくわけでございます。そうし

た教育が行われていくことによつて、例えば、や

はり公共の精神というものはお互いに助け合つてい

ます。そういうことを踏まえて、言わば教育

指導要領をえていくわけでございます。そうし

た教育が行われていくことによつて、例えは、や

はり公共の精神というものはお互いに助け合つてい

ます。そういうことを踏まえて、言わば教育

指導要領をえていくわけでございます。そうし

た教育が行われていくことによつて、例えは、や

はり公共の精神というものはお互いに助け合つてい

ます。そういうことを踏まえて、言わば教育

指導要領をえていくわけでございます。そうし

た教育が行われしていくことによつて、例えは、や

はり公共の精神というものはお互いに助け合つてい

ます。そういうことを踏まえて、言わば教育

指導要領をえていくわけでございます。そうし

た教育が行われしていくことによつて、例えは、や

はり公共の精神というものはお互いに助け合つてい

学校の絵を描いてもらいたい。それは民主党案ではどうなっていますか。

○鈴木寛君 お答えを申し上げます。

もう既に民主党はマニフェストでは公表をさせていただいておりますが、親や地域住民が学校運営や教育人事に参加できる学校理事会をすべての学校に置いていくということを地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案でも盛り込んでおります。

こうなりますと、この理事会がまずコミュニティー評価をもう毎日のようにやっている、そして、いじめなどが起つた場合にはもう即日この緊急の理事会が行われて対応がなされるというところでございます。それから、不適格な教員がいた場合にも、この学校理事会が発議をして、この先生はどうなんだろうか、どうやってこの事態を改善していくらいいんだろうかと、こういうことを学校理事会主導で取り組んでいくという制度を新たに盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

○蓮舫君 さらに、この文教科学委員会での審議

をしていて、与野党問わず質問者が必ず口にするところ、あるいは中央公聴会、地方公聴会で公述人が必ず口にしたことは教育予算の拡充を望むということなんですね。

先ほど来、私どもの佐藤筆頭の方からの質問でもありましたけれども、総理は教育予算をどうしたいのかと、最重要課題が教育再生だとおっしゃる総理だから予算是きつちりと増やしていくんだという言葉を当然言われると思つていたら、お酌み取りくださいと。

私は、お酌み取りくださいと言われても、それは分からぬ。はつきり言つていただけませんか。総理が最重要課題と言われている教育予算は増やすんですか、現状維持のままでですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まずは、予算といふのは最終的にこの秋に、まず夏に概算要求をして、そして秋から暮れにかけて予算編成を行いま

す。そこで姿がはつきりするわけあります。ある意味では、概算要求からかかる予算は、私の初めての予算編成ということになつていくわけでございます。そこで私の内閣の意思是非実際に見ていただきたいと、こう思うわけですが、しかしこれから概算要求に入つていく中において、今我々は財政の再建という厳しい命題を背負っているんです。この厳しい命題を背負っている中において各分野の予算を削つていて、そういう厳しい作業を強いている中において、今ここで全体の財政規律を緩めるわけにはいかないわけでございます。

しかしながら、その中で私は、私は、従来から申し上げておりますように、教育再生というのを最優先課題の一つにしていく、最優先課題として取り組んでいるわけでありまして、その意思として、昨年の秋の臨時国会で教育の基本法を改正をして、そしてこの通常国会に三法案を提出をしているわけでございます。これはそれぞれ、私も必ずやると言つて実行しているところでございます。その中におきまして、真に必要な教育の予算は確保していく、こう申し上げているわけでございまますから、私のこの言葉を是非受け取つていただきたいと、このように思うところでございます。

○蓮舫君 予算を増やすか増やさないかは明言しないけれども、頑張る。それはマニフェストで公約にはならないんですよ。

夏に参議院議員選挙があります。大きな争点で教育というのも当然問われてくると思います。そのときに、総理はお酌み取りください、私はこれ有権者は何を基準に選べばいいのか分からぬと思う。

先ほど来問題になつております行政改革推進法五十五条の三項につきましても、学校教育の環境整備の推進による教育の振興に関する法律案の中で、これは今回、我々が、民主党が教育三法に対する対案として提出しておりますが、そこで明確にこの条文五十五条の三項を他の関連条文三条文とともに附則で削除をするということを党で決めて、そして閣議も通させていただいていると、それをさせていただいているということが我々の明確な意思表示でございます。

○蓮舫君 やはり総理にも、きつちりと最重要課題と言うのであれば、お酌み取りくださいと、頑張る、努力するではなくて、きつちりと予算を確保するときに、こういうふうに確保していくんだ。例えば、行革法五十五条の三項は削除していくんだという明快な御答弁がいただけないのが非常に残念なんですが、一方で総理がおつしやるよう、今この国は本当に火の車で、借金がたくさんあつて行革も進めていかなければいけない、無駄遣いはやめてきつちりと効率化をしていかなければいけないというのは、私、一方で分

臣を仰せ付かれておりました。民主党は二年間、この問題もう議論に議論を積み重ねまして、正に具体的に見ていただきたいと、こう思うわけあります。そこで私が内閣の意思是非実際に見ていただきたいと、こう思うわけですが、しかしこれから概算要求に入つていく中において、今我々は財政の再建という厳しい命題を背負っているんです。この厳しい命題を背負っている中において各分野の予算を削つていて、そういう厳しい作業を強いている中において、今ここで全体の財政規律を緩めるわけにはいかないわけでございます。

したがいまして、日本国教育基本法案の中でも、教育費の対GDP比というものを指標にするこの国会議員が参加して何度も議論を重ねて、そして先進国中最下位の我が国の教育への公財政支出、今GDP比三%ぐらいでございますけれども、これを先進国平均水準以上、目標五%以上とし、そして引き上げていくということをマニフェストにおいて位置付けるということを決めさせていただいているというところでございます。

あわせまして、先ほど来問題になつております行政改革推進法五十五条の三項につきましても、学校教育の環境整備の推進による教育の振興に関する法律案の中で、これは今回、我々が、民主党が教育三法に対する対案として提出しておりますが、そこで明確にこの条文五十五条の三項を他の関連条文三条文とともに附則で削除をするということを党で決めて、そして閣議も通させていただいていると、それをさせていただいているということがございました。

やらせの質問とともに、言わば大分無駄遣いがあつたと、こういうことでございまして、経費等については、二か月前に試行的に、旧タウンミーティング、政策ライブトークと名前を変えたわけですが、これまでの約十分の一以下の百万円程度で行うことができたと、こういうことでございました。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このタウンミーティングについては、今御指摘のような問題がございました。

やらせの質問とともに、言わば大分無駄遣いがあつたと、こういうことでございまして、経費等については、二か月前に試行的に、旧タウンミーティング、政策ライブトークと名前を変えたわけですが、これまでの約十分の一以下の百万円程度で行うことができたと、こういうことでございました。

今後とも、ある意味では本当の意味で双方の国民との対話にふさわしい、そして簡素で、国民の皆様にとって意見が言えたと、こういう実感を持つていただけるようなものを実施をしていきたくと、私は、内閣の対話は私は不必要と言つていいと思つております。

○蓮舫君 国民との対話は私は不必要と言つていいわけじゃないんです、必要だと思います。内閣がそれをやりたいという意思も大切だと思います。ただ、見直しをしたら予算が十分の一まで圧縮できた、相当なことだと思うんですね。

実は、総理が、総理夫妻がモデルになつた地球温暖化防止の新聞に一面広告が掲載されました。大阪や阪急梅田、あるいは丸ビルとか大手町、主要な駅の人通りが多いところで総理の等身大の

かるんです。

ただ、教育に関しては人への投資ですから、ほのかの削減項目と同じように効率化とか市場的なことを考えてはいけないと私は思つてます。

ね。であれば、無駄遣いをやめていこうと。そうすれば私たち民主党は、無駄遣いをやめたら財源というのはきつちりとくるんだということも提案させていただいているんですが、ちょっとと提案させていただいているんですが、ちょっとと提案させていただきます。

去年、総理とも審議をさせていただきました

が、やらせ質問があつた教育改革タウンミーティング、これ、やらせ質問があつたという問題と同時に無駄遣いも明らかになつたんですが、この春からこれは簡素な形で再スタートをしたんですけど、確認だけさせてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このタウンミーティングについて、今御指摘のような問題がございました。

やらせの質問とともに、言わば大分無駄遣いがあつたと、こういうことでございまして、経費等については、二か月前に試行的に、旧タウンミーティング、政策ライブトークと名前を変えたわけですが、これまでの約十分の一以下の百万円程度で行うことができたと、こういうことでございました。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このタウンミーティングについては、今御指摘のような問題がございました。

やらせの質問とともに、言わば大分無駄遣いがあつたと、こういうことでございまして、経費等については、二か月前に試行的に、旧タウンミーティング、政策ライブトークと名前を変えたわけですが、これまでの約十分の一以下の百万円程度で行うことができたと、こういうことでございました。

今後とも、ある意味では本当の意味で双方の国民との対話にふさわしい、そして簡素で、国民の皆様にとって意見が言えたと、こういう実感を持つていただけるようなものを実施をしていきたくと、私は、内閣の対話は私は不必要と言つていいと思つております。

○蓮舫君 国民との対話は私は不必要と言つていいわけじゃないんです、必要だと思います。内閣がそれをやりたいという意思も大切だと思います。ただ、見直しをしたら予算が十分の一まで圧縮できた、相当なことだと思うんですね。

実は、総理が、総理夫妻がモデルになつた地球温暖化防止の新聞に一面広告が掲載されました。大阪や阪急梅田、あるいは丸ビルとか大手町、主要な駅の人通りが多いところで総理の等身大の

ポスターが環境の啓蒙広告でこの六月に掲載されたんですけど、こういうところに総理が率先して指導力を發揮してモデルになつて啓蒙活動に旗を振るというのは意味があるとお考えですか。

ちょっとと確認をさせていただきたいんですが、環境省にお伺いします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この地球温暖化の問題については、五月に私は美しい星50という提案をしたわけあります。これは、二〇五〇年に五〇%排出量を減らしていく、そしてそのためにも主要な排出国が入つた枠組みをつくっていくという提案をしたところであります。この提案を軸にG8においても基本的な合意がまとまり、文書にも書き込まれたわけあります。こういうことを国際社会の中においてリーダーシップを取つてこの方向に向けて進んでいくためにも、日本は京都議定書の目標に達成しなければいけない、この目標を果たさなければいけないという大きな責任があるわけでございます。

産業部門においても、当然今生懸命頑張つてもらつているんですけど、それは、同時にそれだけでは難しいわけでありまして、国民的な理解と協力がなければできないということでございます。そこで、昨年来、こうしたことは行つてあるんですけど、昨年も小池大臣あるいは小泉総理も出た言わばクールビズのポスター等を作り、また新聞広告をしたわけでございますが、後ほど民間の影響度を調査した調査によれば、極めて効果的であつたという数字が出ているわけあります。今年も環境省、昨年が効果があつたので今年もそれをやろうということで行つたということでございます。

○蓮舫君 効果はあつたんですね。分かりました。それを聞いているんじやないんです。総理がやっぱり指導力を持つてきつちりと啓蒙活動をしていくんだという心思は大切だと思いま

す。ただ問題は、お金の使われ方が本当に正し

いんだろうか、これ第二のタウンミーティングになつてゐるんじやないんだろうか。

ちょっとと確認をさせていただきたいんですが、環境省にお伺いします。

○政府参考人(南川秀樹君) お答えします。予算といしまして、国民運動推進事業費、三十億円でございます。

○蓮舫君 事業が始まつたのが平成十七年度から、十九年度まで予算付けされて、もう実績も出

ていますか。

○政府参考人(南川秀樹君) 三年間で計八十三億円でございます。

○蓮舫君 八十三億円を受注した広告代理店は幾つありますか。

○政府参考人(南川秀樹君) 企画競争などを行いまして契約先を決めております。結果的に同じ会社がずっと契約をいたしております。

○蓮舫君 一社の広告代理店が三年間続けて同じ事業を受注して、八十三億円の税金が使われていると。随意契約でしようか。

○政府参考人(南川秀樹君) これにつきましては、外部の著名な審査員に複数以上の方にお入りいただきました上で、企画審査委員会を行いました。高い点数を得た者を契約候補として選定し、その方と随意契約をしております。

○蓮舫君 随意契約ですね。

○実は、この広告代理店から環境省の担当局長、今御答弁いただいている局長に報告された委託業務精算報告書というのを入手しました。

○蓮舫君 フリップを作つたんですが、(資料提示) 二十

七億円のプロジェクトのうち、半年間で事業に十

三億円使つたという報告書です。相当粗い報告で

す。

例えば、一億掛かつた、六か月間で一億掛かつ

た人件費なんですが、プロジェクトリーダー、主

任A、B、スタッフA、B、アシスタント、六種

類の分け方をしている。これ、積算上の勤務時間

は何時間でしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 一日につきまして一千三百円、時給一万円です。プロジェクト主任A、時給九千二百円、スタッフA、時給六千三百円、アシスタント、時給が三千四百円。一体どんな仕事をしているんですか、どんな違いがあるんですか。それだけの違いがあるんですね。御説明ください。

○政府参考人(南川秀樹君) 例えば御指摘いただ

きました一番上にござりますプロジェクトリーダー

というところを見ますと、まず全体の計画の

統括管理をしております。また、具体的な各事業、

個別のプロジェクトについての構築、運営も行つております。

彼らにつきましては、私ども環境省で各種の調

査をしておりますけれども、そこでの當利法人等

の実態を調査した上での人件費単価ということ

ではじいているものでございます。

○蓮舫君 ちょっととよく分からぬので、もう一

回御答弁してください。つまり、プロジェクトリ

ダーとアシスタントの仕事の違いは何ですか。

○政府参考人(南川秀樹君) プロジェクトリーダーにつきましては、全体計画の統括管理、ある

いは実施本部の体制の構築、運営などを行つてお

ります。また、彼らにつきまして、経済界との連

携と、そういう事業も行つておるわけでござい

ます。

また、アシスタントの方になりますと、まだ経

験の少ない方が多うございます。こういう方につ

いてはウェブの戦略関係をやつていただく、ある

いは事業の評価を行つていただく、報告書の作成

を行つていただくということで、幾分仕事が変

わつてきております。

○蓮舫君 報告書の作成で時給三千円ももらえ

るつてすばらしい仕事だと思うんですね。

ちょっとと今おっしゃいました、いいですか、温

暖化防止のためのPRやクリエーティブ戦略の仕事というのは分かるんですけど、今局長が御答弁した、経済界など各界との連携関係つてどういう仕事ですか、これ。

○政府参考人(南川秀樹君) 実際にクールビズに

協力いただき、またそれによつて温度を管理して

いたく、そういつたことにつきまして各界にお

願いをしております。例えば経済界でござい

ます。実際に経団連からは会長名で協力の文書

を出しています。また、個別企業に

つきましては、うちエコにつきまして例えばタカ

ラトミーとの連携と、そういつたことも博報堂に

お願いして対応していただいているところであります。

○政府参考人(南川秀樹君) つけていたとしており

ます。

○蓮舫君 ジャ、もうあと二点確認させてください。

答えが分からぬ。いいですか。

領収書、これだけの人が本当に使われたとい

うつてあります。また、契約が終わつて、期間が終

わりまして精算するときにつきましては、領収

書、レポートを含めて、それを見た上で精算をし

てお支払をしているところでございます。

○蓮舫君 リポートがあるんですね。領収書があ

るんですね。人件費、これだけの人が使つたとい

うのはあるんですね。出しています。

○政府参考人(南川秀樹君) 年度末が終わつた場

合に精算をいたします。それについてすべて必要

な書類、レポート等は取ることにしております。

し、私ども、必要なものは保存しております。

○委員長(狩野安君) 教育の問題に戻つてください。

○蓮舫君 総理にお伺いします。

○教育改革タウンミーティングをしたときに、無

駄なお金遣いをやめよう、十分の一に圧縮した。でも、総理がモデルを務めた温暖化防止のその広告事業のお金の使われ方、今聞いていてどうですか。ここも圧縮できるんじゃないですか。圧縮するところをきつちりしていつたら、子供や教育やあるいは育児支援、いろんなところに私はもっとお金が使えるんだと思います。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、私の内閣でも徹底的な無駄遣いのこれは削減を行っていくかなければないと、このように思つております。

たたいま言わばチーリム・マイナス六ですか  
のグループの地球温暖化の防止のための広告、こ  
れは、やはり国民に対するこれは言わば広告、広  
報宣伝が極めて重要であるということは、これは  
もう委員も御承知のとおりなんだろうと思いま  
す。

そこで、今やり取りを聞いておりまして、言わば随契ではあるけれども、これは企画競争をさせて、そして外部の人たちがそれは審査をした結果だと、こういうことでありますから、それは優秀なところから取るのは私は当然なのかなと思つて聞いていました。そしてまた、これ人件費等々の問題なんですが、その単価の出し方も、何か営利法人の七十五社と公益法人の五十五社を実勢調査をして、それぞれ上位五社と下位五社を除いた平均値において算出をしたと、このように聞いておりますので、そういうことであれば問題ないんだろうと。

○蓮舫君　六月から定率減税廃止の影響で住民税が上がるんですね。やつぱり、國民の目というのを徹底的に無駄遣いをすることはなくしていかなければいけないと。さらに、しつかりと、これは今、環境省の問題でござりますから、環境省にも無駄遣いがなかつたかどうかということについてはよく、今御質問がございましたから、もう一度よく確かめてみたいと、このように思います。

はこれからもつとめつと、本当に正しいところに  
お金が使われているのか、相当厳しくなると思う  
んですよ。そう考えたときに、ちゃんと政府の、  
今の環境省のお金の使われ方も私はなかなか御理  
解がいただけないものだと思うんです。

あるいは、小泉総理の時代から、安倍総理はそ  
の改革を引き継ぐとおっしゃっておりますけれど  
も、簡素で効率的な政府、でも私は、やっぱり教  
育の分野においては本当に簡素で効率的でいいん  
だろうかと。ここはあえて、無駄があつても、い  
い先生、いい環境、いい校舎、いい設備、そして  
大切に子供は教育するものだと思つてゐるんで  
す。

民主党の西岡発議者にお伺いをしますが、今回、内閣の最重要課題として教育基本法関連三法案を政府が提出してきました。いろいろと私たちには審議をさせていただきました。まだ幾つも問題があると思いますが、決定的にここが足りないんじゃないかと思われる部分、何かござりますでしょうか。

今回政府が提案してございました法案を拝見しておりますと、一番やらなければいけないところ

をちょっととすらしているんですね。例えば教員免許の問題にしても、本来養成に力を入れるべきところを、免許の更新というところで、ごまかして

いるという言葉は使いたくないんですけど、でも、ポイントをずらしているんですね。そして、学校教育法の改正をやりながら、そして副校長とかい

いろいろ役職を増やしながら、教職員の定数の問題についてはなかなか明快なお答えがない。ポイント

トをちよごとすらして、あたかも教育改革を進めているかのごとく法案を提出されている。これは、私は、日本の将来のために根本的に教育改革、

教育刷新を行う教育再生とおっしゃつてはいることが、これは進まないのではないかと、このように思っております。

○蓮舫君 最後に總理にお伺いします。  
この教育も含めて、衆議院では、年金関連法で

すとか、あるいは政治資金闇運法ですとか、あるいは国家公務員法案、全部強行採決されて参議院に送られてきました。参議院の日程が相当タイトなときにはいろんな重要法案が送られてきて、そして今私たち審議をしているとき、今度は延長だという話を聞かれてくる。参議院をどのように思つておられるのか。

そして最後に、教育は、教育関連の問題は強行採決にも、それをしても通すべきだと総理はお考えか、最後にお伺いさせてください。

○委員長(狩野安君) 安倍内閣総理大臣、簡潔にお願いします。時間が過ぎております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) はい。

正にこの委員会の運営は委員会でお決めになることであろうと、このように思いますので、この教育改革のための三法案についても、これは深く広い議論がされてきたと、このように承知をしておりますが、委員会において決定していただきたいと、このように思います。

よろしくお願ひいたします。

あり、子供の幸せである。その観点から今回の教育関連の法案の改正におきましても、その実現のための教育改革をしていきたい、その思いでこの

法案の審議に参加をさせていただいております。  
本日も、子供たちにとりまして、また教師の皆  
さんにとってもより良い教育の環境の整備となり

ますよう、本日は現場の皆様からいたいた声を基に安倍總理に、まだ大臣に質問させていただ

きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

について質問させていただきます。  
子供にとつて最大の教育環境は教師であります。私自身も中学、高校と寮生活をしていました

もありまして、勉強以外の健康面、生活面も含めまして、創立者や教職員の皆様から様々声を掛け

ていたとき、また激励をしていただきまして大変に感謝をしておりますが、やはり子供たちにとりまして人生を左右するほどこの教職員の方々の影響は大変に大きいものがあると私自身も実感しております。

現在、学校を中心といたしまして、教育現場では様々な問題や課題が起きておりますけれども、そういった中で先生方、また学校の教育者の皆様と関係者の皆様とお話をさせていただきますと、皆さん悩みや課題様々抱えていらっしゃいますが、しかし、何とか自分自身の教師としての使命を果たしていきたい、責務を果たしていきたい、そういう思いで一生懸命頑張つてくださつております。

〔委員長退席、理事中川義雄君着席〕  
そういう中で、今回教員の免許更新制度が導入されることになりました。これに對しまして、先ほどもお話をございましたが、現場の教員の方々の負担が決して増えるようなことがあつてはならないと思いますし、またこれが教員の縮め付けになるような、そういう制度になつてはならない

と私も思つております。しかし、事実そういつた不安の声もいただいておりますので、ここで改め一回四つ二つ文題を下書きで書ひます。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今回のこの教員免  
て今回のこの教員免 更新制度の導入の意義に  
いて總理にお伺いをしたいと思います。

許の更新制度につきましては、国際化が進み、また価値観も変化をしているわけであります。そしてまた、自然科学も日進月歩で進歩している中に

おいて、世の中が刻々と変化をしている中において、国公私立を問わず、学校に在職をしている職員の手で、つまづくことなく、うらやましく

員の皆様がその時々に必要な知識があるにはまだ教育のための技能を身に付けるということは、私は教育現場の水準を維持向上していくためにおい

ても極めてこれは重要ではないかと、このように思ひます。このために教員の免許更新制度を導入をするわけでございまして、この導入によつて、

すべての教員の皆様に十年に一度、今申し上げましたように、新しい技能を身に付け、また新しい

知見、知識を身に付ける機会を得る、そういう機会が与えられるわけでございまして、教育をより充実させていくという上においてもそれに資するものであると、こう確信をいたしております。

また、これはよく誤解が生じているわけありますが、これは何も一部の先生方を排除するためではなくて、あくまでも先生方が自信と誇りを持つて教壇に立つていただるために、今申し上げましたように、技能や知識を修得していただく機会を十年に一度、これはある意味では提供していくということになるわけでございます。

○鶴淵洋子君 ありがとうございました。

今總理の方からもございましたが、様々時代の変化、社会環境の中での先生方に最新の知識や技能を身に付けていただき、そして自信と誇りを持つて頑張っていただきたい、そのためのこの免許更新の導入であると思います。

であるならば、この免許更新のこの講習の内容の充実が大変に重要な課題になつてくるかと考えております。

例えば、この限られた時間の中で、また予算の中でどういった講習内容をしていくのかというところで幾つか課題が挙げられるかと思いますが、例えば、その講習内容、それがその時々の先生方のニーズに合つたものであるか、またそのほかに受講の負担費用もどういう形になるのか、また過疎地、過疎地域を含めましてどの地域におきましてもすばらしい内容の講習を受けられることができるとか、このような課題が挙げられるかと思います。是非とも、こういった課題に具体的にどのよう取り組みましてこの講習内容の充実を図つていらっか、文部科学省の方にお伺いしたいと思います。

○副大臣(池坊保子君) 免許更新の講習を三十時間受けたいたくことによって有意義な充実した時を過ごし、そしてリフレッシュして子供たちと新たな気持ちで向き合つてほしい、そのためには今受講者にとって何が問題なのか、どういう講習を受けたいか、そういうニーズにこたえることが

必要かと思います。

ですから、講習前に受ける方々にアンケートを行ふとか、あるいは受けた後にどうであつたかというアンケート、あるいは事後評価ということも必要なのではないかと思います。そして、それを次の講習に反映していく、そのような検討を私たちには行つております。

それから、今受講料はどうなるのか。教員免許の更新ですから、これは個人に掛かつてくるから個人が負担するべきだという意見もございますが、私は、これは教育上の見地から法律で決められるのですから、やはり一定の配慮は必要かと思います。この一定の配慮は、じゃどれくらいかと言われますと、これはまだ国会で皆様方の御意見を伺いながら、そこで決めましたら、また文科省はすぐ決めると言われますであります。いろんな方々の意見を聞く必要が私は必要かと思います。そして、その中でやはり自分の負担を国もしなければならないというふうに思つております。

それから、受講機会の確保が必要じゃないか。都市部だけの先生ではなくて、離村あるいは過疎にいる先生もお受けにならなければなりません。ただ、このごろは、放送大学もございます。あるいは、インターネットなどの多様なメディアを活用した遠隔教育というのができるのではないか、あるいは通信教育などというのもございますから、弾力的な履修形態についてもきちんと対応して、皆様方が納得なさる形を示していきたいと思っております。

○鶴淵洋子君 ありがとうございました。

是非とも、繰り返しになりますが、受講者の皆様のニーズをしつかりと吸い上げていただき、本当にこの講習を受けて良かったと、また、新しく心を入れ替えて出発できるような講習内容にしつかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、教員の資質向上のための免許制度改廃を行なうには、大学の教職課程制度の充実、評価も重

要であると思つております。

平成十八年七月の中央教育審議会の答申では、教職課程の履修を通じて、教員として最小限度必要な資質能力の全体について確實に身に付けさせるために教育課程に新たな必修科目、教職実践演習を設定することが適当である、このような答申がございました。

教員を目指す皆様がこの教育現場で役立つよう実践的な科目、こういうものを早急に検討していただきまして、必修科目としても取り入れていき、この教育課程の制度の充実を図つていくことが重要であると考えております。これに対し御見解をいただきたいと思います。

また、併せまして、この教職課程の教育水準が維持されているのか、また向上しているのか、そ

ういうことも、この大学の教員養成課程の評価も重要であると思つております。この課題も併せて御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(伊吹文明君) 二つの御質問があつたと思いますが、中教審から提案されました。これはまだ正式の名前を決めておりませんけれども、教職実践演習ですね、これは教員免許更新制度が実施されます平成二十一年四月に合わせて各大学に開設されるよう私たちは措置をしていきました。それから、教職課程の認定の取消しですが、これはやはりかなり慎重にやらねばなりません。それはやほりかなり慎重にやらねばなりませんので、まず、そういう問題が生じた場合には、教育課程の内容あるいは教員の組織等についてどういふ状況になつているかというのを定期的に報告をまず受けます。そして、その報告について評価をして、そして問題が認められた場合には是正のまづ勧告をするということでしよう。そして、それでもなお改善が認められない場合には、最終的にこの指導が不適切な教員の公平公正な認定をどのように行つていいのか、それをどのように担保するのか、お伺いをしたいと思います。

○國務大臣(伊吹文明君) 今回の教育公務員特法の二十五条の一の五項に書いておりますように、やはり先生がおしゃつたように認定をするのは当然任命権者です。しかし、その認定をするに当たつては、教育学、医学、心理学等の専門家

ら運用させていただきたいと思います。

○鶴淵洋子君 ありがとうございました。

是非とも、先ほどの免許更新制度と併せまして、こういった大学の教員養成課程の評価ということも、併せて車の両輪としてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、指導が不適切な教員の認定についてお伺いをしたいと思います。

この指導が不適切な教員に対しましては、各都道府県では研修体制を整えまして既に対応しているところでございますが、今回認定の手続や研修の法的な位置付けが明記をされております。

先ほども申し上げましたが、子供たちにとりまして教師の影響は大変に大きいものがありますので、もしこの指導が不適切な教員がいらっしゃる場合、しかしその教員が本当に指導が不適切な方であれば、しつかりと研修等を受けていただきたいと思つております。

先ほども申し上げましたが、子供たちにとりまして教師の影響は大変に大きいものがありますので、もしこの指導が不適切な教員がいらっしゃる場合、しかしその教員が本当に指導が不適切な方であれば、しつかりと研修等を受けていただきたいと思つております。

○國務大臣(伊吹文明君) 今回の教育公務員特法の二十五条の一の五項に書いておりますように、やはり先生がおしゃつたように認定をするのは当然任命権者です。しかし、その認定をするに当たつては、教育学、医学、心理学等の専門家

や保護者の意見なども聽かなければならぬといふことが書いてございます。それと同時に、六項目で事実の確認の方針や手続についてはきつと明文化をした教育委員会の規則であらかじめ明らかにしておくということです。

したがつて、この法律が国会の議了ができますれば、各々の教育委員会に対して指導が不適切な教員の認定が公正にかつ適切に行われるという、今御心配になつておられるようなことが生じないようなガイドライン的なものを私どもからお示ししたいと思っております。

○鶴淵洋子君 今大臣の方からも、文科省としても任命権者の参考となるようなガイドラインを策定するというお話をございました。是非とも、この認定が一方的または一時的な判断にならないように、総合的に多角的に対応していただけるように強く要望しておきたいと思います。

次に、私立学校に関する教育行政の在り方について質問させていただきたいと思います。

まず、総理にお伺いしたいと思いますが、総理御自身も私学御出身であられますけれども、改めまして私立学校の果たしてきた意義についてお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま委員が御指摘のように、私も私学の出身でございますが、私は、大学生の約八割、そして高校生の三割、幼稚園児の八割が私学に在学をしているわけでございまして、我が国の教育において私が担つている役割は極めて大きなものがあると、このように思つてございます。

今後とも、私学がその役割を十分に果たしていくことが教育の再生にもつながっていく、このように思つています。

○鶴淵洋子君 私立学校には、創立の精神、また建学の精神の下に多様な教育機会を提供しております、教育の分野はもちろんでございますが、この日本社会においてもその果たしてきた役割は

大変に大きいものがあると私も認識をしております。

そこで、今回の地教行法二十七条の二に、「都道府県知事は、「私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、専門的事項について助言又は援助を求めることができる」と、このように規定をされております。この規定に対しましては、私立学校に対し個別事案について介入を想定しているのではないか、また

私学の自主性、建学の精神を損なうことになるのではないか、このような懸念がございます。

そこで、改めましてこの二十七条の二の規定の趣旨についてお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私立というのは、もう正に今委員がおっしゃつたように建学の精神、それぞれ私立固有の言わば建学の精神を大切にしているんだろうと、このように思います。そして、教育についても、私立それぞれの考え方の下に教育を実践をしているわけであつて、このようないい私学の自主性を損なつてしまつては私学が私

たり得なくなつていくんだろうと、このように思ひます。

今回の地教行法の改正案第二十七条の二の趣旨は、これはもう委員も御承知のとおりだと思いますが、知事が必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができるとするものでありまして、私立学校に対する知事の権限をこれは変更するものではないわけでございます。したがつて、私立学校の自主性を損なうことにはならない旨だと思いますから、そこは私どもも十分注意をして知事部局にお話をしたいと思います。

○鶴淵洋子君 しっかりと対応をよろしくお願ひしたいと思います。

統計として、地球環境問題について総理にお伺いをしたいと思います。

先日開催されましたサミットにおきましては、環境サミットとしてポスト京都議定書の枠組みづくりへ一步踏み出したものになつたと思っております。総理御自身も、この環境問題を取り上げた今回のサミットは来年の大切な基礎になる、

に当たりましては、繰り返しになりますが、私学の自主性、独立性が損なわれないように再度要望させていただきたいと思いますが、そこで、それがどのような形で担保されるのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) ただいま総理から御答弁を申し上げたことでは尽きておりませんが、私学は大変大切な役割を果たしていただいておりますし、建学の精神というのも当然これは尊重されねばなりません。

しかし、同時に、公教育の一端を担つておられるわけですから、国民の代表がお集まりになつている国会で決められた法律はやつぱり守つていただきなければならないので、その法律が守れないような場合、これは本来知事部局が、例えば未履修のような問題が起つたときには、指導主事がおられども、なかなか指導主事のような方がおられないでの、その場合には、私学とも御相談をした上で教育委員会の助けをかりるということです。

この法律を作るに当つて総理から私にございました御指示は、この規定を置くと同時に知事部局に、これは地方自治ですから強制はできませんけれども、指導主事その他を置くように促して、できるだけ教育委員会の手を煩わさずにという趣旨だと思いますから、そこは私どもも十分注意をして知事部局にお話をしたいと思います。

○鶴淵洋子君 しつかりと対応をよろしくお願ひしたいと思います。

この目標に到達をするためにも、また、日本にて取り上げる、このようにおつしやつておられます。

この地球環境問題、これは世界の最重要課題といたことで共通の問題でありますし、この解決を図るために、やはり国民の皆様のお一人お一人の意識変革、御理解が重要になつてくるかと思います。そこで、そのまま原動力となりますのが私は環境教育であると思っております。学校において、また地域、家庭におきまして、この環境教育を図ることによりまして、国民の皆様一人一人とともにこの問題に取り組んでいく、これも重要なかと思つております。

それと併せて、学校におきましても、学校自身もこのCO<sub>2</sub>削減の取組を具体的に取り組んでいく、これも重要な取組ではないかと思つております。平成九年からエコスクールパイロット事業、これは太陽熱、風力を使つたり、また屋上緑化の推進、こういったものをパイロット事業として幾つかの学校で取り組まれてることでござりますが、この事業を、本格的な運用を更に進めることによりまして、学校自身もこのCO<sub>2</sub>削減、この地球温暖化の取組、しつかりと役割を果たしていく、これも重要なかと思つております。

これからこの地球環境問題に取り組んでいきますこの学校、教育の場におきまして、どのように取り組んでいかれるのか、この総理の御決意も併せてお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員のおつしやつた地球温暖化の問題、これはもうすべての国々がお互いが協力をして取り組まなければ解決できない問題だろうと、このように思います。だからこそ、G8の場におきましても、ヨーロッパと、EUと米国、少し距離があつたわけでありますが、しかしここは決裂をしてはならないということで、二〇〇〇年までに五〇%排出をするといふ、まあ日本の提案を含む、EUの提案もそうなりますが、こうした提案を真剣に検討するということです。ですが、こうした提案を真剣に検討するということです。

おいては京都議定書の目標に到達をするためにも、産業界だけではなくて、国民みんなの意識を変えていったかなければならないわけでありまして、協力が不可欠であります。そしてまた、二〇五〇年という非常に長いスパンで我々目標を掲げておりますから、子供たちも言わばその意義を理解をしていただき、そういう観点からいろんなことに取り組んでもらう必要があろうと、こう思います。

六月の一日に二十一世紀環境立国戦略を開議決定をいたしましたが、この戦略の中の一つに二十世紀環境教育プランがございます。この中で、いつでも、どこでも、だれでも環境教育を取り組むことができるよう、学校、家庭、地域等を通じた環境教育の充実を図ることと、このようにしているわけでござりますし、また、今回というか、昨年の臨時国会で改正をいたしました教育基本法の中におきまして、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うことを新たに規定もしているわけでございまして、学校の教育の現場におきましてもこうした趣旨を踏まえ、各教科等で環境学習や原体験を、自然体験等も含めて充実を図つてまいりたいと、このように思つております。

そしてまた、今委員が指摘されましたエコスクールの整備は推進をしていかなければいけないと、こう考えている次第でございます。

今後とも、子供たちが環境問題を身近に感じ、そして、これはやはりみんなで取り組んでいかなければいけない問題であると、また、取り組んでいくためにはどうしたことが必要かということを学んでいくことができる、やっぱりそういう環境を整備していくといいたいと、このように思います。

○鶴淵洋子君 ありがとうございます。

それでは、最後に総理に御決意をお伺いしたいと思いますが、総理御自身も教育が最重要課題であるということで、教育基本法の改正、また教育関連法案の改正ということで、そのほか、いじめ問題、未履修問題等しっかりと指揮を執つていた

だきまして対応させていただいておりますが、今後もこの教育課題、最重要課題として、予算の財

源の確保も含めてしっかりと取り組んでいくとい

う、最後、御決意をお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教育の再生は私の内閣の最重要課題でございます。日本の未来を切り開いていくのは子供たちであります。人材への投資、当然私どもこれを最重要視していかなければいけない、このように思つております。社会総掛かりでこの教育の再生に取り組んでいく中において、私も総理としてその責任を果たしていくなければならない、こう決意をいたしておる次第でございます。

○鶴淵洋子君 ありがとうございます。

私たちもしっかりとより良い教育、また子供たちのための教育実現のために全力で頑張ってまいりたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

私は、今日の一日の審議を通じても様々な重要な問題が浮かび上がっております。まだまだ審議が必要だということを与党の皆さんに強く申し上げておきたいと思います。

今日は全国学力一斉テストについて聞きます。

小学校六年生百十七万人、中学三年生百十六万人が参加して四月に行われました。今採点が行われておりますが、中学校の採点は、このテストの委託を受けたNTTデータが人材派遣会社を通して派遣労働者を使って採点を行つてゐるはずですが、この採点に携わっている全体の人数、そして合せたこともあるという、こういう中身であり出された。前日まで誤りだつた解答例を正解に

まとつて間もない五月半ばには大混亂になつたと話す。あらかじめ示された正誤の判断にない解答が幾つも出てきて、マル・バツの正誤例が次々と張り出された。前日まで誤りだつた解答例を正解にすると指示され、同じ問題の採点者同士でマルでよかつたのか、随分バツにしちゃつたよと顔を見合せたこともあるという、こういう中身でありまして、重大だと思うんですね。実は、これ同じようなお話を私どものところにも直接寄せられておりましたし、ネットを見ますと掲示板に随分同種の書き込みもあります。

実はこれだけではないんですね。例えば、数学

なんですね。正解はこの $y = 2x$ であります、子供たち、いろんな解答を書きます。 $y = 2x + 0$ と書いた子もいるんですね。

総理、これは正解だと思いますか、誤りだと思いますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは正解だと思いますか。それは、この答弁は正解です。

ところが、これ最初はバツだつたんですね。途とふうに私は聞いております。

○井上哲士君 その答弁は正解です。

中からマルになりました。正に判断基準の変更によるものなんですね。ですから、同じ解答でもマルの子供が出たりバツの生徒が生まれるということになれば、これで子供の学力の到達度の参考にする、これはやっぱりとんでもないことだと思うんですね。

文部科学省にお聞きしますけれども、この採点の判断基準の変更がいつ行われたのか、どういふふうに私は聞いております。

○政府参考人(錢谷眞美君) まず、中学校の記述式問題に関する実際の採点作業に当たりまして、これはあらかじめ採点基準を決めまして、それに基づいて採点が行われるわけでございますが、具体的な解答の当てはめについて打合せを重ねて見直しなどが行われている状況はございます。現在、文字どおり見直しの後、採点作業を行つてゐる段階でございます。

それから、ただいまお尋ねのございました中学校の数学の問題でござりますけれども、これは中学校の数学Aの冊子における調査問題でございまして、この問題におきましては、当初から $y = 2x$ のみならず $y = 2x + 0$ も正答となるよう作業は進められておりました。具体的な採点作業は、その際にその $y = 2x + 0$ というものは典型的な正答でございます $y = 2x$ と同じところに本来分類すべきところを、実際の答案を用いた研修の期間中に様々な解答の分類例を示した資料におきまして、他の正答の欄に $y = 2x + 0$ が掲載をされるというミスプリントがございました。これは研修

派遣をされましたその派遣先の会社でございます。その後もこの教育課題、最重要課題として、予算の財源の確保も含めてしっかりと取り組んでいくといふ、最後、御決意をお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教育の再生は私の内閣の最重要課題でございます。日本の未来を切り開いていくのは子供たちであります。人材への投資、当然私どもこれを最重要視していかなければいけない、このように思つております。社会総掛かりでこの教育の再生に取り組んでいく中において、私も総理としてその責任を果たしていくなければならない、こう決意をいたしておる次第でございます。

○井上哲士君 約二千七百人の派遣の人來ているという話がありました。私が調べますと、大体八割ぐらいがグッドウイルから派遣をされております。NTTデータというのは、今問題の消えた年金にかかる社会保険庁のオンラインシステムを受注していた会社です。そして、このグッドウイルは介護の不正請求で問題になつているコムスンの親会社と、こういうことになつているわけです。教育には本来縁のない二つのところです。その下で今どういうことが起きているか。

先日、朝日新聞に「学力調査、採点混乱」と、こういう記事が出ております。中三の記述式問題で正誤の基準が途中で変わつたり、作業現場の責任者の判断が食い違うなど、混乱が生じてゐる。国語のある問題を受け持つた男性は、採点が始まつて間もない五月半ばには大混亂になつたと話す。あらかじめ示された正誤の判断にない解答が幾つも出てきて、マル・バツの正誤例が次々と張り出された。前日まで誤りだつた解答例を正解に

すると指示され、同じ問題の採点者同士でマルでよかつたのか、随分バツにしちゃつたよと顔を見合せたこともあるという、こういう中身でありまして、重大だと思うんですね。実は、これ同じようなお話を私どものところにも直接寄せられておりましたし、ネットを見ますと掲示板に随分同種の書き込みもあります。

実はこれだけではないんですね。例えば、数学の問題で採点をされた方から直接訴えがありました。これは今回の学力調査の中学校三年生数学Aの問題です。(資料提示) この直線の比例のグラフをYとXの式で表しなさいと、こういう問題な

の段階において訂正を行つて、採点者に周知を図ったところでございます。

そこで、この問題は、実際の答案を用いた研修期間、これは四月の二十四日から五月の八日までござりますけれども、この研修期間中におきまして、資料のミスプリントを訂正をし、採点者に内容の周知を行つたところでございます。実際の集計のための採点作業はその後に行われておりますので、採点作業においては影響がなかつたものでございます。

○井上哲士君 私たちが直接お話を聞いている話とは違います。実際に採点をされている方が途中から基準が変わつたと、こう言われているんです。

それで、非常に私は今のは無責任な答弁だなと思つて聞いたんですけど、いろんな問題がこれ以外にもあります。ほかにも採点の判断が変わつたものはたくさんあると関係者から聞いているんです。

これは一体どういう変化や追加が行われたのか、そしてちゃんと最初からやり直されているのか、そこまで中間報告を出せるようになつてゐるんですから、これは是非命じてこういう問題を正すべきだと思いますが、これ総理、いかがでしようか。

○国務大臣(伊吹文明君) 御指摘のような事実が判明いたしておりますので、答えをした児童生徒に不利益のないようにもう一度解答をきちつと見直すように私から指示しております。

○井上哲士君 これ、現場でいろんな判断をしている部分もあるんですね。ですから、これは是非全貌を私は調べてやはり出させたいと、出さしていただきたいと思いますけれども、いかがでしようか。

○国務大臣(伊吹文明君) よく事情を聴いてみますが、御指摘のようなことがありましたので、も

う一度解答をきちつと見直すように私から指示をしてあるということを申し上げてございますので、児童生徒に不利益のないようにきつちりと見定めてやらしていただきます。

○井上哲士君 なぜこういう混乱が起きたのかといふ問題なんですね。同じバツでも、何にも書い

そもそも、テストの採点というのは、これは教育の一環なんですね。同じバツでも、何にも書いていない子もいる、それから問題を取り間違えた子もいる、計算間違いをした子もいる、それを現

実に教育をした人が採点をして、ああ、この子はここが分かつてない、自分の教え方はここが問題だよ。それが教育なんですよ。それを全くの素人集

団に任せてしまつて、ここに私は大きな問題があると思うんですね。

なぜこういうことになったのか。元々、文部科

学省は今回のテストを児童生徒の学力、学習状況を把握、分析するためと説明をしておりました。それならば一部の学校や子供を抽出するやり方

でいいわけです。現にそういうこともやられておりました。そして、教師は日常的に子供の理解の度合いを確認しながら授業を進めているわけですね。これでいいんですよ。にもかかわらず、全国

一斉、全国でやるということにこだわつた。その結果、こういう教育と無関係なところに事実上丸投げをすると、ここで混乱が起きているんですね。

結局、この学力テストの実施を決めたときの中

山文部科学大臣は、全国学力テストをやって競い合う教育をと、こういうふうに言っておられました。そして、総理も、あの美しい国という本の中

直すように私から指示しております。

○井上哲士君 これ、現場でいろんな判断をしている部分もあるんですね。ですから、これは是非

全貌を私は調べてやはり出させたいと、出さしていただきたいと思いますけれども、いかがでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この学力調査につ

いては、やはり全国で一律に実施をすることに

よつてそれぞれの学校の状況を把握をすることができるわけでありますし、学校にとつても自分たちの学校の成果がどうなつてゐるかという

ことを把握することもできるのではないかと、こ

のように思うわけでございます。

そして、当然その中において実績を上げてゐる

という学校も分かるわけでありますから、そういう学校のノウハウ、やり方等を全国で共有をしていくということにも私はつながつていくという意味において私は有意義であろうと、このように思

います。

○井上哲士君 答案用紙は子供のところに返つてこないんですね。点だけしか返つてこないんで

す。ですから、さつき言つたような何も書いてないとか問題を取り間違えたとか、そういうことは自分でも検証できないですよ。ですから、何か教

育条件や到達を検証すると言いますけれども、そ

もそもそういうものになつてないんですね。

しかも、私たちは実施する前から様々な警告をいたしました。結局、テストで測れる本当の狭い

部分だけを競わせることになるんじやないか。恐

れで、直前に類似の問題集を配付をして小学校長に取組を指示していたと、こういうことが起こ

りまして、非常に大きな問題になつております。独自の問題集を配付して、時間配分とか解き方を児童生徒に指導する。ですから、正にテストのためのテスト、競争のための競争が行われるじやないかということが現に事実になつてきています。私たちが警告したとおりです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほども申し上げましたように、教育のそれぞれの成果として、学校全体でどういう成績が出ているかということを把握するための試験と言つたらいいんではない

一人一人の子供たちについて細かな、きめ細かな指導は指導としてちゃんと行つていかなければいけない、そのための試験等は別途それぞれの学校等、それぞれのクラス等について行われるんだ

うと、このように思うわけですが、この全国の学力調査については、一律に行うことによつてそれぞれの学校の成果等の、今どれぐらい

出しているかということは分析できるのではないかと、このように思います。

○井上哲士君 一律にやることによって問題が起きているということを私は具体的例を挙げて指摘をしているんです。

今回の法案には学校評価も盛り込まれております。学力テストの結果がその一つに使われる可能

性もあるわけですね。そのほか、愛國心の強要とか、文科省による地方教育への介入とか、私学の

自由の介入とかが可能になってきている。私は、

こういう国の管理と統制、競争を持ち込むことに

よつて子供たちにとっては大変なことになる、こ

んな法案は徹底審議の上、廃案にするべきだと最後述べまして、質問を終わります。

○委員長(狩野安君) 安倍内閣総理大臣は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(狩野安君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、小泉顕雄君が委員を辞任され、その補欠として岡田広君が選任されました。

○委員長(狩野安君) 他に御発言もなければ……

(発言する者多く、議場騒然) 学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案、以上三案に対する質疑は終局したものと認めるに御異議ございませんか。(発言する者多く、議場騒然)

速記を止めてください。

○委員長(狩野安君) 速記を起こしてください。  
速記を起こしてください。

御異議、速記を起こしてください。御異議……  
(発言する者多く、議場騒然) ちょっとと静かにし  
てください。席へ戻ってください。御異議、速記  
を起こしてください。御異議あるときは……(発  
言する者多く、議場騒然) 採決をいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教  
育行政の組織及び運営に関する法律に、法律の一  
部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教  
育行政の組織及び運営に関する法律案、以上三案  
に対する質疑を終局することに賛成の方は御起立  
を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。よつて、  
公務員特例法の一部を改正する法律案、法律の一  
部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教  
育行政の組織及び運営に関する法律案、以上三案  
に対する質疑を終局することに賛成の方は御起立  
を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。よつて、  
公務員特例法の一部を改正する法律案、法律の一  
部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教  
育行政の組織及び運営に関する法律案、以上三案  
に対する質疑を終局することに賛成の方は御起立  
を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。よつて、  
公務員特例法の一部を改正する法律案、法律の一  
部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教  
育行政の組織及び運営に関する法律案、以上三案  
に対する質疑を終局することに賛成の方は御起立  
を願います。

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。  
これより順次採決に入ります。  
まず、学校教育法等の一部を改正する法律案の  
採決を行います。(発言する者多し)  
本案に賛成の方の御起立をお願いいたします。  
〔賛成者起立〕

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。  
これより順次採決に入ります。  
まず、学校教育法等の一部を改正する法律案の  
採決を行います。(発言する者多し)  
本案に賛成の方の御起立をお願いいたします。  
〔賛成者起立〕

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。(発言す  
る者多く、議場騒然) よつて、本案は多數をもつ  
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました  
た。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法  
律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。(発言する  
者多く、議場騒然) 起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。(発言す  
る者多く、議場騒然) よつて、本案は多數をもつ  
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました  
た。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の  
一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。(発言す  
る者多く、議場騒然) よつて、本案は多數をもつ  
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました  
た。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の  
一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。(発言す  
る者多く、議場騒然) よつて、本案は多數をもつ  
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました  
た。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の  
一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。(発言す  
る者多く、議場騒然) よつて、本案は多數をもつ  
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました  
た。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の  
一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。(発言す  
る者多く、議場騒然) よつて、本案は多數をもつ  
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました  
た。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の  
一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。(発言す  
る者多く、議場騒然) よつて、本案は多數をもつ  
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました  
た。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の  
一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。(発言す  
る者多く、議場騒然) よつて、本案は多數をもつ  
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました  
た。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の  
一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(狩野安君) 多数と認めます。(発言す  
る者多く、議場騒然) よつて、本案は多數をもつ  
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました  
た。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の  
一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

二、各学校が、多様な子どもの実態や地域の状  
況を踏まえた創意工夫ある教育課程の編成を  
通して、学校種ごとの目標を達成できるよう  
にすること。

三、教員の多忙化を解消し子どもと向き合う時  
間を増やすなど教育の充実のため、小学校高  
学年での専科教員の増、習熟度別指導・少人  
数教育の拡充など、教職員定数の改善に努め  
るとともに、学校事務職員の任務を踏まえた  
有効活用、学校のICT化及び事務の外部委  
託化並びに外部の専門家及び地域人材の活用  
に努めること。

四、副校长等の新たな職を置く際には、教員間  
の適切な役割分担に資すると同時に、学校が  
保護者や地域住民の期待に十分に応えられる  
体制となるよう必要な定数を確保するととも  
に、職責に応じた待遇が図られるよう努める  
こと。また、地方自治体や学校の実態を踏ま  
えた配置がなされるよう努めること。

五、学校評価のガイドラインについては、各教  
育委員会及び学校による、地域の実情に応じ  
た創意工夫に基づく学校評価の実践を尊重す  
るとともに、評価結果が学校の序列化につな  
がらないよう留意すること。また、学校評価  
の結果等教育活動に関する情報の積極的な提  
供を促すこと。

六、我が国の大學生が人類の文化を継承発展させ  
る知の拠点として、質の高い教育研究を行う  
とともに、将来にわたり国際社会を始め広く  
社会に貢献できるよう、基盤的経費を拡充す  
るとともに、競争的資金を確保するなど必要  
な支援に努めること。

七、文部科学大臣が是正の要求や指示を行う以  
前にも、地方自治体において地方自治の力を發  
揮するよう要請すること。また、文部科学大  
臣が是正の要求や指示を行うに当たっては、  
十分な情報に基づいた、慎重な運用に努める  
とともに、紛争処理に関しては、地方自治法  
の適正手続を必ず踏まえること。

八、文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運  
営に関する法律による是正の要求や指示を行  
うに際し、首長は教育委員会に対して支援等  
を行うこととすること。

九、知事が都道府県教育委員会に対し、学校教  
育に関する専門的事項について助言・援助を  
求める際には、私立学校と協議するものと  
し、教育委員会は私立学校の自主性を尊重す  
ること。

十、私立学校が全国、全学校一律の法律上の義  
務を担保できるよう、知事部局に学校教育に  
関する専門的知識を有する者を配置するなど  
体制の充実を促すこと。

十一、教員免許更新制の円滑な実施に向け、教  
員及びその他の免許状保持者等に対して制度  
の十分な周知を図ること。また、更新制の導  
入に伴う免許状授与原簿の管理システムの構  
築と運用に当たっては、遺漏なきよう万全を  
期すること。

十二、国公私立のすべての教員の免許状更新講  
習の受講に伴う費用負担を軽減するため、受  
講者の講習受講の費用負担も含めて、国によ  
る支援策を検討すること。

十三、教員の資質能力の向上という免許状更新  
制度の趣旨を踏まえ、任命権者は、学校現場  
の実態に即し、各教員の受講期間を的確に把  
握し、教員の安全と健康に配慮しながら受講  
機会の確保とともに受講時の服務の取扱いに  
ついても必要な配慮を行うこと。

十四、免許状更新講習の内容については、受講  
者に対する事前アンケート調査の実施、講習  
修了後の受講者による事後評価及びこれらの  
公表を行うなど、受講者のニーズの反映に努  
めること。また、多様な講習内容、講習方法  
の中から受講者が選択できるような工夫を講  
ずること。

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次  
の事項について特段の配慮をすべきである。  
一、教育は、我が国の将来を託す世代を育成す  
る国政の最重要課題であることにかんがみ、  
国家的先行投資である教育予算の一層の拡充  
に努めること。

二、各学校が、多様な子どもの実態や地域の状  
況を踏まえた創意工夫ある教育課程の編成を  
通して、学校種ごとの目標を達成できるよう  
にすること。

三、教員の多忙化を解消し子どもと向き合う時  
間を増やすなど教育の充実のため、小学校高  
学年での専科教員の増、習熟度別指導・少人  
数教育の拡充など、教職員定数の改善に努め  
るとともに、学校事務職員の任務を踏まえた  
有効活用、学校のICT化及び事務の外部委  
託化並びに外部の専門家及び地域人材の活用  
に努めること。

四、副校长等の新たな職を置く際には、教員間  
の適切な役割分担に資すると同時に、学校が  
保護者や地域住民の期待に十分に応えられる  
体制となるよう必要な定数を確保するととも  
に、職責に応じた待遇が図られるよう努める  
こと。また、地方自治体や学校の実態を踏ま  
えた配置がなされるよう努めること。

五、学校評価のガイドラインについては、各教  
育委員会及び学校による、地域の実情に応じ  
た創意工夫に基づく学校評価の実践を尊重す  
るとともに、評価結果が学校の序列化につな  
がらないよう留意すること。また、学校評価  
の結果等教育活動に関する情報の積極的な提  
供を促すこと。

六、我が国の大學生が人類の文化を継承発展させ  
る知の拠点として、質の高い教育研究を行う  
とともに、将来にわたり国際社会を始め広く  
社会に貢献できるよう、基盤的経費を拡充す  
るとともに、競争的資金を確保するなど必要  
な支援に努めること。

七、文部科学大臣が是正の要求や指示を行う以  
前にも、地方自治体において地方自治の力を發  
揮するよう要請すること。また、文部科学大  
臣が是正の要求や指示を行うに当たっては、  
十分な情報に基づいた、慎重な運用に努める  
とともに、紛争処理に関しては、地方自治法  
の適正手続を必ず踏まえること。

八、文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運  
営に関する法律による是正の要求や指示を行  
うに際し、首長は教育委員会に対して支援等  
を行うこととすること。

九、知事が都道府県教育委員会に対し、学校教  
育に関する専門的知識を有する者を配置するなど  
体制の充実を促すこと。

十、私立学校が全国、全学校一律の法律上の義  
務を担保できるよう、知事部局に学校教育に  
関する専門的知識を有する者を配置するなど  
体制の充実を促すこと。

十一、教員免許更新制の円滑な実施に向け、教  
員及びその他の免許状保持者等に対して制度  
の十分な周知を図ること。また、更新制の導  
入に伴う免許状授与原簿の管理システムの構  
築と運用に当たっては、遺漏なきよう万全を  
期すること。

十二、国公私立のすべての教員の免許状更新講  
習の受講に伴う費用負担を軽減するため、受  
講者の講習受講の費用負担も含めて、国によ  
る支援策を検討すること。

十三、教員の資質能力の向上という免許状更新  
制度の趣旨を踏まえ、任命権者は、学校現場  
の実態に即し、各教員の受講期間を的確に把  
握し、教員の安全と健康に配慮しながら受講  
機会の確保とともに受講時の服務の取扱いに  
ついても必要な配慮を行うこと。

十四、免許状更新講習の内容については、受講  
者に対する事前アンケート調査の実施、講習  
修了後の受講者による事後評価及びこれらの  
公表を行うなど、受講者のニーズの反映に努  
めること。また、多様な講習内容、講習方法  
の中から受講者が選択できるよう工夫を講  
ずること。

十五、へき地等に勤務する教員や障がいを有す  
る教員が、多様な免許状更新講習を受講でき  
るよう努めること。



<p><b>紹介議員</b> 紙 智子君</p> <p><b>請願者</b> 東京都杉並区永福四ノ一八ノ八 古川秀樹 外百三十名</p> <p><b>紹介議員</b> 小池 晃君</p> <p>日本国憲法は、悲惨な戦争とそれを生み出した政治の仕組みへの反省から、平和・民主主義への強い願いを基につくられた。中でも第九条は、戦争の放棄と戦力の不保持を宣言し、武力による国際紛争の解決を禁止し、平和な日本をつくることを定めており、その理想を実現するために教育の目的や方針を定めたのが、改正前の教育基本法である。日本では、イラクへの自衛隊派遣を始め、第九条の原則を否定し、憲法を変えようという動きが強まっている。また、教育基本法についても与党は基本理念を投げ捨て、子供や国民の権利に基づく教育から国家による教育に転換した。それは、日本を再び戦争をする国にづくり変えようとする動きであり、子供に国を愛する心を押し付けようとしている。平和で民主的な日本を定めた憲法と、その理想を実現するために教育の目的と方針を定めた改正前の教育基本法の精神を今こそ学校教育や社会にいかすことで、日本が世界から信頼され、世界の平和に貢献できる。</p> <p>ついては、次の事項について実現を図られたい。</p> <p>一、改正教育基本法を廃止すること。</p> <p><b>第二〇〇八号</b> 平成十九年六月六日受理 教育改悪三法案の廃案に関する請願</p> <p><b>請願者</b> 新潟県糸魚川市大町二ノ一〇ノ一 六 石坂あつ子 外六千八百九十一 四名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p>	<p><b>紹介議員</b> 山崎貞夫 外四十六名</p> <p>この請願の趣旨は、第一四八〇号と同じである。</p> <p><b>第二〇〇七号</b> 平成十九年六月六日受理 憲法第九条を守り改正教育基本法の廃止を求めることに関する請願</p> <p><b>請願者</b> 東京都杉並区永福四ノ一八ノ八 古川秀樹 外百三十名</p> <p><b>紹介議員</b> 小池 晃君</p> <p>日本国憲法は、悲惨な戦争とそれを生み出した政治の仕組みへの反省から、平和・民主主義への強い願いを基につくられた。中でも第九条は、戦争の放棄と戦力の不保持を宣言し、武力による国際紛争の解決を禁止し、平和な日本をつくることを定めており、その理想を実現するために教育の目的や方針を定めたのが、改正前の教育基本法である。日本では、イラクへの自衛隊派遣を始め、第九条の原則を否定し、憲法を変えようという動きが強まっている。また、教育基本法についても与党は基本理念を投げ捨て、子供や国民の権利に基づく教育から国家による教育に転換した。それは、日本を再び戦争をする国にづくり変えようとする動きであり、子供に国を愛する心を押し付けようとしている。平和で民主的な日本を定めた憲法と、その理想を実現するために教育の目的と方針を定めた改正前の教育基本法の精神を今こそ学校教育や社会にいかすことで、日本が世界から信頼され、世界の平和に貢献できる。</p> <p>ついては、次の事項について実現を図られたい。</p> <p>一、改正教育基本法を廃止すること。</p> <p><b>第二〇〇八号</b> 平成十九年六月六日受理 教育改悪三法案の廃案に関する請願</p> <p><b>請願者</b> 新潟県糸魚川市大町二ノ一〇ノ一 六 石坂あつ子 外六千八百九十一 四名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p>
<p><b>紹介議員</b> 紙 智子君</p> <p><b>請願者</b> 新潟県長岡市緑町一ノ三八ノ二五 二 丸山幸子 外千九百九十九名</p> <p><b>紹介議員</b> 黒岩 宇洋君</p> <p>この請願の趣旨は、第五六号と同じである。</p> <p><b>第二〇三一号</b> 平成十九年六月七日受理 子供たちに行き届いた教育を進めることに関する請願</p> <p><b>請願者</b> 新潟県長岡市緑町一ノ三八ノ二五 二 丸山幸子 外千九百九十九名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第一〇一六号と同じである。</p> <p><b>第二〇三一号</b> 平成十九年六月七日受理 子供たちに行き届いた教育を進めることに関する請願</p> <p><b>請願者</b> 新潟県長岡市緑町一ノ三八ノ二五 二 丸山幸子 外千九百九十九名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p>	<p><b>紹介議員</b> 紙 智子君</p> <p><b>請願者</b> 新潟県長岡市緑町一ノ三八ノ二五 二 丸山幸子 外千九百九十九名</p> <p><b>紹介議員</b> 黒岩 宇洋君</p> <p>この請願の趣旨は、第五六号と同じである。</p> <p><b>第二〇三一号</b> 平成十九年六月七日受理 子供たちに行き届いた教育を進めることに関する請願</p> <p><b>請願者</b> 新潟県長岡市緑町一ノ三八ノ二五 二 丸山幸子 外千九百九十九名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p>
<p><b>紹介議員</b> 紙 智子君</p> <p><b>請願者</b> 名古屋市南区三条一ノ六ノ二ノ一、一〇六 加納光枝 外二千六百三十三名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。</p> <p><b>第二〇五六号</b> 平成十九年六月七日受理 教育などでの生存権の保障に関する請願</p> <p><b>請願者</b> 名古屋市南区三条一ノ六ノ二ノ一、一〇六 加納光枝 外二千六百三十三名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p>	<p><b>紹介議員</b> 紙 智子君</p> <p><b>請願者</b> 岐阜県高山市昭和町三ノ八五 塚 本育子 外三万二名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第一〇一六号と同じである。</p> <p><b>第二一二二号</b> 平成十九年六月八日受理 教育改悪三法案の廃案に関する請願</p> <p><b>請願者</b> 岐阜県高山市昭和町三ノ八五 塚 本育子 外三万二名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p>
<p><b>紹介議員</b> 紙 智子君</p> <p><b>請願者</b> 秋田県能代市住吉町一三ノ九 森幸枝 外二千六百二十三名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第六号と同じである。</p> <p><b>第二〇五七号</b> 平成十九年六月七日受理 教育などでの生存権の保障に関する請願</p> <p><b>請願者</b> 秋田県能代市住吉町一三ノ九 森幸枝 外二千六百二十三名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p>	<p><b>紹介議員</b> 紙 智子君</p> <p><b>請願者</b> 岐阜県高山市昭和町三ノ八五 塚 本育子 外三万二名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第六号と同じである。</p> <p><b>第二一二三号</b> 平成十九年六月八日受理 改正教育基本法廃止に関する請願</p> <p><b>請願者</b> 大阪市東住吉区西今川二ノ七一ノ一 西水英男 外七十七名</p> <p><b>紹介議員</b> 井上 哲士君</p>
<p><b>紹介議員</b> 紙 智子君</p> <p><b>請願者</b> 六月十八日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、教育改悪三法案の廃案に関する請願(第二一三四号)</p> <p>この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。</p> <p><b>第二〇〇八号</b> 平成十九年六月八日受理 第二〇〇八号 平成十九年六月八日受理</p> <p><b>請願者</b> 京都市伏見区中之町一、〇七七〇</p> <p><b>紹介議員</b> 前川 清成君</p>	<p><b>紹介議員</b> 紙 智子君</p> <p><b>請願者</b> 岐阜県朝霞市岡三ノ三九ノ一 ○一 水落貴司 外千名</p> <p><b>紹介議員</b> 黒岩 宇洋君</p> <p>この請願の趣旨は、第一六号と同じである。</p> <p><b>第二〇三〇号</b> 平成十九年六月七日受理 憲法第九条を守り改正教育基本法を廃止することに関する請願</p> <p><b>請願者</b> 埼玉県朝霞市岡三ノ三九ノ一 ○一 水落貴司 外千名</p> <p><b>紹介議員</b> 黒岩 宇洋君</p>

われてゐる。教育予算を抜本的に増やし、教育の機会均等を保障するよう求める。国連から批判されている、国際人権規約中等・高等教育の漸進的無償化条項の留保を撤回し、漸進的無償化への計画を示し、実行するよう求める。

ついては憲法・教育基本法を守り、いかし、すべての子供たちに行き届いた教育を実現するため、次の事項について速やかな実現を図られたい。

一、私学助成の国庫補助制度を堅持し、抜本的に拡充すること。

二、国の責任で、三〇人学級を直ちに実現すること。

三、すべての学校の教職員を増やすこと。

四、教育費無償化の計画を立て実行すること。

五、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。

六、国の責任で、障害児学校建設、障害児学級增设を行うこと。

七、義務教育費の国庫負担制度を堅持し、拡充すること。

第三三三八号 平成十九年六月十三日受理

**教育改悪三法案の廃案に関する請願**

請願者 愛知県春日井市鳥居松町八ノ二七  
ノ六 中島晶子 外一万五千二十  
七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一〇一六号と同じである。

第三三四三号 平成十九年六月十三日受理

改正前の教育基本法を学校や社会にいかすことに関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市箕田一、四〇三 竹  
内仙一 外四十三名

紹介議員 紙 智子君

子育てに悩む親や多くの国民は、子供たちが伸び伸び育ち、友達や家族、教職員や地域の人たちと豊かな人間関係をはぐくめる学校や地域を望ん

でいる。そのためには、平和で民主的な日本をつくることを定めた憲法と、その理想を実現するために教育の目的や方針を定めた改正前の教育基本法の精神を、学校教育や社会にいかすことが必要である。与党は、憲法や教育基本法の基礎理念を真っ向から否定し、子供や国民の権利に基づく教育から国家による教育への転換を迫っている。それは、日本を再び戦争をする国につくり変えようとする憲法改正の動きと合わせ、国家が直接教育に入り、国を愛する心の押し付けなど教育統制を強めるものである。

ついては、憲法を守るとともに教育基本法を改正前に戻し、これを学校や社会にいかすことを求め、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法・改正前の教育基本法の理念を真っ向から否定する、改正教育基本法を廃止すること。

二、子供たちや国民の声を尊重して、憲法・改正前の教育基本法・子どもの権利条約を学校や社会にしつかりいかす施策を進めること。

三、政府が直接教育に介入することになる「教育振興基本計画」の策定をやめること。